

令和 7 年度版

# 香川県環境白書

この「香川県環境白書」は、香川県環境基本条例第 10 条の規定に基づき、環境の状況および県が環境の保全に関して講じた施策の状況などを明らかにするために毎年度作成し、公表しているものです。

本書では、令和 6 年度の環境・施策の状況、令和 7 年度の主な施策の状況などを報告します。

# 【 目 次 】

|  |     |
|--|-----|
| 第1部 令和6年度の環境・施策の状況 .....               | 1   |
| 序章 香川の環境および基本計画の推進                     |     |
| 第1節 香川の環境 .....                        | 2   |
| 第2節 基本計画の推進 .....                      | 3   |
| 第1章 環境を守り育てる地域づくりの推進                   |     |
| 第1節 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進 .....         | 11  |
| 第2節 環境教育・環境学習の充実 .....                 | 17  |
| 第3節 県民参加の山・川・里（まち）・海の環境保全 .....        | 22  |
| 第4節 うるおいのある快適な地域づくり .....              | 30  |
| 第2章 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全      |     |
| 第1節 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策） .....        | 38  |
| 第2節 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策） ..... | 45  |
| 第3章 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成          |     |
| 第1節 循環型社会づくりの推進 .....                  | 47  |
| 第2節 廃棄物の適正処理の推進 .....                  | 55  |
| 第3節 水循環の促進 .....                       | 60  |
| 第4章 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進           |     |
| 第1節 生物多様性の保全 .....                     | 63  |
| 第2節 有害鳥獣対策と外来種対策の推進 .....              | 67  |
| 第3節 農地等の保全と持続的活用 .....                 | 69  |
| 第5章 みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造            |     |
| 第1節 森林整備と森林資源循環利用の推進 .....             | 72  |
| 第2節暮らしを支えるみどりの充実 .....                 | 77  |
| 第3節 県民総参加のみどりづくり .....                 | 83  |
| 第6章 安全で安心して暮らせる生活環境の保全                 |     |
| 第1節 大気環境の保全 .....                      | 84  |
| 第2節 水環境、土壤・地盤環境の保全 .....               | 92  |
| 第3節 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進 .....          | 107 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第2部 令和7年度の主な施策の状況 | 117 |
|-------------------|-----|

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 卷末資料              | 133 |
| ① 調査・研究等の推進       | 134 |
| ② 各種基準・資料         | 137 |
| ③ 環境行政体制          | 159 |
| ④ 香川県における環境行政のあゆみ | 160 |



## **第1部 令和6年度の環境・施策の状況**

# 序章 香川の環境および基本計画の推進

## 第1節 香川の環境

### ◎ 地勢

本県は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、四国の北東部にあります。面積は 1,876.83km<sup>2</sup>、全国に占める面積の割合は 0.5%で、全国で最も小さい県です。北は小豆島や現代アートの聖地として世界的に有名な直島をはじめ大小 110 余の島々が瀬戸内海に浮かび、南には讃岐山脈が連なり、讃岐山脈に源を発する多くの河川は、讃岐平野を北流して瀬戸内海に注いでいます。

### ◎ 気候

典型的な瀬戸内式気候で、平年で年平均気温は 16°C 前後と比較的温暖であり、年間日照時間は全国平均より長い傾向にあります。降水量は少なく、地震・台風などの自然災害も比較的少ない一方、河川の流路延長が短く、水資源に恵まれていないことから、県内には満濃池をはじめ、大小約 1 万 2 千のため池が点在し、円錐状の美しい小山とともに、特徴ある景観をなしています。

### ◎ 土地利用

讃岐平野を中心に田畠やため池からなる農業地域が広がり、平野部の山々や讃岐山脈をはじめ、瀬戸内海に浮かぶ島々でも森林地域が形成されています。これらの緑や水辺に囲まれた県土は、交通手段の発達に伴う生活圏、行動圏の拡大により、自然的、社会的、経済的条件のいずれにおいても一体性が強く、全県的に高度な土地利用が行われています。

### ◎ 人口

本県の総人口は、平成 11(1999)年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 6(2024)年の人口は約 92 万人と、25 年連続の減少となっており、減少幅が拡大傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のまま何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進むことが見込まれ、令和 22(2040)年の本県の総人口は 81 万人程度にまで減少すると推計されています。

### ◎ 経済

令和3年度の県内総生産（名目）は、3兆8,638億円となっています。産業別にみると、第3次産業の生産額の割合が高く、全体の71.2%を占めています。



▲瀬戸内海



▲讃岐平野

## 第2節 基本計画の推進

### 1 香川県環境基本計画

本県では、環境保全についての基本的理念や施策の基本となる事項を定めた「香川県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する長期的な目標および施策の方向性等を定めた「香川県環境基本計画」を平成9年に策定し、その後、平成13年7月、平成18年3月、平成23年10月、平成27年12月に見直しを行い、環境保全の取組みを推進してきました。

この間、社会経済情勢の変化等により、本県を取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化対策、廃棄物の適正処理、有害鳥獣対策、生物多様性や水・大気環境の保全など、本県の環境に関する課題は広域化、多様化してきています。

こうしたことから、本県の環境の特性を考慮しつつ、より良い環境と社会経済の実現をめざした環境の保全に関する施策展開の全体像を県民に示し、地域社会を構成するあらゆる主体の参加のもとで持続可能な香川づくりを進めていくため、令和7年度を目標年度とした「香川県環境基本計画」を令和3年10月に策定しました。

#### 《香川県環境基本計画の概要》

##### 【基本的事項】

- 策 定 根 拠：香川県環境基本条例第9条
- 計 画 期 間：令和3年度～令和7年度（5年間）
- 環境の将来像：県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川
- 基 本 目 標：4つの環境分野とそれぞれに共通する分野ごとに基本目標を設定（以下のとおり）

県民みんなでつくる  
人と自然が共生する持続可能な香川

##### 【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】

環境を守り育てる地域づくりの推進

##### 【地球環境分野】

脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全

##### 【資源循環分野】

環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

##### 【自然環境分野】

自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

##### 【生活環境分野】

安全で安心して暮らせる生活環境の保全

## 2 香川県みどりの基本計画

本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、「香川県緑化推進基本計画（第1次計画：平成13年度～22年度）」および「香川県森林・林業基本計画（第1次～2次計画：平成7年度～17年度）」を策定しました。

その後、平成14年に制定した、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づき、「香川県緑化推進基本計画」と「香川県森林・林業基本計画」の統合・見直しを行い、平成18年に「香川県みどりの基本計画（第1次～3次計画：平成18年度～令和2年度）」を策定しました。

これまでの取組みの成果を引き継ぎ、一層進めるとともに、第3次計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、新たな香川づくりの指針である「みんなでつくるせとうち田園都市・香川 実現計画（令和5年10月に「人生100年時代のフロンティア県・香川 実現計画」に変更）」の基本方針に沿って、令和7年度を目標年度とした「香川県みどりの基本計画」を策定し、みどりに関する諸施策を進めています。

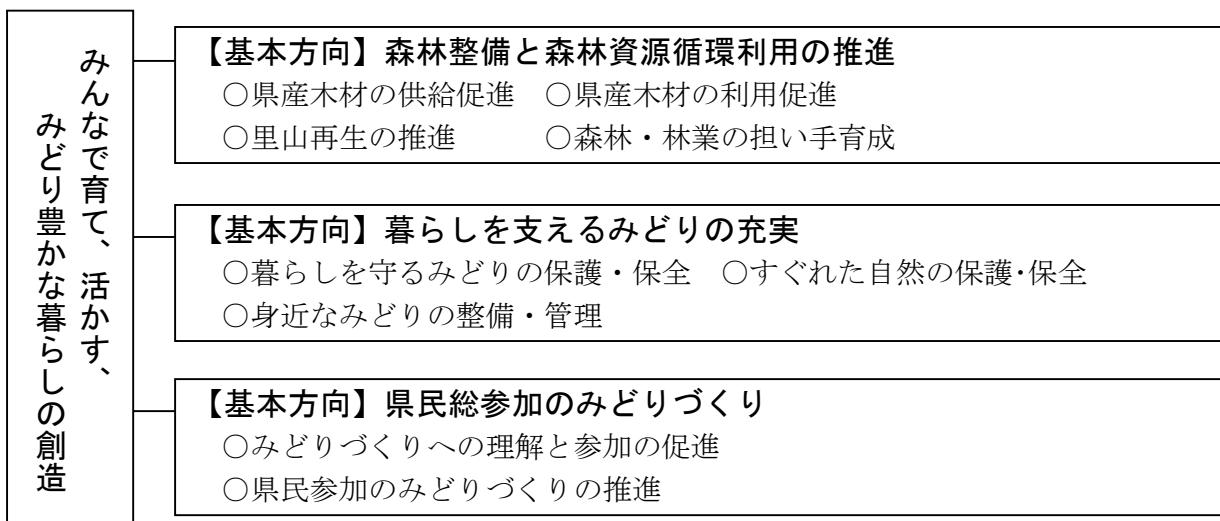
### 《香川県みどりの基本計画の概要》

#### 【基本的事項】

- 策 定 根 拠：みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第6条
- 計 画 期 間：令和3年度～令和7年度（5年間）
- 計 画 対 象：樹木等の植物が生育する森林、農地、草地、その他これらに類する土地が形成している環境
- 基 本 目 標：「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」  
～日本一小さな県で、日本一充実した、「みどり」とともに暮らす社会の実現～

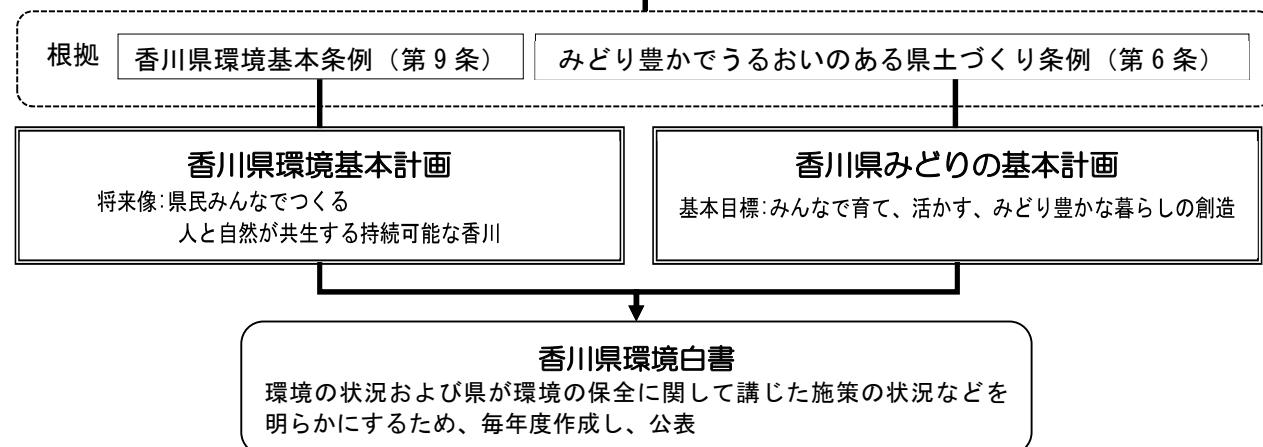
#### 【計画の特徴】

○施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりをいかに利用、保全していくのか」、「暮らしを支えるみどりをいかに充実させていくのか」、さらには、「県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのか」といった3つの視点で集約し、「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」の3つに整理。（以下のとおり）



### 3 環境白書による環境の状況および環境の保全に関して講じた施策の状況等の公表

「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画



#### URL

「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/sogo/sogokeikuminaoshi/keikuminaoshi.html>

「香川県環境基本計画」：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/kihon/hourei/wkc1ji160226133135.html>

「香川県みどりの基本計画」：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midoriseibi/shinrin/keikaku.html>

本書では、環境の現状と課題および基本計画に基づき令和6年度に実施した各施策の実施状況および令和7年度の主な施策の実施状況について、テーマ別に記載しています。

#### 香川県環境白書の構成

| 香川県環境白書の構成                           |  |
|--------------------------------------|--|
| 第1部 令和6年度の環境・施策の状況                   |  |
| 香川県環境基本計画・香川県みどりの基本計画                | 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進                                     |
| 第1章<br>環境を守り育てる地域づくりの推進              | 環境教育・環境学習の充実<br>県民参加の山・川・里（まち）・海の環境保全<br>うるおいのある快適な地域づくり |
| 第2章<br>脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 | 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）<br>地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）    |
| 第3章<br>環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成     | 循環型社会づくりの推進<br>廃棄物の適正処理の推進<br>水循環の促進                     |
| 第4章<br>自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進      | 生物多様性の保全<br>有害鳥獣対策と外来種対策の推進<br>農地等の保全と持続的活用              |
| 第5章<br>みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造       | 森林整備と森林資源循環利用の推進<br>暮らしを支えるみどりの充実<br>県民総参加のみどりづくり        |
| 第6章<br>安全で安心して暮らせる生活環境の保全            | 大気環境の保全<br>水環境、土壤・地盤環境の保全<br>騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進         |
| 第2部 令和7年度の主な施策の状況                    |  |
| 巻末資料                                 |  |

※第5章第1節「森林整備と森林資源循環利用の推進」は、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」第14条に基づき、その施策の実施状況を公表するものです。

## ① 環境基本計画に掲げる環境指標【数値目標】一覧

| 区分                            | 施策項目  | 環境指標  | 単位 | 【現況】<br>R2 年度          | R5 年度                | R6 年度                | 【目標】<br>R7 年度         |
|-------------------------------|-------|---|----|------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 環境を守り育てる地域づくりの推進              | 大項目   | 県と連携した市町・事業者・民間団体数  | 団体 | 69                     | 90                   | 99                   | 94                    |
|                               | 大項目   | 環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(県政モニターアンケートで「環境保全活動」や「環境学習」に「参加した」と回答した人の割合)                 | %  | 29.4<br>(R3. 6 現在)     | 35.9<br>(R6. 6 現在)   | 27.1<br>(R7. 6 現在)   | 40.0                  |
|                               | 1-1-1 | エコアクション21登録件数   | 件  | 76                     | 72                   | 64                   | 90                    |
|                               | 1-1-2 | 県と連携した市町・事業者・民間団体数【再掲】  | 団体 | 69                     | 90                   | 99                   | 94                    |
|                               | 1-2-1 | 県が実施する環境教育・環境学習参加者数(累計)   | 人  | 112,575<br>(H28～R2 累計) | 55,216<br>(R3～R5 累計) | 90,285<br>(R3～R6 累計) | 125,000<br>(R3～R7 累計) |
|                               | 1-2-2 | 県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数   | 人  | 1,518                  | 3,478                | 4,012                | 2,000                 |
|                               | 1-3-1 | 県民参加の森づくり参加者数(累計)   | 人  | 40,906<br>(H28～R2 累計)  | 21,314<br>(R3～R5 累計) | 30,385<br>(R3～R6 累計) | 45,000<br>(R3～R7 累計)  |
|                               | 1-3-2 | かがわ里海大学修了者数(累計)   | 人  | 2,308<br>(H28～R2 累計)   | 1,675<br>(R3～R5 累計)  | 2,964<br>(R3～R6 累計)  | 3,000<br>(R3～R7 累計)   |
|                               | 1-4-1 | 公園・緑地面積<br>※都市公園や港湾緑地、森林公園を合わせたもの   | ha | 1,813<br>(R1)          | 1,820<br>(R4)        | 1,825<br>(R5)        | 1,831<br>(R6)         |
| 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 | 大項目   | 温室効果ガス削減率   | %  | ▲15.8<br>(H29)         | ▲27.5<br>(R3)        | ▲34.9<br>(R4 暫定)     | ▲33                   |
|                               | 大項目   | 「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度(県政モニターアンケートで「「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し行動している」と回答した人の割合) | %  | 75.6<br>(R3. 6 現在)     | 65.9<br>(R6. 6 現在)   | 79.5<br>(R7. 6 現在)   | 90.0                  |
|                               | 2-1-1 | 最終エネルギー消費量削減率   | %  | ▲7.4<br>(H29)          | ▲19.7<br>(R3)        | ▲20.8<br>(R4 暫定)     | ▲8.0                  |
|                               | 2-1-2 | 太陽光発電システム設置容量   | kW | 821,728                | 945,570              | 973,222              | 1,240,000             |
|                               | 2-1-3 | 森林整備面積(累計)  | ha | 4,536<br>(H28～R2 累計)   | 2,508<br>(R3～R5 累計)  | 3,103<br>(R3～R6 累計)  | 5,000<br>(R3～R7 累計)   |
|                               | 2-2-1 | 県内の気候変動影響に関する情報提供件数   | 件  | 0                      | 6                    | 8                    | 10                    |
|                               | 2-2-2 | 県が実施する適応策の件数  | 件  | 7                      | 8                    | 9                    | 10                    |

| 区分                        | 施策項目  | 環境指標   | 単位  | 【現況】<br>R2 年度         | R5 年度             | R6 年度             | 【目標】<br>R7 年度 |
|---------------------------|-------|--|-----|-----------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成 | 大項目   | 一般廃棄物の最終処分量  | 万 t | 3.1<br>(R1)           | 2.6<br>(R4)       | 2.4<br>(R5)       | 2.6           |
|                           | 大項目   | 産業廃棄物の最終処分量  | 万 t | 17.2<br>(R1)          | 13.8<br>(R4)      | 12.4<br>(R5)      | 16.1          |
|                           | 大項目   | 3 R の推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合（県政モニターアンケートで4つ以上の項目に「取り組んでいる」と回答した人の割合）  | %   | 47.9<br>(R3.6 現在)     | 33.9<br>(R6.6 現在) | 41.1<br>(R7.6 現在) | 56.0          |
|                           | 3-1-1 | 一般廃棄物（し尿を除く）の総排出量  | 万 t | 31.2<br>(R1)          | 29.5<br>(R4)      | 28.6<br>(R5)      | 28.0          |
|                           | 3-1-1 | 一般廃棄物（し尿を除く）の一人一日当たり排出量  | g   | 868<br>(R1)           | 844<br>(R4)       | 825<br>(R5)       | 810           |
|                           | 3-1-1 | 産業廃棄物の総排出量   | 万 t | 244.9<br>(R1)         | 249.3<br>(R4)     | 248.3<br>(R5)     | 244.0         |
|                           | 3-1-2 | 一般廃棄物のリサイクル率   | %   | 18.2<br>(R1)          | 19.3<br>(R4)      | 18.8<br>(R5)      | 24.0          |
|                           | 3-1-2 | 産業廃棄物のリサイクル率   | %   | 71.0<br>(R1)          | 71.4<br>(R4)      | 70.8<br>(R5)      | 72.5          |
|                           | 3-2-1 | 廃棄物不適正処理苦情件数   | 件   | 124                   | 317               | 127               | 減少            |
|                           | 3-2-2 | 災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町数   | 市町  | 0                     | 2                 | 2                 | 全市町           |
|                           | 3-3-1 | 普段の生活で節水している人の割合（県政世論調査において普段の生活で「節水している」、「どちらかといえば節水している」と回答した人の割合） | %   | 80.6<br>(R1)          | 82.8              | 79.5              | 84.0 以上       |
| 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進  | 大項目   | 生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数  | 団体  | 0                     | 11                | 12                | 15            |
|                           | 大項目   | 生物多様性に関する県民の認知度（県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合）                | %   | 37.2<br>(R3.6 現在)     | 37.8<br>(R6.6 現在) | 44.6<br>(R7.6 現在) | 50.0          |
|                           | 4-1-1 | 生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数【再掲】                                      | 団体  | 0                     | 11                | 12                | 15            |
|                           | 4-1-2 | 香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数                                  | 種   | 16                    | 16                | 16                | 20            |
|                           | 4-1-3 | 愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数   | 校   | 48                    | 55                | 58                | 53            |
|                           | 4-2-1 | イノシシの年間捕獲頭数  | 頭   | 12,583<br>(H28～R2 平均) | 9,095             | 13,625            | 12,000        |
|                           | 4-2-2 | アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数   | 頭   | 417<br>(H28～R2 平均)    | 370               | 357               | 400           |
|                           | 4-2-3 | 地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数   | 市町  | 0                     | 12                | 15                | 全市町           |
|                           | 4-3-1 | 協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積  | ha  | 14,280                | 15,337            | 15,308            | 15,000        |

| 区分                 | 施策項目  | 環境指標   | 単位            | 【現況】<br>R2 年度      | R5 年度             | R6 年度             | 【目標】<br>R7 年度      |
|--------------------|-------|--|---------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 安全で安心して暮らせる生活環境の保全 | 大項目   | 各小項目の達成度（A評価の項目数）  | 項目            | 2<br>(R1)          | 4                 | 4                 | 8                  |
|                    | 大項目   | 生活環境の向上（大気・水・騒音の満足度）（県政モニターアンケートで「現在の生活環境」に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合） | %             | 52.6<br>(R3.6 現在)  | 58.8<br>(R6.6 現在) | 56.2<br>(R7.6 現在) | 58.0               |
|                    | 5-1-1 | 大気に係る環境基準の達成度合【全4項目】   | %             | 100<br>(R1)        | 100               | 100               | 100                |
|                    | 5-1-2 | 光化学オキシダント注意報・警報の発令回数   | 回             | 0                  | 0                 | 0                 | 0                  |
|                    | 5-2-1 | 公共用水域に係る環境基準の達成率<br>【健康項目（27項目）】   | %<br><br><br> | 100<br>(R1)        | 100               | 100               | 100                |
|                    |       | 【生活環境項目】<br>(河川 BOD)   |               | 74<br>(H27～R1 平均)  | 66                | 71                | 改善                 |
|                    |       | (海域 COD)   |               | 37<br>(H27～R1 平均)  | 43                | 43                | 改善                 |
|                    | 5-2-2 | 水質汚濁物質発生負荷量<br>COD   | t / 日         | 22<br>(R1)         | 21<br>(R4)        | 21<br>(R5)        | 第9次水質総量削減計画における目標値 |
|                    | 5-2-2 | 汚水処理人口普及率  | %             | 78.8<br>(R1)       | 81.9<br>(R4)      | 82.4<br>(R5)      | 85.0               |
|                    | 5-2-3 | 公共用水域に係る環境基準達成率<br>【生活環境項目】<br>(河川 BOD)  | %<br><br><br> | 74<br>(H27～R1 平均)  | 66                | 71                | 改善                 |
|                    |       | (海域 COD)   |               | 37<br>(H27～R1 平均)  | 43                | 43                | 改善                 |
|                    | 5-2-4 | 有害物質使用特定施設の年間立入検査実施件数  | 件             | 1                  | 9                 | 18                | 12                 |
|                    | 5-3-1 | 生活環境に係る苦情件数（騒音・振動・悪臭）  | 件             | 183<br>(H28～R2 平均) | 216               | 216               | 減少                 |
|                    | 5-3-2 | ダイオキシン類の環境基準達成度合<br>【全項目（4項目）について 100 をめざす】                                    | %             | 100<br>(R1)        | 100               | 100               | 100                |

※表中の数値は、特に記載のない場合、当該年度または年度末の数値

※施策項目の番号は「香川県環境基本計画」に対応

## ② みどりの基本計画に掲げる環境指標【数値目標】一覧

| 区分                   | 施策項目  | 環境指標                      | 単位             | 【現況】<br>R2 年度         | R5 年度                | R6 年度                | 【目標】<br>R7 年度        |
|----------------------|-------|---------------------------|----------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 森林整備と<br>森林資源循環利用の推進 | 1     | 県産認証木材の搬出量                | m <sup>3</sup> | 10,230<br>(H28～R2 平均) | 13,219               | 16,260               | 12,000               |
|                      | 1     | 森林整備と木材利用に関する認知度          | %              | 47<br>(R3.6 現在)       | 44<br>(R6.6 現在)      | 42<br>(R7.6 現在)      | 60                   |
|                      | 1-1-1 | 森林整備面積（累計）                | ha             | 4,536<br>(H28～R2 累計)  | 2,508<br>(R3～R5 累計)  | 3,103<br>(R3～R6 累計)  | 5,000<br>(R3～R7 累計)  |
|                      | 1-1-2 | 林内路網延長                    | km             | 1,714                 | 1,755                | 1,777                | 1,749                |
|                      | 1-1-3 | 林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積     | ha             | 3,361                 | 3,792                | 4,084                | 3,660                |
|                      | 1-2-1 | 県産認証木材取扱事業者数              | 事業者            | 35                    | 40                   | 44                   | 42                   |
|                      | 1-2-2 | 県産木材の県内での利用量              | m <sup>3</sup> | 3,278<br>(H28～R2 平均)  | 3,249                | 2,018                | 3,900                |
|                      | 1-2-3 | 県産木材の認知度                  | %              | 40<br>(R3.6 現在)       | 43<br>(R6.6 現在)      | 40<br>(R7.6 現在)      | 50                   |
|                      | 1-3-1 | 里山整備面積（累計）                | ha             | 88<br>(H28～R2 累計)     | 69<br>(R3～R5 累計)     | 84<br>(R3～R6 累計)     | 100<br>(R3～R7 累計)    |
|                      | 1-3-2 | 里山資源の生産量                  | t              | 224<br>(H28～R2 平均)    | 226                  | 272                  | 260                  |
|                      | 1-4-1 | 林業研究グループ、林業事業体への講習会等実施回数  | 回              | 7<br>(H28～R2 平均)      | 10                   | 15                   | 10                   |
|                      | 1-4-2 | 新規林業就業者数（累計）              | 人              | 59<br>(H28～R2 累計)     | 21<br>(R3～R5 累計)     | 28<br>(R3～R6 累計)     | 50<br>(R3～R7 累計)     |
| 暮らしを支えるみどりの充実        | 2     | 公園・緑地面積                   | ha             | 1,813<br>(R1)         | 1,820<br>(R4)        | 1,825<br>(R5)        | 1,831<br>(R6)        |
|                      | 2     | みどりの豊かさ（森林・公園など）の満足度      | %              | 62<br>(R3.6 現在)       | 66<br>(R6.6 現在)      | 61<br>(R7.6 現在)      | 65                   |
|                      | 2-1-1 | 治山施設整備箇所数（累計）             | 箇所             | 56<br>(H28～R2 累計)     | 36<br>(R3～R5 累計)     | 48<br>(R3～R6 累計)     | 75<br>(R3～R7 累計)     |
|                      | 2-1-2 | 保安林（国指定）の指定施業要件の見直し未了件数   | 件              | 1,512                 | 673                  | 422                  | 0                    |
|                      | 2-1-3 | みどりの巡視員等による巡視延べ日数         | 日              | 600                   | 600                  | 584                  | 600                  |
|                      | 2-1-4 | ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積（累計）  | ha             | 新規<br><br>(R3～R5 累計)  | 13<br><br>(R3～R6 累計) | 13<br><br>(R3～R7 累計) | 25<br><br>(R3～R7 累計) |
|                      | 2-1-5 | ニホンジカの年間捕獲頭数              | 頭              | 1,685<br>(H28～R2 平均)  | 1,454                | 1,158                | 1,500                |
|                      | 2-2-1 | 県立自然公園野営場等の利用者数           | 千人             | 70<br>(H28～R2 累計)     | 43<br>(R3～R5 累計)     | 56<br>(R3～R6 累計)     | 77<br>(R3～R7 累計)     |
|                      | 2-2-2 | みどりの巡視員等による巡視延べ日数<br>【再掲】 | 日              | 600                   | 600                  | 584                  | 600                  |

| 区分           | 施策項目  | 環境指標                             | 単位 | 【現況】<br>R2年度           | R5年度                  | R6年度                  | 【目標】<br>R7年度          |
|--------------|-------|----------------------------------|----|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 県民総参加のみどりづくり | 2-2-3 | 自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援（累計）     | 件  | 37<br>(H28～R2 累計)      | 51<br>(R3～R5 累計)      | 72<br>(R3～R6 累計)      | 40<br>(R3～R7 累計)      |
|              | 2-2-4 | 生物多様性に関する県民の認知度                  | %  | 37<br>(R3. 6 現在)       | 38<br>(R6. 6 現在)      | 45<br>(R7. 6 現在)      | 50                    |
|              | 2-3-1 | 緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数 | 市町 | 0                      | 5                     | 5                     | 全市町                   |
|              | 2-3-2 | 街なか緑化推進事業の実施箇所数（累計）              | 箇所 | 23<br>(H28～R2 累計)      | 13<br>(R4 で事業終了)      | 13<br>(R4 で事業終了)      | 20<br>(R3～R7 累計)      |
|              | 2-3-3 | 森林公园の入園者数（累計）                    | 千人 | 2, 821<br>(H28～R2 累計)  | 1, 686<br>(R3～R5 累計)  | 2, 320<br>(R3～R6 累計)  | 2, 960<br>(R3～R7 累計)  |
| 県民総参加のみどりづくり | 3     | 県民参加の森づくり参加者数（累計）                | 人  | 40, 906<br>(H28～R2 累計) | 21, 314<br>(R3～R5 累計) | 30, 385<br>(R3～R6 累計) | 45, 000<br>(R3～R7 累計) |
|              | 3     | 森林ボランティア活動の関心度                   | %  | 61<br>(R3. 6 現在)       | 58<br>(R6. 6 現在)      | 77<br>(R7. 6 現在)      | 65                    |
|              | 3-1-1 | どんぐり銀行新規預金者数（累計）                 | 人  | 5, 668<br>(H28～R2 累計)  | 2, 770<br>(R3～R5 累計)  | 3, 432<br>(R3～R6 累計)  | 6, 000<br>(R3～R7 累計)  |
|              | 3-1-2 | みどりづくり活動団体数                      | 団体 | 30                     | 36                    | 39                    | 35                    |
|              | 3-2-1 | 緑の少年団の団数                         | 団  | 39                     | 51                    | 52                    | 44                    |
|              | 3-2-2 | みどりづくり活動団体数【再掲】                  | 団体 | 30                     | 36                    | 39                    | 35                    |

※表中の数値は、特に記載のない場合、当該年度または年度末の数値

※施策項目の番号は「香川県みどりの基本計画」に対応

# 第1章 環境を守り育てる地域づくりの推進

## 第1節 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進

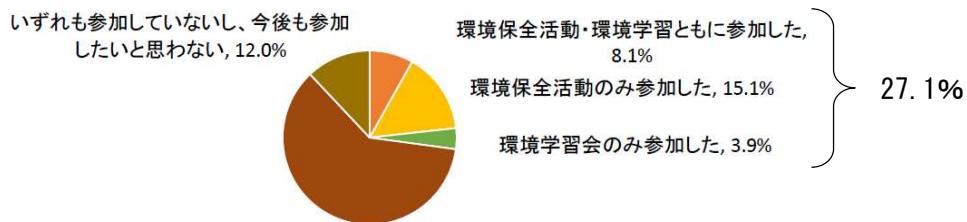
### ◎現状と課題

環境の課題は、温室効果ガスの排出による地球温暖化など地球規模の課題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊など生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、これらの課題への対応に当たっては、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体が、日常生活や事業活動において自主的な取組みを進めることに加え、それらの取組みが地域に広がり、持続的なものとなるよう、各主体が相互に連携・協働しながら「環境を守り育てる地域づくり」を進める必要があります。

令和7年度の県政モニターアンケート調査では、「環境保全活動」や「環境学習」に参加したと回答した人の割合は27.1%となり、令和6年度の調査結果(35.9%)を大きく下回りました。県が実施する環境学習に関するイベント・講座の参加人数、県と連携した市町・事業者・民間団体数は増加しているものの、県内全体としては取組みが十分ではないと考えられます。

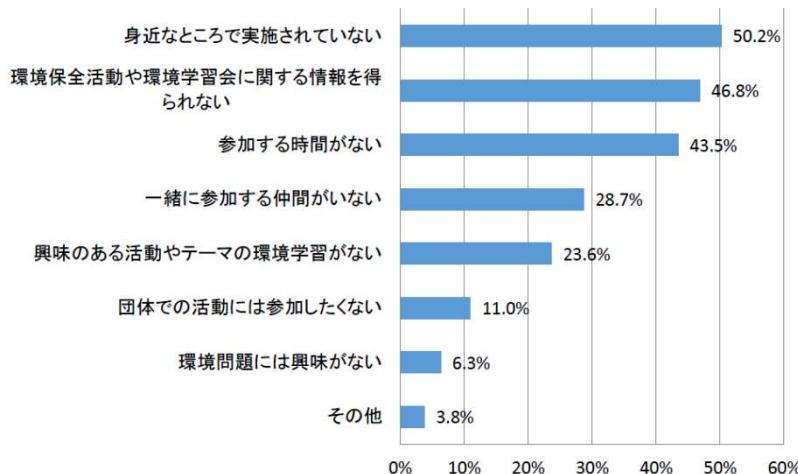
「環境を守り育てる地域づくり」を推進するためには、環境保全への関心と理解を相互に深めながら行動につなげていくことが求められるため、身近な場所で誰もが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるような学習機会の提供やきっかけづくりにより一層取り組むとともに、県の取組みだけでなく、市町や事業者、民間団体等の取組みについても、連携して幅広く効果的に情報発信していく必要があります。

あなたは、この1年間で、地域で実施される環境保全活動や環境学習に参加しましたか。  
次の中から1つだけ選んでください。



いずれも参加していないが、今後機会があれば参加したいと思っている, 60.9%

「環境保全活動・環境学習ともに参加した」以外を答えた方にお伺いします。  
参加していない理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。



資料：香川県環境政策課  
(令和7年度県政モニターアンケート  
調査結果を基に作成)

## ◎具体的な取組み

### 1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進

#### ア) 日常生活における環境負荷低減の取組みの促進

##### ① 環境にやさしい消費者行動の促進

###### ◆ 「くらしのセミナー」の開催

県消費生活センターでは、市町等の協力を得て、消費者団体・老人クラブ等を対象に、生活設計情報教室「くらしのセミナー」として、省エネ、地球温暖化、食品ロス等をテーマに、各地で講座を開催しました。

► 開催実績（R6年度）：13回、208名参加



▲丸亀市民学級・消費生活サポーター（SDGs）



▲綾川町立陶小学校（エシカル消費）

##### ② かがわ緑のカーテン Instagram

県民が取り組みやすい地球温暖化対策や節電対策として、家庭、事業所、学校などにおける「緑のカーテン」の設置を促進するため、緑のカーテンを育てる仲間と交流することができるよう、「かがわ緑のカーテン Instagram」を開設しています。

緑のカーテンを上手に育てるコツなどの「お役立ち情報」、みんなが育てた緑のカーテンを見たり、自分が育てた緑のカーテンを発信したりできる「育ててみたレポート」などを掲載しています。

► フォロワー数（R7.3.31 調査）：429人

###### 「緑のカーテン」とは

「緑のカーテン」とは、ゴーヤやアサガオといったつる性の植物などを育て、窓辺や壁面に幕のように茂らせることで、夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えることができる自然のカーテンのこと。



## イ) 事業活動における環境負荷低減の取組みの促進

### ① エコアクション21推進事業

環境省が推奨する中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及を図るために、エコアクション21認証取得事業者を対象とした個別相談会と新規の認証取得を目指す事業者向け説明会を実施しました。

▶ 県内のエコアクション21認証・登録事業者数（R6年度末）：64社

#### 「環境マネジメント（環境管理）」、「環境マネジメントシステム」とは

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理すること。

また、環境マネジメントシステムとは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

### ② 環境配慮モデル製品と事業所の認定

環境負荷の低減の取組みで、模範となる県内の事業所と廃棄物等を使用し環境に配慮した製品を認定するとともに、これら環境にやさしい事業所と製品をパンフレットや県内外の企画展示で紹介するなど、四国4県で連携して相互に推奨を行いました。

▶ 認定内容（R6年度末）

認定環境配慮モデル事業所：31事業所（R6年度新規：2事業所）

認定リサイクル製品 : 35製品（R6年度新規：6製品）

**URL** 「環境配慮モデル」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/ce/model/index.html>

### ③ 環境影響評価制度の推進

大規模な開発事業を対象として「環境影響評価法」や「香川県環境影響評価条例」に基づく手続きが行われています。

中小規模の開発事業に対しては、「香川県環境配慮指針」を参考にして事業を行うよう指導しています。

#### 「環境影響評価（環境アセスメント）」とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。

**URL** 「環境アセスメント」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/hozen/assess/kfvn.html>

#### ④ 環境保全施設整備等に対する支援

中小企業者が県内で環境保全のために行う公害防止施設等の設置、改善に必要な資金を、県の事業認定により取扱金融機関を通じて融資する制度で、融資対象は、大気汚染、水質汚濁、土壤や地下水の汚染、騒音・振動および悪臭を処理または防止するための施設、廃棄物を処理または資源化・再生利用するための施設、オゾン層保護やエネルギーの有効利用のための施設です。

「香川県生活環境の保全に関する条例」により新たに排水規制の対象となる小規模事業者等の排水処理施設の設置、改善について、一定の要件を満たすものは、特例として無利子の融資が受けられるよう県が金融機関に利子補給金を交付しており、令和6年度は、2件の融資に対して333千円の利子補給を行いました。

### II ウ) 県自らの活動における環境負荷低減の取組みの推進

#### ① かがわエコオフィス計画の推進

かがわエコオフィス計画（第6次、計画期間：令和3年度～令和12年度）に基づき、県の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を平成25年度比で50%削減することとしています。令和5年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度と比べ31.8%削減となりました。

#### ② 県有建物省エネルギー化推進事業

県有建物の維持管理経費の縮減を図るため、令和5年度から「環境保健研究センター」において、県内で2例目となるESCO事業を開始しました。令和5年度は設備改修を行い、高効率空調機器やLED照明の導入等により既存施設の省エネルギー化を実現するとともに、令和6年度から10年間の契約でESCO事業者による削減保証を受けることとしています。令和6年度の効果検証の結果、順調にエネルギー削減ができていることを確認しています。

#### 「ESCO事業」とは

Energy Service Companyの略称で、ビルや工場等の既存施設における省エネルギー化に必要な「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などの包括的なサービスを提供し、施設の省エネルギー化を行うとともに、その省エネルギー効果を保証する事業のこと。

また、香川県庁本庁舎等において、順次、省エネ効果の高いLED照明の導入を行っているほか、複数の県有施設をまとめてLED改修及び保守を委託するリース方式により、LED化を実施しています。

#### ③ 施設・設備の運用改善

「省エネルギーガイドライン」の効果を一層高めるため、ガイドラインをもとに、すべての県有施設でその施設に応じた運用マニュアル（管理標準）を作成し、施設運営に生かしています。また、原則使用最大電力50kW以上の施設に電力のデマンド監視装置を設置し、節電・省エネルギー対策に取り組んでいます。

#### ④ 県有施設太陽光発電設備整備事業

県有施設への積極的な太陽光発電システムの導入を図るため、平成11年以降、施設の新築・改築に合わせて太陽光発電システムを導入しています。また、太陽光発電設備の導入可能性調査を基に防災拠点となる施設に対して、PPA（電力購入契約）を活用し導入を進めています。

▶ 設置状況（令和6年度末）：29施設 発電容量994.5kW

#### ⑤ 県有施設「屋根貸し」太陽光発電導入事業

太陽光発電を推進するため、県有施設の屋根の使用を民間事業者に許可して、太陽光発電事業を実施しています。

▶ 設置施設：高松工芸高校（発電容量27kW、設置面積181m<sup>2</sup>）

## ⑥ 県有施設の緑化推進事業

県庁舎や県有施設において、緑のカーテンを設置し、断熱効果を体感するなど、緑化の取組みの普及啓発に努めました。

また、本庁舎では、フウセンカズラによる敷地内緑化にも取り組んでいます。



▲県庁舎の緑のカーテン

## ⑦ エネルギー管理の見える化事業

施設ごとのエネルギー使用量を見える化した「ecoレポ」の内容を活用して、省エネルギーの取組みを行いました。

## ⑧ 自動車排出ガス対策計画

「香川県生活環境の保全に関する条例」において、県内に所在する事業所において、50台以上の自動車を使用する事業者は、「自動車排出ガス対策計画」を作成し、知事に提出、公表することが義務付けられています。

県が使用する公用車の排出ガスの排出抑制のため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする計画書を作成しており、温室効果ガスや大気汚染物質の排出量の抑制に取り組んでいます。

## 2 あらゆる主体との連携・協働による取組みの推進

### ア) あらゆる主体による連携と協働の取組みの充実・強化

#### ① さまざまな環境保全活動団体による交流会の開催

民間団体や企業、行政などさまざまな主体による「かがわ環境活動団体交流会」を開催し、環境教育・環境学習を推進するための、連携・協働の方法について話し合いました。

▶かがわ環境活動団体交流会の開催：参加者数41名（R6年度）

#### ② 環境を守り育てるモデル地域事業

主体的に環境保全活動に取り組む県内の学校や企業等をモデル団体として指定し、さまざまな主体や世代が環境保全への関心と理解を相互に深めながら、環境をめぐる広範な課題に対して自主的に解決を図ることができる「地域づくり」を推進しました。

▶モデル活動団体：2団体（R6年度）



▲小学生による清掃活動

### イ) さまざまな主体と連携した情報発信の充実

#### ① 環境保全活動に関する情報発信

本県の環境の現状や、さまざまな主体が取り組んでいる活動などを、県のホームページやSNS、新聞広告等で発信するとともに、香川県環境白書の中でも紹介しました。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 環境教育・環境学習の充実

### ◎現状と課題

平成23年度に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、地方公共団体の環境教育等の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとともに、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が明記されています。

県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っていますが、今後、担い手となる指導者の育成を含め、環境教育や環境学習の機会のより一層の充実を図る必要があります。

本県の豊かで美しい自然や、住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、ひとりでも多くの方にさまざまな環境学習の機会を持っていただけるよう、県民の環境への関心を高め、環境学習に参加しやすい雰囲気をつくることが重要であることから、身近な場所で誰もが気軽に参加できる機会の提供や、効果的な情報発信など、幅広い層の方々に環境への関心を持っていただくための「きっかけづくり」にも取り組む必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進

##### ア) 学校における環境教育の推進

###### ① 環境学習出前講座（環境キャラバン隊・体験型環境学習プログラム）

学校や地域などにおける環境学習を支援するため、県職員による環境キャラバン隊や豊富な知識・経験を有する県内の民間団体等を学校や幼稚園、公民館等に派遣し、環境に関する学習や体験の機会の提供を行っています。

► 実施回数（R6年度）：115回（うち民間団体等の派遣：58回）



▲水生生物調査



▲木の健康診断

## ② 環境学習教材の活用

### ◆ 「さぬきっ子環境スタディ」の活用

小・中学校における環境教育を支援するため、平成24年度から香川県独自の環境学習教材として「さぬきっ子環境スタディ」を開発しました。「さぬきっ子環境スタディ」は、これまで「地球温暖化」「エネルギー」「仕事」「ごみ」「森林」「生き物」をテーマとして制作していますが、学校でのICT環境が整備されてきたことから、令和5年度から既存の教材の電子書籍化を進めています。

このほか、過去に民間団体に委託して作成した環境学習プログラムについては、学校への出前授業などで活用が図られています。

### ◆ ホームページを活用した情報提供

香川県教育センターのホームページにおいて、教員向けに環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の内容を取り込めるようにしています。

### ◆ 教員専門研修における周知

県内の小・中学校、幼稚園等の教員が参加する専門研修において、「さぬきっ子環境スタディ」の周知に努めています。

## ③ 小・中学校における環境教育の推進

### ◆ 各学校での環境教育

社会科、理科、家庭科（技術・家庭科）等における環境教育のほか、子どもの発達の段階や地域の実態等に応じ、総合的な学習の時間、道徳、特別活動において、豊かな自然や地域社会での体験活動、環境や自然と人とのかかわりについての学習、環境美化やリサイクルなどの環境保全活動に取り組んでいます。

### ◆ チャレンジ！グリーン活動

学校全体の環境教育・環境学習の充実を図るため、児童会や生徒会などの推進グループが中心となり、節電や節水、リサイクル、緑化活動や美化活動など、環境による活動を行う学校版のISO活動「チャレンジ！グリーン活動」を推進しており、努力目標を達成した学校には毎年、認定証を発行しています。

▶活動状況（R6年度）：25校24グループ

#### **URL** 「環境教育の充実」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoiku/gakko/kannkyou/green/kfvn.html>

## ④ 宿泊学習などにおける環境学習の実施

県立五色台少年自然センターでは、グリーンアドベンチャー、紙すき（牛乳パックのリサイクル）、また、県立屋島少年自然の家では、樹木や野鳥など屋島の生物の観察や、ビーチコーミングなどの環境学習を行いました。

## ⑤ 高等学校における環境教育の推進

高等学校では、理科、公民、家庭科、農業などの教科や学校行事、生徒会活動などの特別活動や総合的な探究の時間等において、環境問題に対する理解や自然環境の保全に関する意識を高める学習活動に取り組みました。

## イ) 家庭・職場・地域における環境学習の機会の提供

### ① 地域における環境学習講座の実施

多くの方に環境について学んでいただくため、市町の生涯学習講座や公共施設、商業施設など身近な場所で環境学習の機会を提供しました。

► 令和6年度：9回実施、参加者計1,392名

香川県立アリーナでの環境学習講座  
(行ってみよう！みんなのアリーナ体感デー) ►



### ② 親子自然体験教室等の実施

県内の小学生とその家族を対象に、五色台および屋島の豊かな自然の中で、生き物の観察や自然等を題材とした製作体験活動を行う「親子自然体験教室」、「サンショウウオ卵のう観察会」(県立五色台少年自然センター) および「親子でディキャンプインスプリング」(県立屋島少年自然の家) を開催しました。

► 五色台参加者数 (R6年度)：4回で21組64名  
► 屋島参加者数 (R6年度)：1回で7組21名



▲親子自然体験教室「紙すき」  
(県立五色台少年自然センター)

### ③ 水生生物による水質調査の実施

河川の長期的な環境を反映しているといわれている水生生物を調査することにより、簡易な水質評価が可能です。

令和6年度に調査を行った13地点のうち、水質階級が「きれいな水」と判定された地点は7地点、「ややきれいな水」と判定された3地点を合わせると10地点(77%)でした。

一方、「きたない水」と判定された地点は3地点(23%)、「とてもきたない水」と判定された地点はありませんでした。



▲綾川での水生生物調査  
(綾川町立綾上小学校)

## ウ) 環境教育・環境学習を推進する人材の育成

### ① 環境教育研修講座

幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員を対象に、環境教育に関する研修講座を実施しました。

#### 環境教育に関する研修講座

| 講座名                    | 内容 |                                   |
|------------------------|----|-----------------------------------|
| さぬきの森フィールドワーク          | 対象 | 環境教育の担当者やそのスキルアップを図りたい教員          |
|                        | 内容 | 環境教育に関する講話および国営讃岐まんのう公園内のフィールドワーク |
| 香川の「ジオ教材」フィールドワークプログラム | 対象 | 地元の自然に興味関心があり教材化に取り組みたい教員         |
|                        | 内容 | 香川大学教授の解説による讃岐のジオサイトでのフィールドワーク    |

- ▶ さぬきの森フィールドワーク 受講者数（R6年度）：9名
- ▶ 香川の「ジオ教材」フィールドワークプログラム 受講者数（R6年度）：18名

### ② 初任者研修における自然体験研修

自然体験学習の指導力向上を図るため、県立五色台少年自然センターにおいて、専門職員の指導により、フィールドワークを含めた教員の体験研修を実施しました。

## 2 環境学習のきっかけづくりの推進

### ア) 環境を身近に感じる場の提供

#### ① かがわ未来へつなぐ環境学習会の実施

本県の恵まれた環境を将来にわたり守り育てていくため、平成29年度から「かがわ未来へつなぐ環境学習会」を実施しています。

令和6年度はサンメッセ香川において、さまざまな環境保全団体、企業などが一堂に会し、自然環境から生活環境、地球環境と幅広い環境分野について、工作や実験、クイズなどの体験学習を通じ、環境への関心を高めてもらう「きっかけづくり」の提供を行いました。



▲出展ブースでのワークショップ



▲ステージイベント

## イ) 環境教育・環境学習に関する効果的な情報発信

### ① 環境教育・環境学習実施団体や施設の紹介

学校や地域などで環境について考え、行動するためのきっかけづくりとして役立てていただくため、民間団体や企業、行政機関が実施している環境に関する講座や施設見学等を紹介した冊子である「環境学習応援団」を作成し、学校や地域に提供しました。

### ② ホームページやSNS等を活用した情報発信

「環境キャラバン隊」や「かがわ未来へつなぐ環境学習会」などのイベントについてホームページで情報発信を行うだけでなく、多くの方が環境について手軽に学べるよう、「かんきょう家計簿」などの環境学習プログラム・教材や、香川県の温室効果ガス排出量など地球温暖化の現状を知つもらうための情報をホームページに掲載しました。

また、X（旧 Twitter）「かがわの環境～未来へつなごう！きれいなかがわ」では、「3R\_kagawa」と相互フォローしながら環境教育・環境学習などの環境に関するイベントや環境保全に役立つ情報を中心に発信し、コンパクトにまとめた関連情報を効果的に発信しました。

## ◎方向性と同じくするSDGsのゴール



## 第3節 県民参加の山・川・里（まち）・海の環境保全

### ◎現状と課題

人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されるなか、みどりづくりに対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓発活動を通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や森林ボランティア団体などの活動を支援する必要があります。

また、瀬戸内海は、瀬戸内海環境保全特別措置法による水質総量規制などの施策が講じられた結果、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、人と海の関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題を抱えています。

県では、平成25年度から「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざして、海だけでなく海につながる山・川・里（まち）を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいます。

これまで、里海づくりを支える基盤整備に取り組むとともに、海ごみや里山再生に関する調査等を実施し、内陸部の市町も参画する香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムの構築や里山資源の安定供給体制の整備など、具体的な課題解決に向けた取組みを進めています。

今後、重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成等を充実させ、県民や多様な主体による里海づくりをさらに広げていくことが必要です。

### ◎具体的な取組み

#### 1 みどりづくりの推進

##### ア) みどりづくりの意識の高揚

###### ① どんぐり銀行活動の推進

森に入り、どんぐりを拾って「どんぐり銀行」（事務局：県）に預金することをきっかけに、森づくり活動への参加を促す「どんぐり銀行活動」をボランティアと協働で実施しました。

令和6年度は、10月6日～12月6日の預金期間に、県内の常設預入窓口8か所、臨時支店15か所を開設し、令和7年3月9日には、県内3か所において苗木の払い戻しを行いました。

また、払戻しグッズの一つであるD Bポイント券を利用することにより、協賛企業での割引や森とのふれあい体験などのサービスを受けることができる取組みを引き続き実施しました。

さらに、森林と関わる楽しさや森づくり活動の大切さを県民に普及啓発するため、森づくり活動情報誌「みどりづくりニュース」や「どんぐり通信」を発行しました。

►森づくり活動参加者（R6年度）：9,071人



▲どんぐり銀行臨時支店の開設



▲五色台自然楽校での竹林整備



▲みどりづくりニュース

## ② 緑の募金活動への協力

緑化推進のための資金充実を図るため、（公財）かがわ水と緑の財団が行う緑の募金活動に協力しました。いただいた募金は、民間の緑化活動の支援などに活用されています。

## ③ CO<sub>2</sub>吸収量認証制度のPR

植栽、下刈、除間伐などの森林整備等の効果をCO<sub>2</sub>吸収量の数値で認証する制度を創設し（平成20年度）、企業等による森林整備の拡大を図ることにより、県内森林での地球温暖化防止対策を推進しています。

▶ 認証実績（R6年度）：13件、22,380kg-CO<sub>2</sub>

## ④ 啓発イベントの実施

全国育樹祭の開催を契機に、県民総参加のみどりづくりをより一層推進するため、毎年秋に、森林ボランティアをはじめ、林業・木材産業関係団体等による「みどりづくり」から「木づかい運動」までの総合的な普及啓発イベント「森とみどりの祭典」を開催しています。令和6年度は、香川県公渕森林公园において、緑の少年団による活動報告や育樹体験のほか、各種ブース体験を実施しました。

▶ 「森とみどりの祭典」来場者数（R6年度）：119人



▲森とみどりの祭典（ブース体験の様子）

## II イ) みどりを守り・育てる人材の育成

### ① みどりの学校の運営

森林ボランティア団体等との協働により、広く県民の皆さんのが、みどりや森林についての学習、森づくり活動等に参加できる機会を提供するとともに、これらの活動を担う人材の育成を行いました。

▶ 実績（R6年度）：委託講座77講座、参加者1,557名

### ② 森林ボランティア活動等の充実

森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めました。

また、県民参加の森づくりを推進するため、森づくりに直接参加する意欲ある人を登録し、参加の機会と各種情報の提供や自主的な活動の支援を行いました。

▶ 香川県森林ボランティア登録制度 登録者数（R6年度末）：28団体、個人200人

## ウ) 県民参加の森づくり活動の推進

### ① 緑の少年団の活動支援

緑の少年団は、緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体です。県内では、現在 53 団体の緑の少年団が、各地域や学校の特徴を生かした緑化活動（森林づくり体験・学習活動、社会奉仕活動、レクリエーション活動など）に積極的に取り組んでいます。

県では、森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動に要する経費の助成を行っています。

### ② みどりとのふれあいの推進

手入れの必要な森林の情報を県が収集して、森づくりに関心のある企業に提供し、企業の参加と経費負担により植林や竹の伐採などを実施する「協働の森づくり」を推進しました。

► 協働の森づくり協定締結数（R6 年度末）：24 企業・団体



▲「協働の森づくり」における竹伐採

### ③ 「かがわ 山の日」の普及啓発

森林ボランティア団体等と連携し、毎年、11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて、植樹や間伐等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行いました。

## エ) みどりを活かした地域づくり活動の推進

### ① 地域の森づくり活動の支援

森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・山村多面的機能發揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面的機能発揮対策活動を行う森林ボランティアを支援するとともに、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と保全活動を推進しました。



▲里山保全活動

## ② グリーン・ツーリズム推進事業

農山漁村が有する豊かな自然や伝統文化など、特色ある多様な資源、地域特産物などを活用して、都市と農山漁村との交流を促進し、農山漁村の活性化を図るため、実践者が行う農業体験などの都市と農村との交流促進活動を支援しました。

また、グリーン・ツーリズム体験モデル企画を実施するとともに、都市住民に対するグリーン・ツーリズムの情報発信を行いました。



▲体験モデル企画（豊稔池見学）



▲体験モデル企画（ミカン狩り）

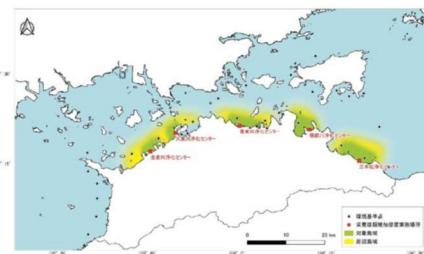
## 2 里海づくりの推進

### ア)瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画等の推進

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正、令和4年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、令和5年3月に「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画」を変更しました。新計画では、香川県が全国に先駆けて取り組んでいる「里海づくり」を骨格とした基本体系を維持しつつ、新たに、①栄養塩類の管理、②気候変動への対応、③海洋プラスチックごみ対策を盛り込んでいます。

当計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全および管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めています。

栄養塩類の管理については、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により創設された栄養塩類管理制度に基づき、本県海域での生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、令和6年3月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定しました。現在は、本計画に基づいた栄養塩類増加措置を実施し、周辺環境への影響調査や効果検証を行っています。



▲香川県栄養塩類管理計画区域

### イ) 里海づくりを牽引する人材の育成・活用

#### ① かがわ里海大学

里海に対する理解を拡げるとともに、里海づくりを牽引する人材を育成するため、平成28年4月に、香川大学と共同で「かがわ里海大学」を開校し、受講者の里海に対する興味・関心を高める工夫をしながら、講座を実施しています。

「かがわ里海大学」では、里海づくりの裾野を広げる「スタートアップ」、知識や視野を深める「ステップアップ」、中心となる人材を育成する「スキルアップ」の三つのレベルのレギュラー講座と、地域団体、企業、学校などの要望に柔軟に対応して出張開催するオーダー講座によって、多様な講座を開催しており、現在では、里海ガイド養成講座など人材育成講座の修了生が、多くの講座で講師を務めています。

►令和6年度：38講座開催、916名修了（レギュラー講座21回、オーダー講座17回）

| レギュラー講座          | 講座名   | 修了者数 |
|------------------|---|------|
| スタートアップ<br>11 講座 | 海の生き物観察講座（2回）、ウミホタル観察講座（2回）、里海体験ツア（2回）、海辺の宝探しクラフト講座、海ごみはどこからやってくる？講座、アマモ場での観察講座、里海ボードゲームで学ぼう講座、焚火から学ぶ里海づくり講座          | 246  |
| ステップアップ<br>7 講座  | 森と海のつながり体験講座、川と海のつながり体験講座、香川大学研究室訪問交流講座、はまゆうと語る！かがわの里海について学ぼう！、海ごみリーダーって何なん?!講座、土壤生物を採集して土のなかの世界を知ろう！、人が集まる講座とチラシの作り方 | 132  |
| スキルアップ<br>3 講座   | 里海ガイド養成講座（応用）、海の生き物観察力向上講座、海ごみリーダー養成講座  | 49   |
| オーダー講座           | 出張講座の内容   | 修了者数 |
| 17 謲座            | 海ごみの学習、海岸の清掃活動、海の生き物観察、かがわの里海学習ツール「S A T O - U M I ・ 1000」など  | 489  |
| 合計 38 謲座         |   | 916  |



▲里海ボードゲームで学ぼう講座



▲海辺の宝探しクラフト講座

## II ウ) 全県域における里海づくりの促進

### ① ネットワーク化の促進

里海づくりの担い手となる、企業や大学に参画を促し、連携していく取組みも必要です。

そこで、企業などが社会貢献活動として里海づくりに取り組むための相談窓口「里海コンシェルジュ」を設置して、里海のフィールドを支える地域と企業等の活動をマッチングして連携の支援を行ったほか、企業・団体からの要望に応じて、セミナーの開催、企業主催イベントへのブース出展、講演を行うなど里海づくりについての広報を行いました。

大学との連携では、香川大学と共同で、「海域生物資源回復に向けた取組に関する研究」として、アサリや藻場に関する研究を実施しました。



▲企業主催イベントへのブース出展

## ② プロモーションの充実

理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやSNS、新聞などのメディアを活用した広報、シンポジウムやパネル展開催などの県民が参加できるイベントを通じて、積極的に情報発信を行っています。

また、海に関心のなかった人や海に出かけたことのなかった人に向けて、海の楽しさを知り、海に出かけるきっかけづくりとして、「海辺のお出かけマップ」、「里海の幸」リーフレットなどを提供しています。

さらに、県内の小学生を対象に、かがわ「里海」づくり絵日記コンテストを毎年実施しており、令和6年度は278点の応募がありました。



▲海辺のお出かけマップ



▲絵日記コンテスト 最優秀作品

## ③ かがわ里海づくりパートナー登録制度

「里海」づくりを県内全域へ面的な広がりを持った取組みとして発展させるため、里海づくり活動に取り組む企業・団体を「里海づくりのパートナー」として広く募集し、登録する「里海づくりパートナー登録制度」を開始しました。パートナーの「里海」づくり活動を広く広報するほか、登録証や里海づくりロゴマークにより、パートナーと一緒に情報を発信していきます。



▲かがわ里海づくりパートナー募集ホームページ

1000年先の未来へ。  
美しい里、豊かな海



▲かがわ里海づくりロゴマーク

## II エ) 里海の保全と持続的活用

### ① 生育環境の整備

良好な漁場環境を保全するため、水産基盤整備事業等により、県内の浅海域の適地にコンクリート製ブロックを設置するなどして、多くの魚介類の重要な産卵場、幼稚魚の育成場となっているガラモ場を造成しました。また、底質環境改善のために高松沖、多度津沖などにて、海底耕うんを推進しました。

### ② 赤潮に関する調査研究

魚類養殖業などに大きな被害を与える赤潮の発生状況を調査し、調査結果を漁業関係者へ情報提供了しました。また、調査結果を解析し、赤潮の発生原因について検討しました。

### ③ 油濁被害の防止

原因者不明の油流出事故によって発生する防除費を支弁する基金へ負担金を拠出しました。

### ④ 鳥獣被害対策の推進

県内の海面・内水面でカワウによる漁業被害が生じている問題について、カワウ被害対策を推進するため、県内の詳細なカワウ生息状況や被害状況を調査するとともに、効果的な被害対策に向けた連携強化を図るため関係者の連絡協議会を開催しました。

## III オ) 海ごみ対策の推進

### ① 総合的な海ごみ対策の推進

海洋プラスチックごみなど、海ごみの問題の解決に向けて、海岸漂着物対策をさらに推進するため、かがわ里海大学「海ごみリーダー養成講座」を修了した方の中から、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深める等の活動が可能な6名を、新たに香川県海岸漂着物対策活動推進員（愛称：かがわ海ごみリーダー）として委嘱しました。



▲海岸漂着物対策活動推進員委嘱式

海岸漂着ごみについては、海岸管理者による回収・処理や回収を行うボランティア団体等への支援、発生抑制に係る人材育成、調査研究、プロモーションに取り組むとともに、回収・処理や発生抑制を行う市町に対して補助を行いました。

漂流ごみについては、国や県が海面清掃船による回収・処理を行い、海底堆積ごみについては、漁業者・市町・県の協働による回収・処理を進めるとともに、幼稚魚の育成の場として重要な浅海域で、かつ通常の漁業操業では海底ごみの回収が困難な海域（小型機船底びき網漁業禁止区域等）において回収・処理を行う市町に対して補助を行いました。

また、第11回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」では、約4万6千人の参加者が130tのごみを回収しました。

岡山県、広島県、香川県、愛媛県の4県と（公財）日本財團の広域連携協定による共同プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」では、瀬戸内海の海ごみ対策のモデル構築を目指して、①調査研究、②企業・地域の連携促進、③啓発・教育・行動喚起、④政策形成の4つの柱により、取組みを行っています。



▲海ごみリーダー養成講座

瀬戸内オーシャンズXでは、海ごみの削減に向けた戦略的なごみ回収の推進や地域循環型社会形成に関する活動を支援するため、「瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金」を設置し、企業・団体等を対象とした助成プログラムを実施しており、県内各地でも助成団体による活動が行われています。



▲4県を中継でつなないだ一斉清掃を実施▲



日本財団・瀬戸内  
オーシャンズX

◀ 閉鎖性海域である瀬戸内の沿岸4県を4つの端部を持つ「X」になぞらえ、Oceans Xのアルファベット「O」と「X」を図案化したフレームに、瀬戸内の「穏やかな気候」「海」「島」「橋」をイメージしています。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第4節 うるおいのある快適な地域づくり

### ◎現状と課題

森林公園や自然公園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える憩いの場であるだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっており、こうした豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していくことが、地域の生活環境を快適に保つことにつながるなど、「環境を守り育てる地域づくり」を進めるためには、環境との調和に配慮しながら取り組む必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 景観、自然に配慮した快適な環境の整備

##### ア) 水辺環境の保全・創出

###### ① 河川におけるうるおいのある水辺空間の保全と創出

河川改修などに当たって、瀬や淵の保全に努め、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、植生や自然の素材を利用した護岸とするなど多自然の川づくりを進めました。

- ▶ 多自然工法による河川の整備延長（R6年度末）：約72km



▲春日川

###### ② うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備

自然環境や社会特性などに配慮した親水空間の創出を行うとともに、自由空間として河川が利用できるように親水性のある河原の整備を進めました。

- ▶ うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備か所数  
(R6年度末)：19か所



▲綾川

###### ③ 海岸侵食対策事業

低天端高の護岸、養浜、離岸堤を設置する面的防護方式を採用することにより、越波被害を防止するとともに、海とふれあう貴重な接点の場として質の高い海岸空間の創造に取り組みました。



▲白鳥港海岸松西地区

#### ④ 港湾環境整備事業

港湾の水辺空間では、人が海とふれあい、憩える場を確保するとともに、海洋型のレクリエーション機能の充実強化を図り、みどり豊かな、海に親しめる快適性の高い公園などの整備を進めました。



▲高松港香西(西)地区港湾緑地

#### Ⅰ イ) 都市公園・緑地等の整備・管理

##### ① 都市公園の総合的な整備と保全

都市公園は都市公園法に基づき整備する公の施設であり、スポーツ、レクリエーションなどの場として、また、地震など災害時の避難地、復旧活動拠点などとして多様な利用ができる都市施設です。

都市公園の現況（令和5年度末）

|     | 都市公園面積<br>(ha) | 1人当たり面積<br>(m <sup>2</sup> /人) |
|-----|----------------|--------------------------------|
| 香川県 | 1,600.41       | 18.4                           |
| 全国  | 130,870.44     | 10.9                           |

※1人当たり面積は、都市公園面積を都市計画区域内人口で除したもの

資料：香川県都市計画課

##### ② 県営都市公園の維持管理

公園利用者に憩いとやすらぎを提供するため、樹木などの維持管理を行いました。

県営都市公園の設置状況

| 区分   | 公園名       | 所在地     |
|------|-----------|---------|
| 総合公園 | 瀬戸大橋記念公園  | 坂出市     |
| 運動公園 | 香川県総合運動公園 | 高松市     |
|      | 香川県立丸亀競技場 | 丸亀市     |
| 広域公園 | さぬき空港公園   | 高松市、綾川町 |
| 歴史公園 | 栗林公園      | 高松市     |

| 区分   | 公園名       | 所在地  |
|------|-----------|------|
| 風致公園 | 琴林公園、亀鶴公園 | さぬき市 |
|      | 桃陵公園      | 多度津町 |
|      | 琴平公園      | 琴平町  |
|      | 琴弾公園      | 観音寺市 |
| 緩衝緑地 | 坂出緩衝緑地    | 坂出市  |
| 都市緑地 | 香東川公園     | 高松市  |
|      | 土器川公園     | 丸亀市  |

資料：香川県都市計画課

##### ③ 道路の環境整備

道路利用者に憩いとやすらぎを提供するなど道路環境の向上をめざし、市街地などにおいて歩道の植栽帯の整備を行い、道路の緑化を進めました。

► 道路の植栽の施設管理（R6年度）：延長約225km

## II ウ) 森林公園の整備・管理

森林公園は、県民の心身の健康の増進や森林および緑化に関する知識の向上を図ることを目的に、豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場として、公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドの3施設が設置されています。より多くの県民が利用できるよう、指定管理者制度の活用などにより、適切な維持管理と利用促進に努めました。

また、本県では、令和5年度から、地域のにぎわいづくりを目的に、地域資源の活用方策を検討する「地域資源活性化プロジェクトチーム」を設置し、公渕森林公園や満濃池周辺地域のにぎわい創出について検討しています。令和6年度には、公渕森林公園において、遊歩道「やすらぎの小径」をリニューアルしたほか、園内の桜並木を活用したライトアップイベントなどを開催しました。

### ▶ 森林公園利用者数（R6年度）

公渕森林公園(93ha)：493千人、満濃池森林公園(64ha)：133千人、

ドングリランド(31ha)：8千人

## II エ) 自然公園等の整備・管理

本県では、昭和9年3月16日に瀬戸内海国立公園が、また平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園が指定されています。これらは県内でも最も優れた自然環境を有する地域となっており、適切な保護・管理に努める必要があります。

四国4県では、良好な自然の中での散策や探勝を広域的に楽しめる「四国のみち」（四国自然歩道）を共同で整備しており、その適切な維持管理と利用促進を図る必要があります。

**県内の自然公園** (単位: ha)

| 名 称                       | 特別地域  | 普通地域   | 合 計    |
|---------------------------|-------|--------|--------|
| 瀬戸内海国立公園                  | 9,008 | 9,163  | 18,171 |
| 大滝大川県立自然公園<br>(高松市、まんのう町) | 564   | 1,799  | 2,363  |
| 計                         | 9,572 | 10,962 | 20,534 |

資料：香川県みどり保全課

### ① 自然公園制度の適正な運用

香川県立自然公園条例に基づき、指定地域における一定の行為について、許可（国等の場合は協議）による規制や指導を行いました。

**自然公園区域内行為許可等の状況** (令和6年度)

| 区 分    | 件数 |
|--------|----|
| 許可（協議） | 1  |
| 届 出    | 0  |

資料：香川県みどり保全課

### ② 公園利用施設の老朽化対策・国際化対応等

国の交付金を活用し、県が整備した瀬戸内海国立公園内の公園利用施設の老朽化対策と国際化対応を進めるとともに、単独事業で瀬戸内海国立公園の県有施設、大滝大川県立自然公園内や四国のみちの園地、歩道等について、施設整備と維持管理を行い、安全・快適な利用の促進に努めました。

### ③ 自然公園等の利用促進

本県では、令和6年3月16日に、瀬戸内海国立公園が指定90周年を迎えたことを記念して、瀬戸内海国立公園の美しさや魅力を伝えるフォトコンテストや、美しい瀬戸内海を次の世代につなぐため、瀬戸内海の魅力や未来について考えるシンポジウムなど、様々なイベントを開催しました。

また、大滝大川県立自然公園では、指定管理者制度を活用して、自然観察会やトレッキングの実施などにより利用促進を行っています。

さらに、四国4県で連携し、四国のみちのポータルサイトを多言語で整備し、近隣の観光スポットとあわせて、国内外に四国の魅力を発信しています。

## II オ) 良好な景観の形成

### ① 景観法を活用した良好な景観の形成

景観行政は、地域の実情に応じて、住民の生活に密接にかかわる市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、景観行政団体である各市町が主体的に景観行政を行うことを促進しており、「香川県景観形成指針」や「瀬戸内海景観ガイドライン」を作成しています。

#### 県内の景観行政団体

| 市町名   | 景観行政団体になった日 |
|-------|-------------|
| 高松市   | 平成16年12月17日 |
| 直島町   | 平成18年5月8日   |
| 宇多津町  | 平成18年9月1日   |
| 善通寺市  | 平成18年11月1日  |
| 丸亀市   | 平成19年3月1日   |
| 多度津町  | 平成19年9月20日  |
| 土庄町   | 平成21年1月1日   |
| まんのう町 | 平成21年1月1日   |
| 小豆島町  | 平成21年11月1日  |
| さぬき市  | 平成25年4月1日   |
| 三豊市   | 平成25年4月1日   |
| 東かがわ市 | 平成26年4月1日   |
| 琴平町   | 平成27年4月1日   |
| 綾川町   | 平成27年8月1日   |
| 三木町   | 平成28年6月1日   |
| 観音寺市  | 平成29年3月15日  |
| 坂出市   | 令和2年4月1日    |

資料：香川県都市計画課

### ② 風致地区における建築等の制限

都市の風致を維持するため、都市計画法に基づき風致地区を指定し、条例により行為の規制を行っており、規制行為を行う場合は許可などが必要です。

青ノ山風致地区は県条例、その他の風致地区は市町条例によって行為の規制が行われており、すべての地区で市町長が許可などをています。

#### 県内の風致地区（14か所）

| 風致地区の名称                              | 位置       |
|--------------------------------------|----------|
| 高松風致地区                               | 高松市      |
| 青ノ山風致地区                              | 丸亀市、宇多津町 |
| 聖通寺山風致地区、角山風致地区                      | 宇多津町     |
| 桃陵風致地区                               | 多度津町     |
| 聖通寺山風致地区、金山風致地区、常山風致地区、笠山風致地区、角山風致地区 | 坂出市      |
| 琴弾風致地区                               | 観音寺市     |
| 妙見山風致地区、四国山風致地区、蔦島風致地区               | 三豊市      |

資料：香川県都市計画課

### ③ 屋外広告物の規制

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止のため、香川県屋外広告物条例（高松市の区域にあっては、高松市屋外広告物条例）に基づき、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する許可その他の必要な規制を行うとともに、屋外広告業を営む者の登録を行っています。

あわせて、電柱やガードレールなどに取り付けられた違反広告物について、道路管理者や電柱管理者などと協力し、除却を行っています。

#### ④ 電線共同溝整備事業

電線類の地中化と、歩行空間のバリアフリー化により、都市災害の防止や良好な都市景観・環境を形成しています。

► 電線共同溝整備延長（R6 年度末）：国、県、市計 46.83km

### II 力) 環境保全・環境美化活動の促進

#### ① 海岸漂着物回収

海岸ごみ（海岸漂着物等）については、海岸管理者による回収・処理や回収を行うボランティア団体等への支援、発生抑制に係る人材育成、調査研究、プロモーションに取り組むとともに、回収・処理や発生抑制を行う市町に対して補助を行いました。

また、第 11 回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」では、実施期間中、山・川・里（まち）・海で約 4 万 6 千人の参加者が 130t のごみを回収しました。



▲「さぬ☆キラ」清掃活動（高松市）

#### ② さぬき瀬戸クリーンリレー

「みんなで守ろう、美しいふるさとの海辺」を合言葉に、海辺の清掃活動「さぬき瀬戸クリーンリレー」を、平成 14 年度から実施してきました。

► 実施内容（R6 年度）

実施か所：62 か所

参加者：62 団体、約 4,300 人

ごみ回収量：約 126.9t

実施期間：9 月 1 日～10 月 31 日



▲さぬき瀬戸クリーンリレー

#### ③ リフレッシュ瀬戸内

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（11 府県、107 市町村で構成）では、多くのボランティアの協力を得て、瀬戸内海全域の海岸および海域で清掃活動を実施しています。

► 実施内容（R6 年度）

実施か所：9 市町、50 か所

参加者：約 5,300 人

ごみ回収量：約 29.2t

実施期間：6 月 1 日～8 月 31 日



▲リフレッシュ瀬戸内

#### ④ 美しい水辺づくり支援のパートナーシップ事業

県が管理する河川・海岸の一定区間を地域住民などの団体が行う、自主的な清掃などの美化活動や愛護活動などに対して県と市町が支援する、美しい水辺づくり支援のパートナーシップ事業を推進しました。

##### 【リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業】

川での活動を対象に平成13年度から実施してきました。

- ▶ 活動参加者数（R6年度）：47団体、約7,800人

##### 【「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業】

海辺での活動を対象に平成14年度から実施してきました。

- ▶ 活動参加者数（R6年度）：20団体、約3,400人



▲「香の川」パートナーシップ事業

#### ⑤ 香川さわやかロードの推進

道路愛護団体が実施する道路の清掃、緑化などの維持管理や美化活動に対し、県が、清掃道具、花の種の支給、団体名を表示した看板を設置するなど、その活動を支援し、地域の方々と協働して道路管理を行う「香川さわやかロード」を推進しました。

- ▶ 令和6年度：152団体、約8,370人が参加し、県管理道路約139kmの区間の清掃、草刈りおよび緑化などの活動を実施



▲香川さわやかロード

## 2 歴史的・文化的環境の保全と活用

### ア) 文化財の保存と活用

#### ① 指定文化財の保存整備

保存整備を必要とする文化財について、所有者や市町が行う保存整備事業に対し補助を行いました。

- ▶ 令和6年度：国指定文化財13件

（重要文化財旧河野家住宅美觀向上整備事業、重要有形民俗文化財金毘羅庶民信仰資料修理事業等）

県指定文化財6件

（県指定名勝小比賀家築山庭園等）

#### ② 民俗文化財の保存活用

伝統文化の継承発展を図るため、県指定民俗文化財に指定されている民俗芸能の保存会などが行う後継者養成、公開、記録作成、道具・衣裳類の新調・修理などに対し補助を行いました。

- ▶ 令和6年度：雨乞踊、獅子舞、農村歌舞伎など14団体

### ③ 指定・登録文化財の保存と活用

歴史的文化遺産を保護するため、有形、無形、民俗などの種別ごとに国、県、市町それぞれが、文化財として指定・登録しています。

文化財の指定件数（令和7年3月末）

| 種別          | 区分 | 国指定等 | 県指定 |
|-------------|----|------|-----|
| 有形文化財       |    | 124  | 124 |
| 無形文化財       |    | 1    | 3   |
| 民俗文化財       |    | 14   | 39  |
| 記念物         |    | 45   | 60  |
| 伝統的建造物群保存地区 |    | 1    | —   |
| 合計          |    | 185  | 226 |
| 総計          |    | 411  |     |
| 登録有形文化財     |    | 451  | —   |
| 登録有形民俗文化財   |    | 3    | —   |
| 登録無形民俗文化財   |    | 1    | —   |
| 登録記念物       |    | 1    | —   |

資料：香川県生涯学習・文化財課

### ④ 埋蔵文化財の保存と活用

県内にある約4,930か所の埋蔵文化財包蔵地について、国・県の公共事業を対象に工事前に現地踏査や試掘調査を行い、遺跡内容を把握した後、工事で消滅するものは本格的な発掘調査を行いました。

- ▶ 県発掘調査（R6年度）：小砂大木遺跡（東かがわ市）他5遺跡、調査面積計13,361m<sup>2</sup>

#### イ) 文化財の保護に関する啓発活動の推進

県立ミュージアムでは、歴史、民俗、美術等の専門的な調査・研究や、さまざまなテーマでの展示・教育普及事業を行っています。令和6年度の特別展「第71回日本伝統工芸展」では、重要無形文化財保持者の作品等220点を展示するとともに、工芸評論家、工芸史家である大学教授による講演会を開催しました。また、伝統工芸こども鑑賞コース「うるしにチャレンジ」を実施し、児童と保護者が一緒に香川漆芸の「彫漆技法」を体験・観覧しました。



▲「うるしにチャレンジ」

- ▶ 展覧会開催回数（R6年度）：特別展4回、常設展13回

#### ウ) 四国遍路の文化を伝える歴史的・文化的環境の保存と活用

##### ① 四国遍路の世界遺産登録の推進

世界遺産登録に必要な札所寺院や遍路道の史跡等への指定・選定に向けて、文化財等の詳細調査や調査報告書の刊行などに取り組みました。

- ▶ 令和6年度

詳細調査等：札所寺院1か寺（八栗寺）・遍路道1か所（国分寺道）

調査報告書：八栗寺（第二分冊）

### 3 適正な土地利用の調整

#### ① 総合的・計画的な土地利用の促進

##### ◆ 土地利用基本計画

国土利用計画法に基づき、個別規制法の諸計画に対する上位計画として制定された土地利用基本計画に沿って、行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を進めました。

##### ◆ 土地取引規制制度

国土利用計画法では、一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合には、土地の利用目的などについての届出を要することとしています。届出がなされた土地について利用目的の審査を行い、必要な助言等を行いました。

#### ② 都市計画法に基づく開発行為の規制

都市計画法に基づく開発許可は、一定規模以上の宅地開発を規制することにより、無秩序な市街化を防止し、道路、排水施設の整備や住宅の最低敷地面積など一定の基準を満たした良質な宅地水準を確保することにより、良好な生活環境を誘導する役割を果たしています。

▶ 開発行為の許可件数 (R6年度) : 181件

#### ③ みどりの条例に基づく事前協議制度

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の「事前協議制度」の適正な運用により、開発区域の面積が1ha以上または地域森林計画対象民有林の面積が0.1ha以上の土地開発行為に対して秩序ある開発を促すとともに、土地利用の調整を図りました。

また、開発跡地の緑化を確実に行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、確実な緑化を保証するため、みどりの保全協定を締結しました。

▶ 事前協議終了件数 (R6年度) : 50件 (うち30件でみどりの保全協定を締結)

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2章 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全

### 第1節 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）

#### ◎現状と課題

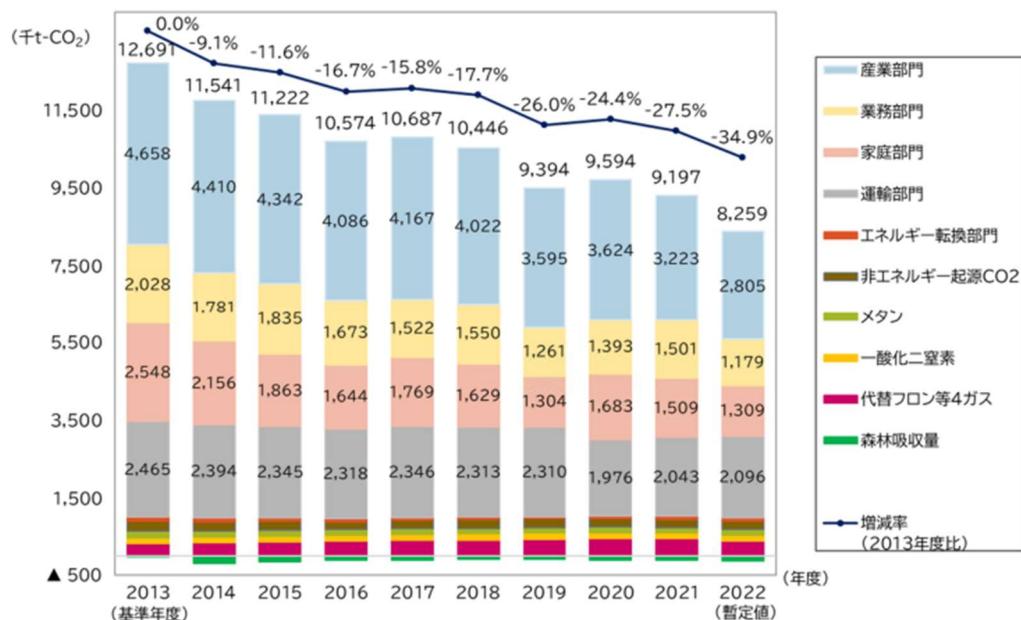
2021（R3）年度の県内の温室効果ガス排出量は、9,299千t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）換算）であり、森林吸収量103千t-CO<sub>2</sub>を差し引くと9,197千t-CO<sub>2</sub>となり、代替フロン等4ガスの排出量が増加した一方で、温室効果ガス排出量の大半を占めるCO<sub>2</sub>の排出量が減少したことにより、基準年度（2013（H25）年度）より27.5%減少しました。2022（R4）年度は、森林吸収量は119千t-CO<sub>2</sub>であり、温室効果ガス排出量（暫定値）8,378千t-CO<sub>2</sub>から差し引くと8,259千t-CO<sub>2</sub>となり、CO<sub>2</sub>の排出量の減少とともに、代替フロン等4ガスの排出量が減少に転じたことにより、基準年度より34.9%減少しています。

地球環境の保全に地域から取り組むために、省エネルギーの取組みをより一層進めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進を図る必要があります。

また、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林整備等を確実に実施していく必要があります。

香川県の温室効果ガス排出・吸収量の内訳および比較

単位：千t-CO<sub>2</sub>



※桁数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合があります。

※代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふつ化窒素(NF<sub>3</sub>)

※2022（R4）年度（暫定値）の算定に用いた各種統計等の年報について、暫定値の算出時点での2022（R4）年度の値が未公表のものは2021（R3）年度の値を代用しています。そのため、今回とりまとめた2022（R4）年度（暫定値）と、2021（R3）年度確報値との間で差異が生じる可能性があります。

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量については、算定に使用している統計の推計方法の変更等に伴い、算定方法の見直しを行い、遡って再計算を行ったため、過去に公表した確定値と差異が生じています。

## ◎具体的な取組み

### 1 徹底した省エネルギーの推進

#### ア) 脱炭素に向けたライフスタイル・ワークスタイルの選択と定着の促進

##### ① 省エネルギー行動等促進事業

家庭、事業者、団体などあらゆる主体における省エネルギー行動に取り組む意識が醸成され、県民全体の日常生活・事業活動の中に自然に組み込まれることを目的として、家庭や事業所での省エネ効果を「見える化」できるサイト「かがわ省エネ節電所」の運用とともに、関係機関と連携した普及啓発を行いました。

- ▶ CO<sub>2</sub>削減フェスティバル参加者数（R6年度）：100人
- ▶ かがわ省エネ節電所参加状況（R6年度末）：6,002世帯、524事業所

##### ② 事業者計画制度運用事業

「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づき、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所を県内に保有する事業者等を対象とした「地球温暖化対策計画・報告・公表制度」の適正な運用を図るとともに、対象事業者における温室効果ガス排出抑制のための措置に関する実施状況の確認や計画的な取組みを促すため、エネルギー管理の技術的知見を持つ委託事業者とともに現地調査を実施し、事業者におけるより一層の取組みの促進につなげよう支援しました。

- ▶ 対象事業者数（R6年度末）：88社
- ▶ 現地調査実施事業所：10事業所

##### ③ 脱炭素経営セミナー開催事業

事業活動における脱炭素経営を促進するため、カーボンニュートラルの動向や手法・効果を解説する脱炭素経営セミナーを開催しました。

- ▶ 脱炭素経営セミナー（R6年度）：ハイブリッド形式2回（参加者：197人）

##### ④ 地域の脱炭素導入支援事業

地域の脱炭素を促進するため、活動の中核を担う人材となる事業者や市町職員等を対象とした専門家・有識者による勉強会を実施しました。

#### イ) 省エネ型設備・機器等の導入促進

##### ① くらしの省エネ新エネ設備機器普及促進事業

イベント会場等（ウッディフェスティバルなど）において、省エネ相談会を開催したほか、ホームページ「知りたい！おうちの中の省エネ&新エネ」を通じて、省エネ機器などに関する情報提供を行いました。

「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づき、家電の売場面積1,000m<sup>2</sup>以上の家電販売店に設置を義務付けている省エネ性能説明推進員などを通じて、適切な情報提供に努めました。

- ▶ 省エネ性能説明推進員数（R6年度末）：21店舗、23名

**URL** 「知りたい！おうちの中の省エネ&新エネ」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/seisaku/chikyu/saving/nichijyo/sv9oy4200915141855.html>

##### ② 地域エネルギー利用最適化取組支援事業

事業所の省エネ対策を促進するため、経済産業省補助事業を活用して（公財）香川県環境保全公社および宮地電機(株)が地域密着型の省エネ支援団体である「省エネお助け隊」として中小企業等の省エネ取組みの支援を行いました。

▶ 省エネ支援対象事業所数（R6年度）：9社 13事業所

### ③ 次世代自動車充電インフラ整備促進事業

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の普及に向けて、国の補助制度やEV等の特徴等に関する情報発信を行うとともに、充電インフラ事業者のサービスを活用した県有施設へのEV用充電設備の整備を推進しています。

▶ 県有施設における充電器設置（R6.12時点）：2か所（普通充電器3口）

### ④ 地域ESG（環境配慮型）融資促進事業

県内金融機関等とコンソーシアムを組織し、ESG融資に係る知見・情報を共有するとともに、エネルギー管理士等の資格を持つ専門家を事業者に派遣することで、CO<sub>2</sub>排出量削減の取組支援を行いました。

▶ 専門家派遣事業所数（R6年度）：8社 10事業所

### ⑤ 専門相談体制確保事業

（公財）香川県環境保全公社に専門相談窓口を設置し、企業の省エネ、再エネ、補助金手続等に関する専門相談体制を確保（事案に応じエネルギー管理士等の外部の専門家を派遣）しました。

▶ 相談事業所数（R6年度）：22件

### ⑥ 産業技術センター技術相談・技術指導

県内企業による脱炭素化に向けた取組みを支援するため、新素材・高機能材料の開発・利用技術、製造プロセスの高度化、材料等の分析評価に関して技術相談・技術指導を行うとともに、LCA（ライフサイクルアセスメント）を用いた環境負荷に関する情報提供と製品等評価技術の高度化に取組みました。

### ⑦ かがわ脱炭素促進事業者表彰事業

先進的な脱炭素設備の導入や、創意工夫を凝らした省エネの実践等により、CO<sub>2</sub>排出量を削減する優れた取組みを行った事業者を表彰しました。

▶ 受賞企業（R6年度）：大賞1社、優秀賞3社

### ⑧ かがわ中小事業者CO<sub>2</sub>削減支援補助金

県内事業者の脱炭素経営の推進のため、省エネルギー効果の高い設備（高効率空調機器、高効率照明機器）の導入に対し補助を行いました。

▶ 高効率空調機器（R6年度）：19件

▶ 高効率照明機器（R6年度）：14件

## II ウ) 脱炭素に向けた“まちづくり”の推進

### ① 集約型都市構造の実現に向けた取組み

「都市計画区域マスターplan」等に基づき、移動に徒歩や公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりの実現に向けて取り組んでおり、市町に対しては、立地適正化計画の策定に関する情報提供や助言を行いました。

### ② 地域公共交通確保維持改善事業等

利便性と結節性に優れた県全体の地域公共交通ネットワークの構築に向けて、鉄道や路線バス、離島航路の確保・維持、改善などに取り組みました。

### ③ 交通環境の整備

CO<sub>2</sub>を排出しない自転車や歩行による移動を促進するため、歩道の設置等により、歩行者や自転

車の安全・安心で快適な通行空間の確保を進めました。主要渋滞箇所など渋滞によるCO<sub>2</sub>排出量の増加が課題となっている交差点について、右折レーンを設置するなどの交差点改良を進め、交通の円滑化を図りました。

また、高度化した交通管制システムにより、適正な交通流・交通量の誘導および分散を行うとともに、ドライバーに対し、交通情報板や光ビーコンなどを活用して、渋滞等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。

## 2 再生可能エネルギー等の導入促進

### ア) 太陽光発電の導入促進

#### ① かがわスマートハウス促進事業

ZEHの新築、蓄電池の設置、V2Hの設置、断熱改修に対し補助を行いました。

- ▶ ZEH (R6年度) : 648件
- ▶ 蓄電池 (R6年度) : 207件
- ▶ V2H (R6年度) : 12件
- ▶ 断熱改修 (R6年度) : 137件

#### ② CO<sub>2</sub>排出削減量の環境価値の活用

各家庭が住宅太陽光発電設備を設置することから生じるCO<sub>2</sub>排出削減量を県がとりまとめ、J-クレジット制度により売却し、得られた収益を県内の環境保全活動事業に活用する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」の取組みを行いました。

- ▶ CO<sub>2</sub>削減量 (R6年度認証量) : 2,523t-CO<sub>2</sub>
- ▶ CO<sub>2</sub>販売量 (R6年度) : 1,710t-CO<sub>2</sub>

#### ③ 県有施設太陽光発電設備整備事業

第1章第1節を参照。（14ページ）

#### ④ 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの運用

太陽光発電事業者が事業を実施するに当たり、事前に災害発生のリスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生したこととする目的とする「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、書類の受理、相談対応、立地に当たっての各種行政手続などについて総合的な情報提供を行いました。

また、届出のない事業者には、上記ガイドラインについてお知らせするとともに、事業計画等書類の提出を依頼し、上記ガイドラインの内容の周知に努めました。

- ▶ 事業計画書等提出件数 (R6年度) : 15件

#### ⑤ かがわ中小事業者CO<sub>2</sub>削減支援補助金

県内事業者の太陽光発電の導入促進のため、自家消費型太陽光発電設備の導入に対し補助を行いました。

- ▶ 自家消費型太陽光発電設備 (R6年度) : 12件

#### ⑥ かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）

自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対し補助を行いました。

- ▶ 自家消費型太陽光発電設備 (R6年度) : 65件
- ▶ 蓄電池 (R6年度) : 65件

## || イ) エネルギー源の多様化の促進

### ① 多様なエネルギーの導入の検討

太陽熱や風力、小水力、地中熱など太陽光発電以外の再生可能エネルギーや、水素などの次世代エネルギーについて、他県の導入事例や国の技術開発の動向を注視するとともに、補助事業等の情報収集・提供を行うなど、導入可能性の検討に努めました。

また、番の州臨海工業団地での脱炭素化の推進に向け、番の州地区の関係企業や坂出市、地元経済団体と連携して設立した「坂出市番の州コンビナート水素等利活用推進協議会」において、番の州地区における水素等の利活用に係る調査や協議を進めました。

### ② 水素利用の促進

四国4県連携事業として「脱炭素社会の実現に向けた水素利活用セミナー」を開催し、水素社会の実現に向けた進捗状況や技術等について事業者等に広く紹介しました。

また、地球温暖化対策の観点から次世代を担う有力なエネルギー源の一つになる水素について、県民に広く特性を知ってもらう機会を提供し理解を深めてもらうため、かがわ未来へつなぐ環境学習会2024「わくわく水素教室」を開催しました。

### ③ エネルギー関連産業育成支援事業

県内企業のエネルギー関連分野への進出を促進するため、産学官連携の取組みである「かがわエネルギー産業フォーラム」においてセミナー開催等を行うとともに、県内企業の販路開拓につながるよう、エネルギー関連技術・製品の見本市への出展を支援しました。

▶ 国際二次電池展 香川県ブース出展支援 (R6年度) : 5社

▶ 各種エネルギーに関する勉強会開催 : 1回

また、カーボンニュートラルポートの形成を支援するため、エネルギー関連分野における工場等を設置した企業に対する助成制度を創設しました。

## 3 森林整備と都市緑化の推進

### ア) 森林整備の推進

#### ① 造林事業

森林によるCO<sub>2</sub>吸収量を増やすため、間伐などの森林整備を行いました。

**森林整備の実績面積 (令和6年度)** (単位: ha)

| 種別  | 植栽 | 下刈  | 除間伐 | 枝打ち | 計   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 造林  | 23 | 180 | 170 | 1   | 375 |
| 治山  | 3  | 9   | 46  | 1   | 58  |
| その他 | 0  | 16  | 142 | 4   | 162 |
| 合計  | 26 | 205 | 358 | 6   | 595 |

※造林には、県営林、自力造林を含む。

その他には水源林造林を含み、その他の「除間伐」には、松くい虫駆除の衛生伐を含む。

資料：香川県森林・林業政策課

#### ② CO<sub>2</sub>吸収量認証制度

植栽、下刈、除間伐などの森林整備等の効果をCO<sub>2</sub>吸収量の数値で認証する制度を創設し（平成20年度）、企業等による森林整備の拡大を図ることにより、県内森林での地球温暖化防止対策を推進しています。

▶ 認証実績 (R6年度) : 13件、22,380kg-CO<sub>2</sub>

## イ) 都市緑化の推進

第1章第4節を参照。（31ページ）

## 4 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス対策の推進

### ① フロン類およびフロン類を使用した機器の管理の適正化

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）では、フロン類を使用した業務用冷凍空調機器について、機器管理者による冷媒管理の徹底や第一種フロン類充填回収業者による適切な充填・回収のほか、建築物等の解体工事における機器の事前確認やフロン類の回収が確認できない機器の引取り禁止など、フロン類の回収が確実に行われる仕組みが整えられています。

県では、事業者を対象とした説明会やホームページ、チラシ配布等により制度の周知徹底を図るとともに、充填回収業者や機器の管理者に対して、立入検査等を実施し、法令遵守の指導を行いました。

令和6年度の第一種フロン類充填回収業者による業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等は次表のとおりです。フロン類の種類別にみると、HFCの回収量が最も多く、次いでHCFc、CFCとなっています。

- ▶ 第一種フロン類充填回収業者数  
(令和7年4月1日現在) : 621業者
- ▶ 立入検査実施件数（令和6年度）:  
第一種フロン類充填回収業者 27件  
第一種特定製品管理者 16件

### フロンの種類

**CFC** : オゾン層破壊物質であり、また、強力な温室効果ガスでもある。すでに生産が全廃されている。

**HCFc** : オゾン層破壊物質であるがオゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では2020年までに生産が全廃されている。現在も、過去に製造された冷凍空調機等で広く使用されている。

**HFC** : CFCやHCFcの代替物質でオゾン層破壊物質ではないものの、強力な温室効果ガスである。現在、新たに製造される冷凍空調機等で広く使用されている。

### 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（令和6年度実績分）

|                      | CFC |     | HCFc |        | HFC   |        | 合計    |        |
|----------------------|-----|-----|------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                      | 整備  | 廃棄等 | 整備   | 廃棄等    | 整備    | 廃棄等    | 整備    | 廃棄等    |
| 回収した業務用冷凍空調機器の台数（台）  | 2   | 123 | 97   | 2,299  | 2,478 | 5,266  | 2,577 | 7,688  |
| 回収した量（kg）            | 0   | 91  | 923  | 17,151 | 7,779 | 23,547 | 8,702 | 40,789 |
| 令和5年度当初の保管量（kg）      | 0   | 95  | 39   | 704    | 812   | 460    | 851   | 1,259  |
| フロン類再生業者に引き渡された量（kg） | 0   | 0   | 332  | 1,378  | 3,013 | 2,172  | 3,345 | 3,550  |
| フロン類破壊業者に引き渡された量（kg） | 0   | 13  | 355  | 4,203  | 996   | 5,920  | 1,351 | 10,136 |
| 知事が認定した者に引き渡された量（kg） | 0   | 66  | 204  | 8,701  | 3,247 | 14,958 | 3,451 | 23,725 |
| 充填回収業者が再生し充填した量（kg）  | 0   | 8   | 21   | 2,871  | 587   | 29     | 608   | 2,908  |
| 令和5年度末の保管量（kg）       | 0   | 99  | 50   | 682    | 757   | 911    | 807   | 1,692  |

※四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

資料：香川県環境管理課

## ② フロンガス濃度実態調査

大気環境中のフロンガス濃度のモニタリング調査を実施しました。

**フロンガス濃度実態調査結果（令和6年度）**

| 調査地点 | 平均値 (ppb) |       |       |        |         |
|------|-----------|-------|-------|--------|---------|
|      | フロン11     | フロン12 | フロン22 | フロン113 | フロン134a |
| 坂出市  | 0.29      | 0.53  | 0.16  | 0.069  | 0.15    |

資料：香川県環境管理課

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）

### ◎現状と課題

近年、国内外でこれまでに経験のないような記録的な大雨や猛暑などの異常気象による被害が発生しており、このような気候変動問題は「気候危機」とも言われており、自然災害以外にも、農作物の品質低下・収穫量減少、熱中症や感染症の発生リスク増加など、私たちの生活や社会、経済にさまざまな影響を与え、今後、地球温暖化の進行に伴い、さらに拡大するおそれがあると予測されています。

気候変動の影響は、地域の地理的、経済的、社会的な条件などによってさまざまな形で現れることから、その地域の実情に応じてきめ細かに対応（適応）することが必要です。地球温暖化による気温の上昇が避けられないなか、適応の取組みは今後、より一層重要となることから、本県における気候変動の影響及び将来予測される影響を的確に把握し、県民や事業者への適切な情報提供を通じて、地域特性を考慮した総合的かつ計画的な推進が重要となってきます。

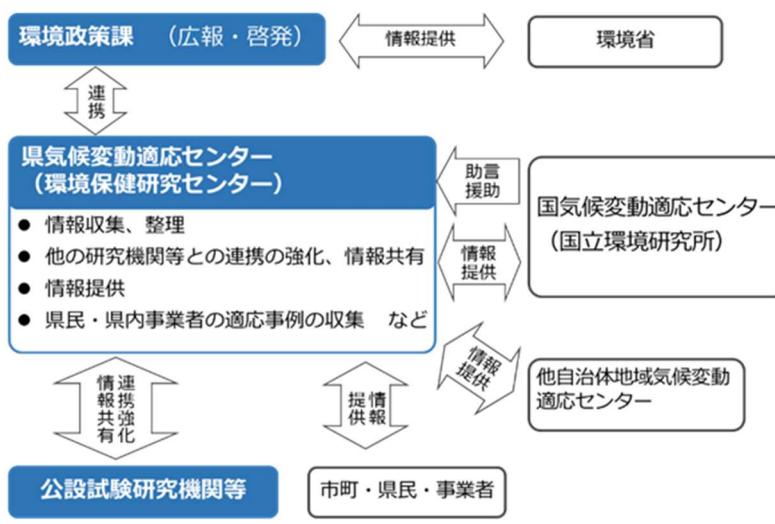
### ◎具体的な取組み

#### 1 気候変動適応センターの機能充実

##### ① 気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集等

気候変動の影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主要な産業や農林水産物などの経済的な状況、住民の分布や構造等の社会的な状況の違いによりさまざまな形で顕在化し、取るべき対策も異なることから、地域の実情に応じたきめ細かな対応が重要となってきます。

県では、地域における適応策の取組みを推進するため、気候変動適応法に基づき設置した「香川県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を中心に、本県の気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集・分析・整理を継続して行い、ホームページ等により県民や県内事業者への情報提供を行いました。



▲香川県気候変動適応センターの役割と機能のイメージ

##### ② 健康分野（暑熱）における気候変動影響の情報収集・分析

適応センターでは、国立環境研究所との共同研究（適応型）「気候変動による暑熱・健康等への影響に関する研究」に参加しており、他県の地域気候変動適応センター等（13機関）とともに、地域の実情に応じた適切な適応策の検討へつなげるため、熱中症弱者といわれる高齢者の住宅における暑熱環境の調査や熱中症搬送者数に関する分析を行いました。

### ③ 「令和6年度気候変動適応全国大会」における情報発信

環境省による「令和6年度気候変動適応全国大会」において、ホスト自治体として協力し、香川県気候変動適応センターを中心に、公設試験研究機関（香川県産業技術センター、香川県農業試験場、香川県水産試験場）や県内企業・団体、香川大学等との連携により、本県のさまざまな分野における気候変動適応の取組みに関する情報を発信しました。

## 2 気候変動に適応した対策の推進

### ① 各分野における適応策の推進

国の気候変動影響評価報告書及び府内関係部局から収集した情報を基に、本県において既に現れている、または将来予測される気候変動影響を「農業・林業・水産業」等7分野32項目に分類・整理し、関係機関と連携を図りながら必要な対策を計画的に推進しています。また、気候変動の適応に役立つ新たな製品やサービスなどを研究・開発しようとする事業者への情報提供等、関連産業の振興に向けた支援に努めています。

また、国内における熱中症による死者数が増加する中、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化することを目的として気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）等の新たな仕組みが創設されました。県では、府内関係課や市町との連携を強化し、熱中症特別警戒アラート発表時に備えた体制整備に努めるとともに、県内市町における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置を促すなど、一層の熱中症対策の推進に努めています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第3章 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

### 第1節 循環型社会づくりの推進

#### ◎現状と課題

##### (1) 現 状

###### ① 一般廃棄物（し尿を除く。）（以下「ごみ」という。）

令和5年度の総排出量は約28.6万t、県民1人1日当たりの排出量は825g（前年度から19g減少）となっています。また、収集量（総排出量のうち、市町が収集した量）約27.1万tのうち8割弱を可燃ごみが占めています。ごみの処理について、リサイクル率は18.8%（前年度から0.5ポイント減少）、最終処分量は2.4万t（前年度から2,000t減少）となっています。

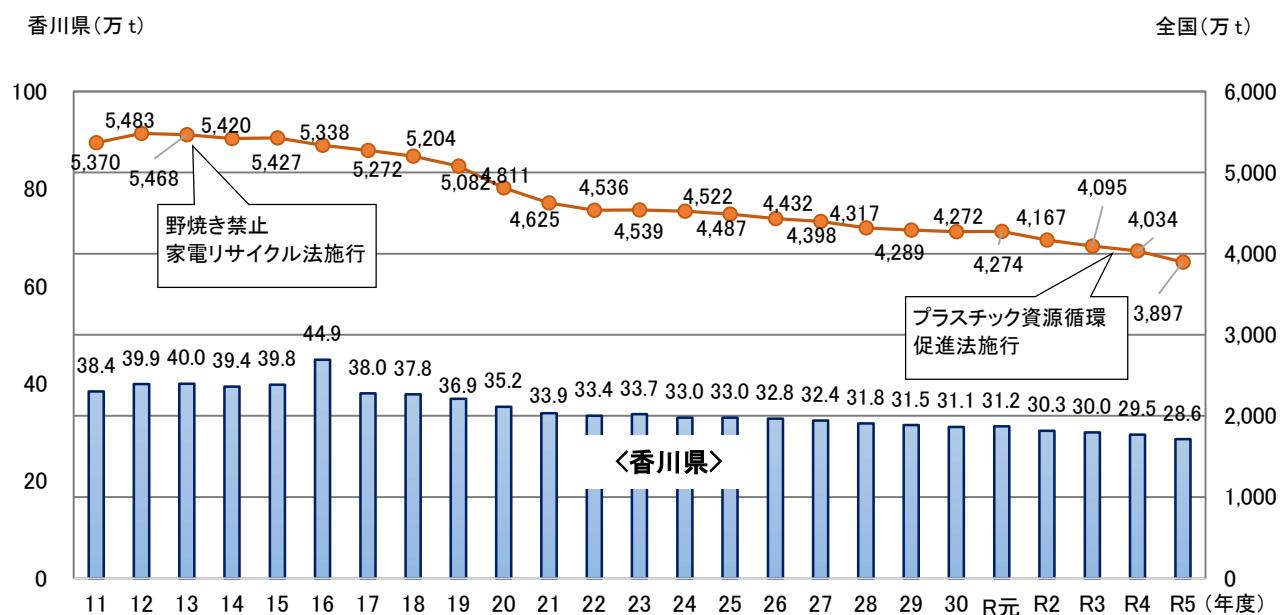
#### 「循環型社会」とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

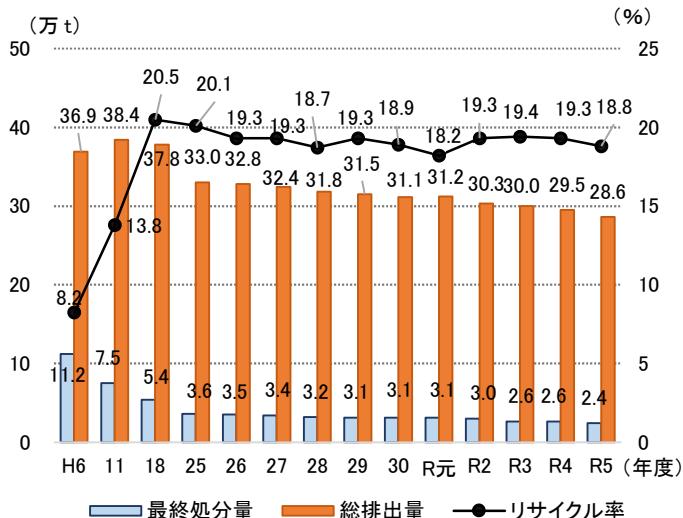
#### 「廃棄物」とは

占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廢油、し尿等の固形状または液状のものをいう。また、廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物と家庭から出るごみ、し尿など一般廃棄物がある。

#### 香川県と全国のごみ総排出量の推移



### ごみ総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移



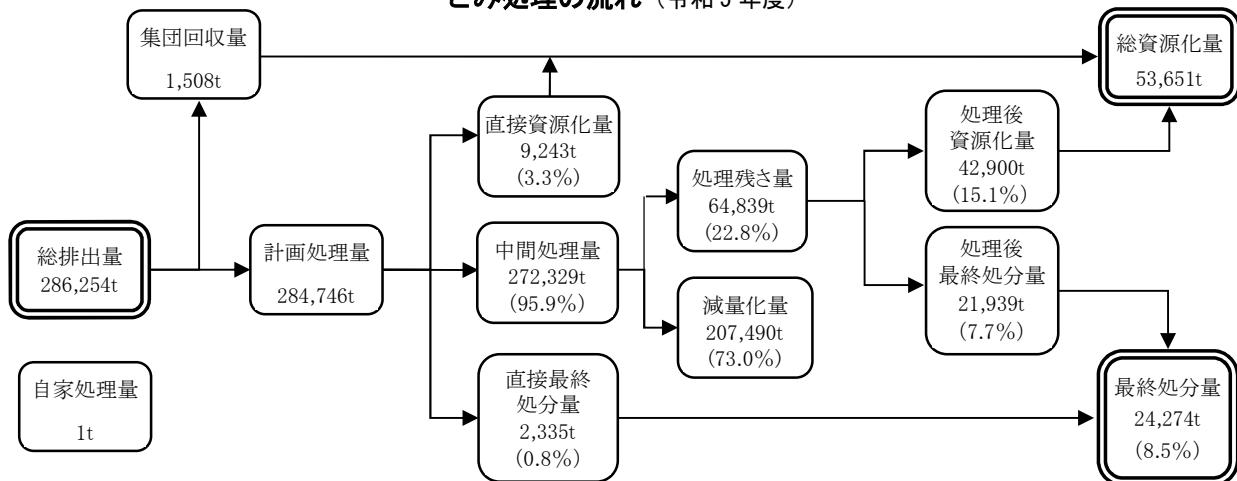
資料：香川県循環型社会推進課

### ごみ総排出量の内訳(令和5年度)

|               |          | (単位:t)          |
|---------------|----------|-----------------|
| 内訳            | 収集量合計(A) | 271,440 (100%)  |
| 内訳            | 混合ごみ     | 28 (0.0%)       |
| 内訳            | 可燃ごみ     | 216,889 (79.9%) |
| 内訳            | 不燃ごみ     | 15,783 (5.8%)   |
| 内訳            | 資源ごみ     | 36,847 (13.6%)  |
| 内訳            | 粗大ごみ     | 1,843 (0.7%)    |
| 内訳            | その他      | 50 (0.0%)       |
| 直接搬入量(B)      |          | 13,306          |
| 計画処理量(A+B(C)) |          | 284,746         |
| 自家処理量(D)      |          | 1               |
| 集団回収量(E)      |          | 1,508           |
| 総排出量(C+E(F))  |          | 286,254         |

資料：香川県循環型社会推進課

### ごみ処理の流れ(令和5年度)



※ごみ総処理量=直接資源化量+中間処理量+直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。

※( )内の数値はごみ総処理量に占める割合。

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

資料：香川県循環型社会推進課

## ② し尿・浄化槽汚泥

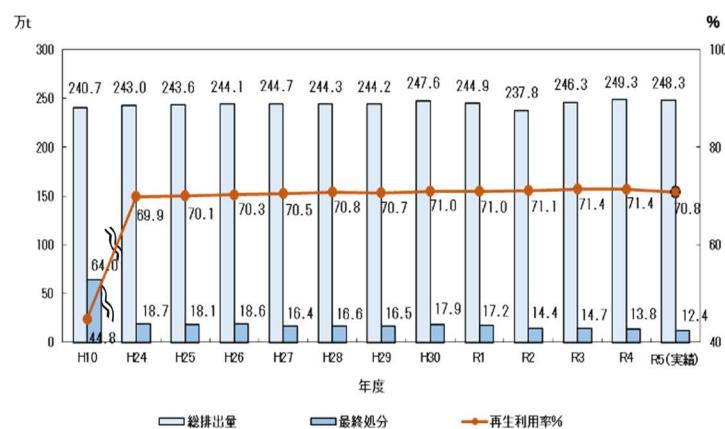
令和5年度の総排出量は、約17.4万kL（前年度から約120kL減少）で、近年では下水道や合併処理浄化槽等の普及による便所の水洗化などにより、くみ取りし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加しています。平成16年度まで、浄化槽汚泥はくみ取りし尿よりも少ない状況でしたが、現在は、浄化槽汚泥の方が多くなっています。

なお、計画収集したものは、ほとんどがし尿処理施設で処理されています。

## ③ 産業廃棄物

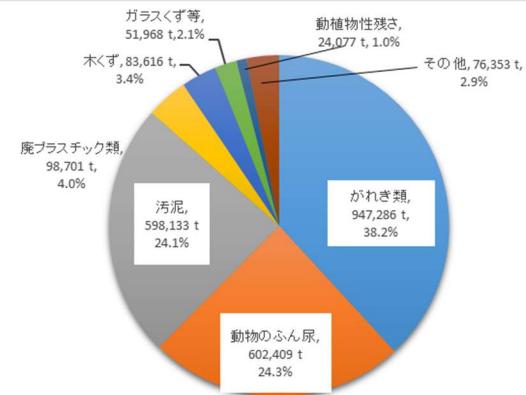
令和5年度の総排出量は約248.3万t（前年度から約1.0万t減少）となっています。内訳は、がれき類、動物のふん尿および汚泥の3品目で総排出量の86.6%を占めています。処理について、リサイクル率は、リサイクル技術の普及、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行などにより、平成10年度の44.8%から70.8%に上昇したことに伴い、最終処分量は平成10年度に比べ約51.6万t減少し、12.4万tとなっています。

### 産業廃棄物総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移



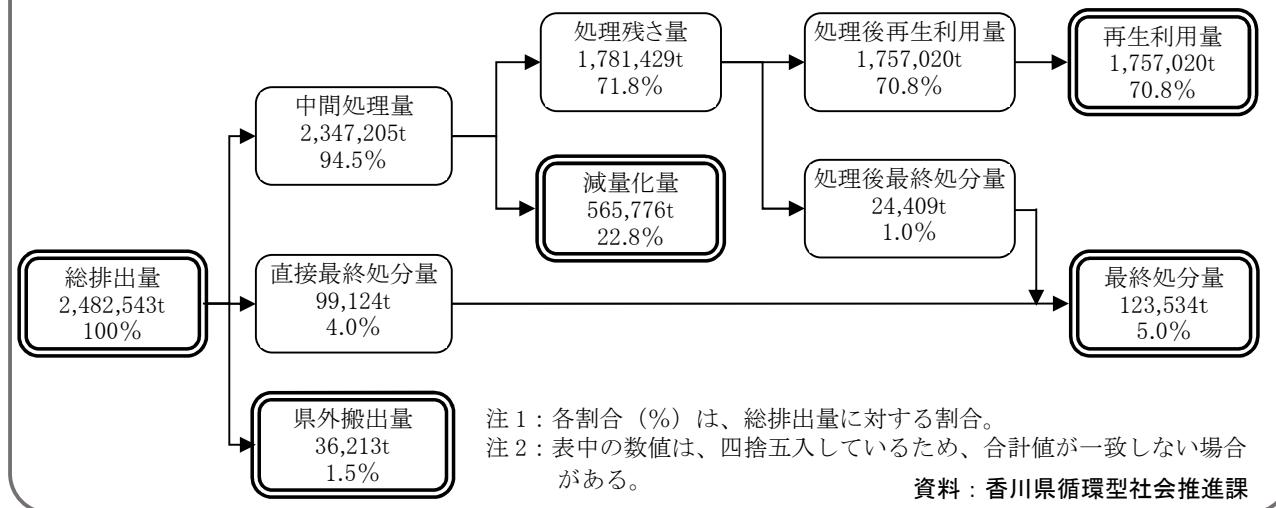
資料：香川県循環型社会推進課

### 産業廃棄物種類別排出量（割合）



資料：香川県循環型社会推進課

### 産業廃棄物処理の流れ（令和5年度）



資料：香川県循環型社会推進課

#### ④ 香川県廃棄物処理計画

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、これまでに形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要であり、これらを進める基本の方策として、「香川県廃棄物処理計画」を令和3年10月に策定しました。

この計画では、「環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成」を基本目標とし、「2R（リデュース、リユース）の推進」「リサイクルの推進」「廃棄物の適正処理の推進」「災害廃棄物処理体制の充実・強化」を施策の柱として設定しています。

### 数値目標

| 区分    | R2年度  | R7年度          |
|-------|---|---------------|
| 一般廃棄物 | 総排出量（万t）<br>31.2<br>(R元)  | 28.0 (10%減)   |
|       | リサイクル率（%）<br>18.2<br>(R元)                                       | 24.0          |
|       | 最終処分量（万t）<br>3.1<br>(R元)  | 2.6 (16%減)    |
|       | 1人1日当たりの排出量(g)<br>868<br>(R元)                                   | 810 (58g減)    |
|       | かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数（累計）<br>新規                               | 100           |
|       | 県政モニターアンケートで「リユース製品を積極的に利用している」と答えた人の割合（%）<br>26.5<br>(R3.6現在)  | 35.0 (8.5%増)  |
| 産業廃棄物 | 県政モニターアンケートで「リサイクル製品を積極的に利用している」と答えた人の割合（%）<br>33.3<br>(R3.6現在) | 42.0 (8.7%増)  |
|       | 総排出量（万t）<br>244.9<br>(R元)                                       | 244.0 (0.3%減) |
|       | リサイクル率（%）<br>71.0<br>(R元)                                       | 72.5          |
|       | 最終処分量（万t）<br>17.2<br>(R元)                                       | 16.1 (6.4%減)  |
|       | 廃棄物不適正処理苦情件数<br>124   | 減少            |
|       | 産業廃棄物不法投棄件数<br>(10トン以上)<br>0                                    | 継続            |

※（ ）内はR2年度比

資料：香川県循環型社会推進課

## (2) 課題

プラスチックごみ対策や食品ロス対策など新たな課題も生じる中、循環型社会の形成のためには、県民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、連携・協働して2Rを意識した3Rを推進することにより、引き続き大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換を図る必要があります。

環境産業の創出による地域の活性化をめざす直島町でのエコタウン事業については、引き続き循環型社会のモデル事業として推進する必要があります。

## ◎具体的な取組み

### 1 2R（リデュース、リユース）の推進

#### ア) 2Rを意識した3Rの普及啓発

啓発資材である小冊子「ごみゼロ・じゅんかん・ぐるぐるBOOK」、リーフレット「ちょっと待って！ごみ？資源？」を配布したほか、広報誌、ラジオ広報、テレビ広報、ホームページ、環境キャラバン隊事業による学校での3Rの授業などにより、ごみの減量化やリサイクルなどの推進について、普及啓発を行いました。

## イ) リデュースに向けた取組みの推進

### ① プラスチックごみ対策

使い捨てプラスチックの使用削減や代替素材への転換などに取り組む小売店や飲食店などを認定・登録する「かがわプラスチック・スマートショップ」認定制度を創設し、他の事業者への波及とともに登録店舗による消費者への啓発活動を促進するため、ホームページやSNSなどでPRしました。

また、プラスチックごみの削減やリサイクルの促進に向けて、令和5年度に引き続き、家庭や団体での優れた取組みを表彰する「第2回かがわプラスチック・スマート大賞」を実施しました。

**URL** 「かがわプラスチック・スマートショップ」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/plastic/shop/index.html>

### ② 食品ロス削減対策

食品ロス（本来、食べられるにもかかわらず捨てられている食品）は、家庭と事業者からそれぞれ半分程度発生していることから、本県では、令和元年10月に施行した食品ロス削減推進法に基づき、令和3年3月に香川県食品ロス削減推進計画を策定し、家庭と事業者の双方が食品ロスの発生抑制に取り組んでいます。

令和元年度から引き続き、家庭での食品ロスを削減する生活習慣を環境・身体（健康）・家計にかしこい「スマート・フードライフ」の提案として、家庭でできる取組みを紹介する出前講座や各種イベントでの普及啓発を実施しました。

さらに、効果的な取組みを広く普及させるため、令和5年度に引き続き、食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店や宿泊施設、食料品小売店を認定・登録する「かがわ食品ロス削減協力店」制度の登録店舗数の増加に努めたほか、コンビニエンスストアやスーパー等と連携して、消費者に対して商品棚の手前にある商品から選ぶことを呼び掛ける「てまえどり」キャンペーン、家庭や団体での優れた取組みを表彰する「第5回かがわ食品ロス削減大賞」を実施しました。

**URL** 「かがわ食品ロス削減協力店」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/loss/kyouryokuten/index.html>

### ③ 産業廃棄物の発生抑制・多量排出事業者の廃棄物減量化の促進

事業者に対する講習会を開催するなど、さまざまな機会を通じて、産業廃棄物の発生抑制の啓発を行いました。また、多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画の作成やその実施状況の報告が義務付けられており、提出時におけるヒアリングなどを通じて、計画的な廃棄物の減量化などを指導・助言しました。

産業廃棄物処理計画の作成状況（令和6年度）

| 区分        | 提出件数 |     |
|-----------|------|-----|
| 産業廃棄物     | 香川県  | 132 |
|           | 高松市  | 58  |
| 特別管理産業廃棄物 | 香川県  | 29  |
|           | 高松市  | 15  |

資料：香川県循環型社会推進課

### ④ 公共工事での廃棄物の減量化の推進

計画段階から廃棄物の発生抑制を心掛け、発生の少ない工法や資材を採用して減量化を図りました。また、建設現場での分別・再資源化を徹底し、最終処分量の減量に努めました。

## ウ) リユースに向けた取組みの推進

啓発資材である小冊子「ごみゼロ・じゅんかん・ぐるぐるBOOK」を使って、環境キャラバン隊事業による学校での「ごみ処理と3R」の授業などにより、2R（リデュース、リユース）の重要性について普及啓発を行ったほか、リユースへの関心を高めるため、ホームページなどで市町が実施している不用品交換情報提供等の情報発信を行いました。

## 2 リサイクルの推進

### ア) 市町におけるリサイクルの推進

#### ① 市町におけるリサイクルの促進

イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 ②・④を参照。

#### ② 市町や事業者と連携した取組みの促進

プラスチック循環資源のリサイクルを推進するため「香川県プラスチックリサイクル業者情報掲載サイト」を設けて、排出事業者とリサイクル業者のマッチングが進むよう、リサイクルに関する情報提供を行いました。

**URL** 「香川県プラスチックリサイクル業者情報掲載サイト」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/plastic/recycle/index.html>

### イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

#### ① 拡大生産者責任の徹底

本県では、生産者が、使用後のこと考慮した製品づくりを行うことや、回収・処理に積極的に関与する拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物処理システムを構築していくことが、持続可能な循環型社会形成のために重要と考え、国に対し、全国一律でのデポジット制度の導入や、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)におけるリサイクル料金の前払い制の導入について、要望・提案を行ってきました。

#### 「デポジット制度」とは

飲料等を販売する際に、現在我が国のビール瓶などで行われているように、一定額を預り金として取り、消費者が瓶などを返却すると預り金を払い戻す制度。

#### ② 容器包装リサイクルの推進

容器包装のリサイクルについては、令和7年3月現在、すべての市町が、対象品目10品目のうち8品目以上の分別収集を実施しています。

#### ③ 家電リサイクルの推進

「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に基づく廃家電製品の処理が適正に行われるよう、広報誌などでの広報を実施しました。

#### ④ 小型家電リサイクルの推進

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、平成25年10月からは県内全市町で使用済小型家電の回収を行っています。市町の庁舎や公民館などへの回収ボックスの設置や資源ごみの収集とあわせた回収など、回収方法は市町によって違いますが、不燃ごみとして埋立処理されていた小型家電類を別に回収し、資源化しています。

#### ⑤ 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」では、使用済自動車の処理業者は引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業に区分され、引取業またはフロン類回収業を行う場合には知事の登録が、解体業または破碎業を行う場合には知事の許可が必要です。(高松市は高松市長の登録または許可)

► 使用済自動車の引取報告(R6年度)：

18,426台(県:13,400台、高松市:5,026台)

#### 登録・許可業者数(令和6年度末)

|       |          | 高松市以外 | 高松市 |
|-------|----------|-------|-----|
| 登録業者数 | 引取業者     | 109   | 80  |
| 許可業者数 | フロン類回収業者 | 54    | 29  |
|       | 解体業者     | 29    | 7   |
|       | 破碎業者     | 13    | 5   |

資料：香川県循環型社会推進課

## ⑥ 県営ため池等整備事業

工事で発生する建設残土等の有効利用として、県営ため池等整備工事（多度津地区ほか2地区）の仮設材等で利用したほか、長尾地区では、工事で発生した石材などを水生生物の生息環境を考慮した法面保護材として再利用しました。（R6年度）



▲工事で発生した石材を法面保護材に再利用

## ⑦ 県営農道整備事業

他事業からの建設残土を道路の盛土材料として有効利用、また、コンクリート殻から再生される砕石（再生クラッシャーラン）を道路構造物の基礎材料として利用しました。

- ▶ 建設残土および再生砕石の利用（R6年度）：県営大規模農道整備事業西讃南部地区

## ⑧ 家畜排せつ物の良質な堆肥化と利用の推進

良質な堆肥の生産と、地域環境に応じた堆肥の需給調整を図るため、畜産農家に対して堆肥生産技術指導などを行ったほか、堆肥利用啓発資料を作成し、耕種農家などへ配布しました。

- ▶ リーフレット作成部数（R6年度）：4,400部

## ⑨ 建築物等の分別解体、再資源化の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）のホームページによる周知、解体工事現場のパトロールの実施により、建築物等の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化の促進に努めました。

また、公共工事での建設発生土の現場内利用や工事間流用のほか、再生砕石・再生加熱アスファルトなどの使用により、建設資材の再利用に努めました。

## II ウ) 循環産業の育成

### ① リサイクル工場の立地支援

広域的なリサイクル体制の構築のため、用地情報の提供をしました。

### ② エコアイランドなおしまプランの推進

豊島廃棄物等の中間処理施設の整備を契機として、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン（エコアイランドなおしまプラン）が、平成14年3月に国（経済産業省・環境省）の承認を受けました。これに基づき、ハード事業（循環資源回収事業）とソフト事業（環境調和型まちづくり）に取り組んできました。

**URL** 「エコアイランドなおしまプラン」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/ecoisland/kfvn.html>

## 令和6年度実績

|       | 事業主体                  | 内 容  |
|-------|-----------------------|--|
| ハード事業 | 三菱マテリアル（株）            | (処理量)<br>・溶融飛灰再資源化施設 12,879t<br>・有価金属リサイクル施設 20,421t   |
| ソフト事業 | エコアイランドなおしま<br>推進委員会等 | ・なおしま環の里創生プロジェクト<br>・直島小学校環境教室<br>・まちの案内所窓口業務委託<br>・「環境のまち・直島」情報発信事業<br>・住民主体の環境調和型まちづくり事業<br>〔エコTシャツプロジェクト、情報発信・交流〕 |

## ③ 産業技術センター技術相談・技術指導

第2章第1節を参照。（40ページ）

## エ) リサイクル製品の利用促進

## ① 環境配慮モデル製品と事業所の認定

第1章第1節を参照。（13ページ）

## ② グリーン購入の推進

県では、オフィスにおける省資源・省エネルギーを図り、環境に配慮した物品等を購入することを定めた、「かがわエコオフィス計画」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。

「かがわエコオフィス計画」に基づき、文具・OA機器などの購入の際に選択の基準となる「グリーン購入推進ガイドライン」を定め、原則として環境配慮仕様を満たす物品等を購入することとしています。

## 「グリーン購入」とは

製品やサービスの購入をする時に、必要かどうかをよく考えて、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 廃棄物の適正処理の推進

### ◎現状と課題

#### (1) 現 状

##### ① 一般廃棄物処理施設

###### 一般廃棄物処理施設の現況

(令和5年度末現在、市町等設置で稼動中のもの)

| 施設の種類   | 施設数<br>(うち広域処理) | 合計処理能力                   |
|---------|-----------------|--------------------------|
| ごみ処理施設  | ごみ焼却施設          | 8(6) 1,361t/日            |
|         | 粗大ごみ処理施設        | 1(1) 100t/日              |
|         | 再生利用施設          | 11(5) 196.5t/日           |
| 埋立処分地施設 | 11(2)           | 2,075,664 m <sup>3</sup> |
| し尿処理施設  | 9(4)            | 847.82kL/日               |

資料：香川県循環型社会推進課

※最終処分場の残余年数（令和5年度末現在）  
安定型：約19.0年、管理型：約5.9年

##### ② 産業廃棄物処理施設

###### 産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年度末）

| 施設の種類  | 高松市以外           | 高松市 | 計  |
|--------|-----------------|-----|----|
| 中間処理施設 | 汚泥の脱水施設         | 20  | 12 |
|        | 汚泥の乾燥施設         | 1   | 0  |
|        | 汚泥の焼却施設         | 0   | 0  |
|        | 廃油の油水分離施設       | 2   | 0  |
|        | 廃酸・廃アルカリの中和施設   | 1   | 0  |
|        | 廃プラスチック類の破碎施設   | 24  | 2  |
|        | 廃プラスチック類の焼却施設   | 1   | 0  |
|        | 汚泥のコンクリート固化形化施設 | 1   | 0  |
|        | 産業廃棄物の焼却施設      | 13  | 4  |
|        | 木くずの破碎施設        | 31  | 11 |
| 最終処分場  | がれきの破碎施設        | 43  | 18 |
|        | 小計              | 137 | 47 |
|        | 安定型（埋立中のもの）     | 8   | 0  |
|        | 管理型（埋立中のもの）     | 7   | 1  |
| 小計     |                 | 15  | 1  |
| 計      |                 | 152 | 48 |
|        |                 | 200 |    |

資料：香川県循環型社会推進課

#### ③ 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の委託を受け、適正に処理する役割を担っており、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、業務の形態に応じて、知事（高松市は高松市長）の許可が必要です。

###### 産業廃棄物処理業者の状況（令和6年度末）

| 処理業の種類      | 産業廃棄物処理業 |     | 特別管理産業廃棄物処理業 |     |
|-------------|----------|-----|--------------|-----|
|             | 高松市以外    | 高松市 | 高松市以外        | 高松市 |
| 収集運搬        | 2,101    | 144 | 219          | 13  |
| 中間処理のみ      | 89       | 45  | 5            | 3   |
| 最終処分のみ      | 4        | 0   | 2            | 0   |
| 中間処理および最終処分 | 6        | 1   | 1            | 0   |
| 計           | 2,200    | 190 | 227          | 16  |

資料：香川県循環型社会推進課

#### (2) 課 題

廃棄物の不法投棄や不適正処理は後を絶たないことから、今後も、廃棄物の不法投棄の防止など適正処理の推進を図ることが重要です。また、廃棄物を適正に処理するためには、将来にわたって必要な中間処理施設や最終処分場を確保する必要があります。

## ◎具体的な取組み

### 1 廃棄物の適正処理の推進

#### ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理

##### ① 廃棄物処理施設の整備促進

産業廃棄物処理施設の確保は、適正処理を進めるうえで基本的かつ重要な課題であり、計画的に行う必要があります。

法令で規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合、知事（高松市内に施設を設置する場合は高松市長）の許可が必要です。

また、公共関与による廃棄物処理として、（公財）香川県環境保全公社では、内海港草壁地区で、安定型産業廃棄物埋立処分事業を実施しています。

各市町や一部事務組合が設置している一般廃棄物処理施設については、施設の維持管理に係る立入検査を実施するとともに、施設において毎年継続的に自主検査を実施するよう依頼しました。

#### イ) 監視指導体制の拡充・強化

##### ① 産業廃棄物指導監視機動班

産業廃棄物の適正処理に関して指導監視を行うため、県内4地域の保健福祉事務所環境管理室などに設置した指導監視機動班を中心に、事業者、処理業者などへの立入調査を行っています。また、苦情通報に迅速に対処するとともに、不適正な処理を行った処理業者などに対しては、行政処分を行うなど厳正に対処しました。

**指導監視機動班出動状況（令和6年度）**

| 内 容      | 香川県    | 高松市  |
|----------|--------|------|
| 延べ出動日数   | 538日   | 160日 |
| 指導監視件数   | 2,087件 | 342件 |
| 指導票の交付件数 | 19件    | 2件   |

資料：香川県循環型社会推進課

**不利益処分（令和6年度）**

|         | 件 数  |      |
|---------|------|------|
|         | 香川県  | 高松市  |
| 許可の取消し  | 3(5) | 0(1) |
| 事業停止    | 0(0) | 0(0) |
| 施設の使用停止 | 0(0) | 0(0) |
| 措置命令    | 0(0) | 1(1) |
| 改善命令    | 0(0) | 0(0) |
| 計       | 3(5) | 1(2) |

※（ ）は令和5年度

資料：香川県循環型社会推進課

**苦情処理件数（令和6年度）**

| 区分   | 件数（うち高松市） |
|------|-----------|
| 不法投棄 | 35(24)    |
| 野外焼却 | 13(6)     |
| その他  | 79(51)    |
| 計    | 127(81)   |

資料：香川県循環型社会推進課

##### ② 市町職員に対する「身分証明書」の交付

産業廃棄物の不適正処理事案に対する早期対応や速やかな監視が行えるよう、希望する市町職員に対し、産業廃棄物処理施設などに立ち入ることができる「身分証明書」を交付しています。

► 交付者数（R6年度）：6市（坂出、善通寺、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊）8町（土庄、小豆島、三木、直島、宇多津、綾川、多度津、まんのう）の職員56名

### ③ 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

産業廃棄物の適正処理を進めるため、産業廃棄物の処理に関する各種情報の収集・提供や適正処理に関する普及啓発、産業廃棄物の適正処理に向けた講習会などを実施しました。

#### || ウ) 廃棄物の適正処理の推進

##### ① P C B 廃棄物の適正処理の推進

P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年 7 月施行）に基づき、P C B 廃棄物保管事業者から届出を受けるとともに、必要に応じて立入調査を行うなど、P C B 廃棄物の保有状況について把握を進めました。

県内の高濃度 P C B 廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州 P C B 処理事業所で処理することとなっていましたが、平成 30 年度末（変圧器、コンデンサ）および令和 2 年度末（安定器等）で受入れを一旦終了し、その後に発見された高濃度 P C B 廃棄物は、事業者が保管を継続することとなりました。しかし、香川県を含めた処理対象地域内で約 550 件（令和 3 年度末）の高濃度 P C B 廃棄物の継続保管物が存在することが判明したことから、中間貯蔵・環境安全事業（株）豊田 P C B 処理事業所（変圧器、コンデンサ等）、北九州 P C B 処理事業所（安定器等）および大阪 P C B 処理事業所（コンデンサ）で令和 4 年度から令和 5 年度まで処理を行いました。令和 6 年度以降は、中間貯蔵・環境安全事業（株）北海道 P C B 処理事業所で処理を行っています。低濃度 P C B 廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等で処理することとなっており、処分期間内の処理（令和 8 年度末まで）が求められています。

##### ② 県外産業廃棄物の搬入に関する事前協議

県外産業廃棄物については、原則搬入禁止としていますが、循環的な利用を行う場合は、条例に基づき事前に県に協議することを条件に搬入を認め、その内容をホームページ等で公表しています。

► 協議書提出件数（R6 年度）：38 件、県外産業廃棄物の搬入（R6 年度）：約 9 万 7 千 t

**URL** 「県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議状況」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/kyogisho/index.html>

##### ③ 農業生産資材廃棄物の適正処理の推進

本県の農業生産資材廃棄物の円滑かつ効率的な回収と適正処理・リサイクルの推進を図るため、県では、地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会に対し統一的な回収、処理システムの構築とリサイクルの推進を働き掛けるとともに、同協議会と連携して農業者に対し、廃棄物の減量化や適正処理、分別回収の啓発活動を行いました。

#### || エ) 不法投棄や野外焼却対策の強化

##### ① 香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催し、県警本部など関係機関と密接に連携し、広報啓発活動や情報交換を行うとともに、ヘリコプターによる合同パトロールを行いました。

► 合同パトロール回数（R6 年度）：9 回

##### ② 産業廃棄物の夜間・休日パトロール

警備会社に委託し、不法投棄・野外焼却などの不適正処理が行われやすく監視も難しい夜間・休日のパトロールを実施しました。

► パトロール日数（R6 年度）：96 日

### ③ 廃棄物 110 番

広く県民から不法投棄や野外焼却などの情報提供を受けるため、廃棄物 110 番：087-832-5374（ヤミニゴミナシ）、0120-537483（ゴミナシバンザイ）を設置しています。

▶ 受付件数（R6 年度）：44 件

### ④ 環境監視員

生活区域内での産業廃棄物の不適正処理や水質汚濁などに関する情報収集と通報促進のため、県民に委嘱した環境監視員と県保健福祉事務所環境管理室などが連携を図っています。

▶ 環境監視員数（R6 年度）：47 名

### ⑤ 民間企業との協定

3 社、4 団体と産業廃棄物の不法投棄に関する情報提供について協定（うち 1 社は包括連携協定）を締結し、業務遂行中に産業廃棄物の不法投棄を発見した場合は、県に情報を提供することとしています。

### ⑥ 広報啓発活動

不法投棄と野外焼却について、広報誌やラジオ広報などを活用し、不法投棄の禁止と野外焼却の原則禁止を呼び掛けました。

## 才) 豊島処分地維持管理等事業の推進

### ① 事業の進捗状況等

土庄町豊島の産業廃棄物不法投棄事件については、国による公害調停を経て、平成 12 年 6 月 6 日、本県が処理を行うことで最終合意しました。

調停成立以降、本県では、調停条項に従い、豊島廃棄物等技術委員会の指導、助言を受けながら、処理施設の整備などを進めていき、平成 15 年 9 月 18 日から本格的な処理を開始しました。

以降、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）の期限である平成 24 年度末までの全量処理に向け、取り組んできましたが、平成 23 年度に処理計画期間があと 2 年となり、残存量をより正確に把握しておく必要があることなどから、処分地全体の測量を行い、処理対象量を推計した結果、約 23 万 7 千 t 増加し、約 90 万 5 千 t となり、処理期間が 3 年 6 か月延びる見込みとなったことから、処理経費が大幅に増加することとなりました。

また、平成 25 年 3 月末で失効する産廃特措法の期限の延長と、必要な処理費用について既存の枠組みによる財政支援を講じるよう国に対し要望を行っていたところ、平成 24 年 8 月に期限延長法案が国会で可決成立し、平成 25 年 1 月に、平成 28 年度までの廃棄物等の処理や、廃棄物撤去後の処分地の地下水浄化などを盛り込んだ産廃特措法に基づく変更実施計画に対して、環境大臣の同意が得られました。

このような中、廃棄物等の処理を進め、平成 29 年 3 月 28 日に豊島からの搬出を終え、6 月 12 日には直島での処理が完了しました。処理した廃棄物等の重量は 912,373t となりました。

平成 25 年 1 月に変更した実施計画には、廃棄物等の最終の処理量や具体的な豊島処分地での地下水浄化対策などが盛り込まれていなかったことから、これらの内容を反映した変更実施計画について国と協議を進め、平成 30 年 3 月に環境大臣の同意が得られました。

一方、豊島処分地において、平成 30 年 1 月以降に 616t の廃棄物が新たに確認されたことから、その性状検査の結果を踏まえて適正に処理を進め、令和元年 7 月にすべての処理が完了し、これを加えた廃棄物等の最終処理量は 912,989t となりました。

また、豊島廃棄物等の直島中間処理施設への搬入などに使用していた直島桟橋の撤去が令和元年9月に完了し、これにより、直島側の施設撤去がすべて完了しました。

その後、豊島処分地の地下水浄化対策を積極的に進めて、令和3年7月に処分地全域での排水基準の達成が確認されるとともに、豊島内の関連施設については、目的を達したものから、順次、撤去し、令和5年3月に処分地の整地が完了しました。

現在は、雨水の浸透等による自然浄化により、地下水の環境基準が達成されるまで、水質のモニタリングを継続しながら、処分地の維持管理等をしています。

本事業については、関係者の理解と協力のもと、平成12年に合意した調停条項に基づき、地下水浄化対策や処分地の維持管理に取り組みます。

さらに、豊島処分地維持管理等事業の実施状況等については、ホームページなどを活用して、積極的な情報公開に努めます。

豊島問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済優先社会の「負の遺産」ですが、本県ではこれを機に、監視指導体制の強化など、不法投棄の根絶に全力を注ぐとともに、循環型社会の構築に貢献したいと考えています。

#### **URL 「豊島問題ホームページ」：**

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/teshima/kfvn.html>

## 2 災害廃棄物処理体制の充実・強化

### ア) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

#### ① 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測などの基礎的データや処理に係る手順を整理した「香川県災害廃棄物処理計画」について、主として巨大地震等を想定して策定していたものから、令和3年3月に台風や豪雨などの風水害への対応も踏まえたものへ改定しました。このほか、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため、「香川県災害廃棄物処理行動マニュアル」を策定しています。

また、近年、全国各地で甚大な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっている中、初動体制を早期に確立するため、課題などを明らかにし、対応方法の改善と関係機関との連携体制の充実・強化を図ることを目的として、県、市町、一部事務組合で構成する「香川県災害廃棄物対策連絡協議会」において、訓練を実施しています。

令和6年度は、初動時の被害状況の報告と共有に係る連絡体制や大量のごみを一時的に集めて保管する仮置場の設置や運営管理など、一連の業務について具体的な作業手順を確認しました。

► 訓練実施回数 (R6年度) : 3回 (研修1回、実地訓練1回、連絡体制確認訓練1回)

さらに、国や四国4県等で構成する「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」において、意見交換や訓練など広域で連携した災害廃棄物対策事業に取り組みました。

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



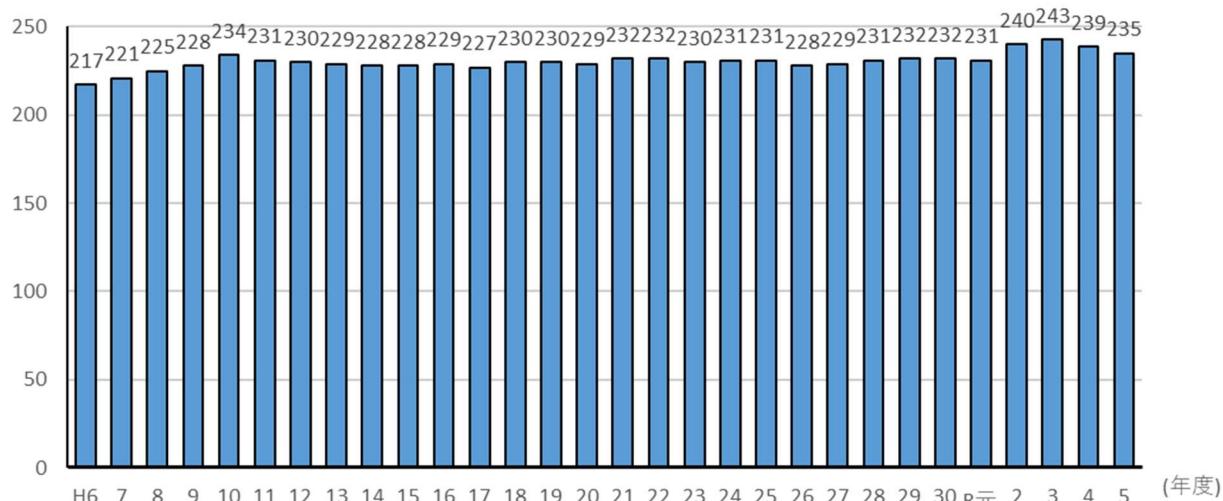
## 第3節 水循環の促進

### ◎現状と課題

県内 18か所の下水処理場で処理される下水処理水の総量は、令和6年度は約 63,404 千m<sup>3</sup>となっており、このうち約4%が再生水として利用されていますが、水資源に恵まれない本県では、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用をさらに促進する必要があります。

また、本県の一人一日当たりの水道の生活用平均給水量は、平成10年度以降は横ばい、令和2、3年度は増加、令和4年度以降は減少しています。しかし、以前より増加していることから、限りある貴重な資源である水の使用量を抑制するためには、より一層の節水意識の啓発が必要です。

#### 水道の一人一日当たり生活用平均給水量の推移 (香川県)



資料：香川県水資源対策課

### ◎具体的な取組み

#### 1 水を大切にする社会への転換

##### ア) 雜用水利用の促進

###### ① 雜用水利用施設の設置指導等

「香川県雑用水利用促進指導要綱」に基づき、延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の新築や増改築した建築物に対し雑用水利用施設の設置を指導しました。

###### ② 雜用水利用施設の整備状況

県有施設（県立学校含む。）の新築、改築時に雨水再利用設備（井水利用を含む。）を可能な限り整備し、再利用水を便所洗浄水等に利用してきました。

今後は、引き続き設備整備費と維持管理費を精査し、県有施設の新築、改築時の雨水再利用設備整備の検討を行うとともに、整備施設については、より適切な規模の整備を検討していきます。

### ③ 下水処理水の再利用

下水処理水は、水資源に恵まれない本県にとって、有効な水資源の一つであり、雑用水等に活用するなど積極的な活用を図っています。

県内での、下水処理水の総量は、令和6年度で年間約63,404千m<sup>3</sup>であり、このうち約2,690千m<sup>3</sup>が洗浄用水、冷却用水、水洗トイレ用水、散水用水などとして終末処理場内外で再利用されています。

また、高松市東部下水処理場からの処理水は、高松駅、高松港旅客ターミナルビルなど、58施設（令和7年4月1日現在）で水洗トイレ用水などに再利用されています。

### 下水処理水再利用量の推移（場内および場外）



資料：香川県下水道課

### ④ 農業集落排水事業の促進

農村地域のし尿や生活雑排水などの汚水を処理し、ため池や農業用水の水質保全と生活環境の改善を図り、公共用水域の水質を保全するため、昭和57年度から農業集落排水事業を実施してきました。

#### ▶ 整備状況（R6年度末）：

高松市ほか6市4町の42処理区（巻末資料<2-10>）



▲農業集落排水施設（白鳥処理場）

## II イ) 節水活動の促進

### ① 各種イベントでの節水啓発

県と市町で組織する「節水型街づくり推進協議会」を通じて、各種イベントでパネル展示による節水展を開催しました。

### ② 節水ウィークの実施

水の週間（8月1日～7日）にあわせ、家庭での節水活動の実践（節水ウィーク）を促進しました。

- ▶ 節水チャレンジ参加者数（R6年度）：2,066世帯、8,852人
- ▶ 節水実績（R6年度）：1人1日当たり10.0L

### ③ 節水コマの無料配布

「節水型街づくり推進協議会」を通じて、希望者に対して節水コマの無料配布を行いました。

### ④ 県有施設への節水型機器設置の徹底

新築、改築、内部改修工事などにあわせて節水型衛生器具類（手洗い自動水栓、節水型便器など）を採用し、設置しました。

- ▶ 採用施設（R6年度）：10施設（さぬきこどもの国、丸亀競技場、琴弾公園、笠田高校、栗林公園、香川国際交流会館、園芸総合センターなど）

## II ウ) 水の大切さの理解の促進

### ① 節水副読本等の配付・出前講座・香川用水県外水源地学習事業の実施

初めて水について学習する小学4年生全員を対象に、「節水型街づくり推進協議会」による節水副読本「香川県の人びとのくらしと水」を配付したほか、県内小学校等で3回出前講座を実施しました。また、小学4年生および中学1年生を対象に、香川用水の水源施設である早明浦ダムや池田ダムの見学を通じて、水の大切さや先人の足跡を学ぶとともに、水源地域の人々との交流を深めることを目的として、香川用水県外水源地学習事業を実施しました。

▶ 副読本配付児童数（R6年度）：7,613人

▶ 香川用水県外水源地学習事業参加児童・生徒数（R6年度）：3,256人

（うちオンライン授業999人）

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第4章 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

### 第1節 生物多様性の保全

#### ◎現状と課題

地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられていますが、生物多様性の保全を実現するためには、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、各主体間の特色を生かして保全活動を行うことが重要です。

本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、「N P O 法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携し、より活発に自然保護活動や普及活動等に取り組むことにより、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

#### ◎具体的な取組み

##### 1 生物多様性の保全に向けた取組みの推進

###### ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

###### ① まちかど生き物標本展およびフィールド講座の開催

県内の研究者が収集・保管している標本を活用した「まちかど生き物標本展」を開催するとともに、実際に生き物を見て、手に触れながら、香川の自然に親しむフィールド講座を開催しました。

###### ▶ まちかど生き物標本展 「かがわの生き物の世界」

9月 24日～10月 18日：飯山総合学習センター

1月 13日～1月 24日：ひとの駅さんぽんまつ

1月 28日～2月 21日：香川県立文書館

香川県立文書館では期間中 2,351名の来場者がありました。

###### ▶ フィールド講座

7月 28日：森の昆虫たちフィールド体験（公済森林公园） 参加者数：21名

10月 27日：干潟のいきものフィールド体験（さぬき市鴨部川河口） 参加者数：19名

12月 14日：森の野鳥たちフィールド体験（土器川生物公園） 参加者数：18名



▲まちかど生き物標本展  
(ひとの駅さんぽんまつ)



▲まちかど生き物標本展  
(香川県立文書館)



▲フィールド講座  
(干潟のいきものフィールド体験)



▲フィールド講座  
(森の野鳥たちフィールド体験)

### || イ) 地域連携保全活動支援センターの役割を担う民間団体の育成

指定希少野生生物等のモニタリング調査および侵略的外来種防除対策指針の作成等について、「NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川」が取りまとめ作業を行いました。

### || ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

県内で生物多様性保全活動に取り組む団体を、「かがわ生き物パートナー」として4団体を登録し、登録団体と県が連携し、生物多様性の保全を推進しました。

## 2 希少野生生物の保護

### || ア) 保護事業と普及啓発事業の充実

希少野生生物の保護対策の推進及び生物多様性の保全について普及啓発を行うため、「まちかど生き物標本展」では、「屋島や五色台などの瀬戸内海国立公園および瀬戸内海沿岸の自然」をテーマとして、主に県内の「植物」、「哺乳類」、「鳥類」、「両生類」、「昆虫類」、「甲殻類・鋏角類」、「貝類」、「菌類」の乾燥標本や菌類の液浸標本、哺乳類や鳥類、甲殻類・鋏角類の剥製と動植物各種の生態写真等で紹介する標本展を開催しました。

## II イ) 指定希少野生生物の保護

指定希少野生生物の指定による捕獲採取の規制や生息・生育区域の保護、モニタリング調査や個体群の保護増殖を目的とした保護事業の実施など、種の特性に応じた保護を図りました。

- ▶ 指定希少野生生物の指定 (R6 年度末) : 16 種
- ▶ 保護事業計画の策定 (R6 年度末) : 2 種
- ▶ 指定希少野生生物保護区の指定 (R6 年度末) : 2 か所

### 保護事業計画による保護



▲ニッポンバラタナゴ

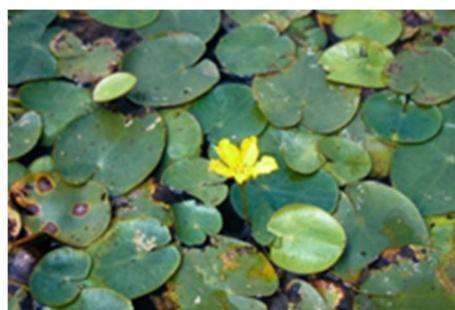


▲カンカケイニラ

### 指定希少野生生物保護区の指定による保護



▲オニバス



▲アサザ

## 3 野生鳥獣の保護管理

### II ア) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

県内の児童・生徒に対し「愛鳥週間ポスター」を募集するとともに、入賞作品を香川県ホームページに掲載し、愛鳥思想の普及啓発を行いました。

- ▶ 応募作品数 (R6 年度) : 772 点 (うち入賞作品 66 点)

### II イ) 野生鳥獣保護センター等の活動の推進

「香川県野生鳥獣保護センター」を拠点として、傷ついた野生鳥獣の野生復帰を目的に治療、リハビリ等の保護収容事業を行いました。

- ▶ 整備場所 : 県立公渕森林公園内
- ▶ 運営委託 : (公財) かがわ水と緑の財団
- ▶ 受付件数 (R6 年度) : 45 件

## ウ) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

鳥獣の保護や適正管理のために、「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の生息調査や鳥獣保護に関する普及啓発など鳥獣保護管理事業を推進しました。

- ▶ 鳥獣保護区の指定（R6年度末）：25か所、9,327ha
- ▶ 特別保護地区の指定（R6年度末）：3か所、382ha
- ▶ 休猟区の指定（R6年度末）：1か所、341ha
- ▶ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定（R6年度末）：59か所、28,098ha
- ▶ 指定猟法禁止区域（鉛散弾）の指定（R6年度末）：1か所、42ha
- ▶ 鳥獣保護管理員の設置（R6年度末）：40名
- ▶ ガン・カモ類生息調査確認数（R6年度）：206か所、14,633羽

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

### ◎現状と課題

イノシシなどの野生鳥獣のみならず、アライグマやヌートリアなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農作物や生活環境への被害が増加しており、これらによる被害対策に取り組む必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 有害鳥獣対策の強化

##### ア) 有害鳥獣対策の推進

###### ① 第二種特定鳥獣管理計画の推進

近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなど野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲が拡大し、農作物被害のみならず住居集合地域等にもイノシシ等が出没し、人身被害が発生しているほか、ニホンジカも、小豆島のみならず県内の広い範囲で生息が確認されるようになっています。このことから、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、積極的に個体数調整を実施するなど、適正な管理を推進しています。

###### ② 特定鳥獣等個体群管理推進事業の実施

環境大臣が定めた指定管理鳥獣であるイノシシについては、市街地周辺や島しょ部において県の捕獲事業を実施し、ニホンザルについては、特に加害性が高い群れを対象に生息状況調査を実施しました。

- ▶ 指定管理鳥獣捕獲等推進事業（1市）
- ▶ ニホンザル加害個体群緊急対策事業（1市1町）

##### イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

###### ① 市街地に出没するイノシシ等への対策

市街地に出没するイノシシ等による被害を防止するため、市町が行う市街地周辺での捕獲や侵入防歓柵の設置、捕獲資機材の購入に要する経費を助成しました。また、被害軽減のために効果的な捕獲が行えるよう「イノシシ捕獲技術プログラム」に基づくイノシシ捕獲技術講習会等を開催しました。

- ▶ イノシシ捕獲技術講習会（R6年度）：4回開催、57名受講
- ▶ イノシシ捕獲および保定技術向上研修会（R6年度）：3回開催、87名受講

##### ウ) 捕獲個体の資源化の推進

狩猟に関心のある若者や女性を対象にした入門講座において、狩猟鳥獣を利用した加工品について紹介するとともに、ジビエ肉のおいしい食べ方や料理のポイントについて解説するなど、捕獲個体の活用方法について情報提供しました。

- ▶ 狩猟フィールド体験入門講座（R6年度）：2回開催、33名受講

## 2 特定外来生物の防除

### ア) 特定外来生物の防除の推進

外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して捕獲等に要する経費に助成したほか、防除従事者の確保のための講習会を実施しました。

- ▶ 防除従事者養成講習会（R6年度）：2回、24名受講

### イ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

本県に隣接する徳島県で発生が認められており、本県への侵入が強く懸念されるクビアカツヤカミキリの早期発見と侵入時の即応体制構築のために県市町職員のほか、公園の指定管理者、学校職員及び一般県民を対象に、県外から公園管理と防除経験が豊富な樹木医を招いて同定方法や侵入確認時の防除についての講習会を行いました。

- ▶ 特定外来生物防除講習会（R6年度）：1回、31名

## 3 外来種対策の推進と普及啓発

### ア) 外来種対策の推進と普及啓発

#### ① 「香川県侵略的外来種防除対策指針」の作成

令和3年度に改訂した「香川県侵略的外来種リスト」に基づき、ミズヒマワリ、ナルトサワギクについて、それぞれ防除対策指針を作成しました。

#### ② 優先度を踏まえた外来種対策と普及啓発

「香川県侵略的外来種リスト」の取りまとめ過程で収集した調査結果に基づき、外来種に対する正しい理解を深めてもらえるよう、SNSや県広報誌、環境キャラバン隊などの機会を通じて普及啓発に取り組みました。

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第3節 農地等の保全と持続的活用

### ◎現状と課題

農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源のかん養など、多面的機能を有しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化、さらにはイノシシやサルなどの野生鳥獣による被害などにより集落機能が低下し、ため池や農業水利施設の保全管理が困難になってきており、遊休農地も増加しています。

農業の多様な担い手の確保・育成や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、集落営農を推進するとともに、基盤整備とも連携して利用集積を加速する必要があります。

地球温暖化が進行し、環境問題への関心が高まる中、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した環境にやさしい農業を推進する必要があります。

また、農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進する必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 農地等の保全と持続的活用

##### ア) 農地集積と農地の確保

###### ① 農業の担い手の確保・育成

認定農業者の確保・育成と集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、県外からの移住就農や農外企業の参入など多様なルートからの新規就農の促進、農業支援グループの組織化支援、兼業農家等の多様な農業人材の確保など、地域の実情に即した担い手づくりを推進しました。



▲農業支援グループ設立に向けた話し合い

###### ② 農振法および農地法に基づく権利移動・転用の規制

農地は、国民、県民の食糧生産資源だけでなく、自然環境資源等としても重要な役割を担っており、市町が策定する農業振興地域整備計画に基づき、農用地等として利用すべき区域を設定し、計画的な利用を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用を図り、優良農地の保全・確保に努めました。

###### ③ ほ場整備および農地の流動化の推進

農地の有効かつ効果的な利用のため、ほ場整備事業と農地の貸し借り（農地の流動化）を一体的に推進し、ほ場整備実施地区において、経営規模を拡大する担い手に対し、農地の利用集積を図りました。

► ほ場整備事業 (R6年度) : 9か所 (17.7ha)



▲生産性が向上した農地  
(綾川町羽床下地区)

## イ) 環境保全型・資源循環型農業の推進

### ① 環境にやさしい農業の推進

環境と調和した農林漁業の実現を目指して、環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行うとともに、有機農業に関する研修や販路拡大に向けたセミナーを行いました。また、環境負荷低減技術に省力化技術を組み合わせた栽培体系の現地実証に取り組むとともに、農地の土壤診断に基づく効率的な肥料の施用を推進しました。

- ▶ みどり認定者数 (R6年度) : 64 経営体
- ▶ 土壤診断件数 (R6年度) : 1,598 件

### ② 資源循環型農業の推進

家畜排せつ物の適正な管理と、地域環境への負荷を抑えた家畜堆肥の適切な施用による資源循環型農業を推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織する県、市町および農業団体等が一体となって、畜産環境保全や家畜排せつ物の管理について実態調査や巡回指導を行いました。

- ▶ 畜産環境保全に関する苦情・相談・指導 (R6年度) : 12 戸 (畜産農家)

**苦情・相談等の内訳 (令和6年度)**

| 問題発生経営体数 | 原因別内訳 |    |      |         |         |     |
|----------|-------|----|------|---------|---------|-----|
|          | 水質汚濁  | 悪臭 | 害虫発生 | 水質汚濁と悪臭 | 悪臭と害虫発生 | その他 |
| 12       | 2     | 8  | 2    | 0       | 0       | 0   |

資料：香川県畜産課

## ウ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

### ① 農地の保全・確保、土地改良施設の保全整備

農地や農業用施設の保全のため、ほ場やため池、かんがい排水施設、農道などの整備を実施するとともに、老朽化した土地改良施設の整備補修を実施しました。

- ▶ 土地改良施設の整備補修 (R6年度) : 12 か所
- ▶ 土地改良施設の機能診断 (R6年度) : 71 か所

### ② かんがい施設のパイプライン化

農業用水路のパイプライン化を促進し、水管理の省力化とあわせて農業用水の有効利用を図りました。

- ▶ ほ場整備事業 (パイpline地区) (R6年度) : 7 か所 (26.0ha)



▲パイplineによる給水

### ③ ため池整備の推進

ため池は、農業用水の主水源であり、地下水のかん養や自然生態系の保全など、多面的な機能を有していることから、在石を流用した石張りによる水生生物の生息環境の確保や工事中の動植物の一時移動・移植など、自然環境にも配慮した整備を計画的に推進しました。

- ▶ ため池の整備 (R6年度) : 10 か所



▲天野北池 (さぬき市)

#### ④ 多面的機能支払事業

農地をはじめ、水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理や、地域環境を保全する景観植物の植栽など、農業者と自治会などの地域住民が協働で行う活動を支援しました。



▲景観作物の植栽



▲ため池の草刈り

#### ⑤ 遊休農地対策の促進

「地域計画」策定のための地域の話し合いによる農地の粗放的管理への取組みや集落営農組織の活動促進、農作業支援グループ設立を支援することなどにより、遊休農地の未然防止を図るとともに、認定農業者や認定新規就農者などが遊休農地を再生する取組みを支援するなど遊休農地の解消に努めました。

#### 工) 鳥獣被害対策の推進

##### ① 鳥獣被害防止総合対策事業など

野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、鳥獣の生息状況や農作物被害の調査を実施するとともに、侵入防止柵等の設置や補修をはじめとした被害防止対策の研修会を行い、獣害に強い集落づくりを推進しました。また、侵入防止柵等の整備や有害鳥獣捕獲への奨励金を交付する市町に対して、効果的な事業の実施の支援を行いました。

#### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第5章 みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造

### 第1節 森林整備と森林資源循環利用の推進

#### ◎現状と課題

森林をはじめとするみどりは、山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの多面的な機能を有しており、私たちの安全・安心な暮らしや快適な生活環境の創造に欠くことのできない大切な役割を担っています。

特に、森林は県土面積の約47%を占めており、これらの多面的な機能を維持するためには、多様な森林整備を推進する必要があります。

また、管理を放置された竹林や広葉樹林の拡大などにより里山の荒廃が進行していることから、里山資源を循環利用しながら森林の整備を進めることで、里山の再生を図る必要があります。

県内のヒノキ林は、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていました。

このため、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」に基づき、路網の整備や森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、林業の担い手の育成・確保等により、県産木材の安定供給に向けた取組みを推進するとともに、県産木材製品のPRにより認知度を高め、公共建築物や民間住宅等での利用を一層促進する必要があります。

#### ◎具体的な取組み

##### 1 県産木材の供給促進

###### ア) 森林整備の推進

###### ① 造林事業

森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るために、森林所有者等が行う植栽、下刈、間伐などの森林整備に対して支援するとともに、県営林において、適正な保育管理を行っています。

**森林整備の実績面積（令和6年度）** (単位：ha)

| 種別  | 植栽 | 下刈  | 除間伐 | 枝打ち | 計   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 造林  | 23 | 180 | 170 | 1   | 375 |
| 治山  | 3  | 9   | 46  | 1   | 58  |
| その他 | 0  | 16  | 142 | 4   | 162 |
| 合計  | 26 | 205 | 358 | 6   | 595 |

※造林には、県営林、自力造林を含む。

その他には水源林造林を含み、その他の「除間伐」には、松くい虫駆除の衛生伐を含む。

資料：香川県森林・林業政策課

###### ② 森林資源搬出促進事業

森林の整備で産出される間伐材、竹材、広葉樹材を利活用するため搬出するものに対し、加工・供給拠点までの搬出経費の一部を助成しました。

► 搬出量（R6年度）：間伐材 5,257 m<sup>3</sup>

## イ) 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

### ① 林道事業

森林管理道の整備を引き続き推進するとともに、市町などが実施する路網の整備を促進しました。

▶ 森林管理道の開設延長（R6年度）：29.1km

### ② 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

森林所有者等が行う路網整備および搬出間伐に対して国や県の造林補助事業を活用して助成を行いました。

**路網整備および搬出間伐実績（令和6年度）**

| 種別  | 路網整備（m） | 搬出間伐（ha） |
|-----|---------|----------|
| 造林  | 20,070  | 75.7     |
| 県営林 | 1,569   | 9.8      |
| 合計  | 21,639  | 85.5     |

資料：香川県森林・林業政策課

## ウ) 施業の集約化の促進

### ① 森林経営計画策定の促進

森林施業の集約化を促進し、森林整備の低コスト化を図るため、森林資源などの情報を収集・整理し、施業集約化の基礎データを整備するなど、森林組合等の森林経営計画の作成を支援しました。

## 2 県産木材の利用促進

### ア) 県産木材の流通体制の整備

#### ① 県産木材の流通体制の拡充支援

木材の伐採から加工までの川上、川中、川下の効果的な連携を図るため、県産木材の需給情報を収集し、情報共有できる体制を整備するとともに、関連団体や事業者等と、新たな県産木材活用や流通体制について検討を行いました。

▶ 県産木材の搬出量（R6年度）：16,260 m<sup>3</sup>

### イ) 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の推進

#### ① 県有施設における県産木材の利用

令和4年7月に改正した「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県有施設での県産木材利用の推進に努めました。

▶ 県産木材利用量（R6年度）：県立アリーナなど公共建築物 31.7 m<sup>3</sup> (7施設)  
治山事業など公共工事、備品等 51.2 m<sup>3</sup>

#### ② 市町施設等における県産木材の利用

県内市町に対して県産木材の利用を働きかけるなど、市町施設等での県産木材の利用を促進しました。

▶ 県産木材利用量（R6年度）：北部分団消防屯所など公共建築物 31.1 m<sup>3</sup> (4施設)

### ③ 民間住宅における県産木材の利用

県産木材の住宅資材としての認知度向上と利用促進を図るため、県産木材を利用して個人用住宅を新築・増改築（リフォーム）する施主に対して、その利用量に応じて、購入経費の一部を補助しました。

- ▶ 香川県産木材住宅助成事業実績（R6年度）：53件



▲県産ヒノキを利用した住宅

### ④ 民間施設における県産木材の利用

県産木材の認知度向上と民間施設での利用促進を図るため、PR効果の高い公的スペースにおいて県産木材を利用する施主に対して、購入経費の一部を補助しました。

- ▶ 木とふれあう空間整備支援事業実績（R6年度）：1件



▲県産木材を利用した民間施設

## II ウ) 県産木材の普及啓発

### ① 県産木材製品のPR

イベント等において、県産木材製品の展示や木育広場の開催等を行ったほか、多くの人の利用が見込まれる公共施設等へ県産木材製品を設置し、県産木材のPRを行いました。

- ▶ 県産木材のPR（R6年度）

- ・ウッディフェスティバルへの出展
  - －県産木材製品の展示
  - －木育広場の開設（来場者数 子ども 582人）
- ・県産木材製品の設置
  - －ベンチ（3施設 4基）、パンフレットスタンド（4施設 5基）、パーテーション台（1施設 20組）、キャプション台等（7施設 147個）



▲木育広場の開設状況

### ② 「かがわの森アンテナショップ」（サンポート高松シンボルタワー3階）

柱材やベンチ等の県産木材製品の展示・販売、あっせん、PRを行うとともに、木材関係団体や森林ボランティア等と連携して、木材普及のためのイベント等を随時開催しました。

- ▶ 販売数（R6年度）：271点
- ▶ 森林関連イベント来場者数（R6年度）：  
140人（5回、延べ6日間）



▲かがわの森アンテナショップ  
(木工工作イベント)

### 3 里山再生の推進

#### ア) 里山整備の推進

##### ① 放置竹林の整備

森林環境譲与税を活用して、農地、集落等の周辺の高齢化している広葉樹林や放置された竹林の整備を行う森林所有者等に対し補助を行いました。

▶ 里山整備面積実績（R6年度）：15ha

#### イ) 里山資源の利活用

##### ① 未利用資源（広葉樹・林地残材等）の利用促進

これまであまり利用されなかった、広葉樹や林地残材などの利用を進めるため、普及啓発に努めました。

### 4 森林・林業の担い手育成

#### ア) 林業後継者の確保・育成

##### ① 森林・林業教室の開催

森林所有者による自主的な森林管理や林業活動を促進するため、技術習得のための研修会（間伐や大径木の伐採に関する技術）を開催しました。

▶ 技術研修会の開催（R6年度）：4回

##### ② 林業研究グループの活動支援

林業研究グループの活動の活性化を支援するため、「香川県森林整備担い手育成確保対策事業」を活用し、林業研究グループの育成費用や普及啓発リーフレットの印刷経費への助成を行いました。

#### イ) 担い手育成の促進

##### ① 林業人材育成事業

農業大学校の「林業・造園緑化コース」で養成した人材が、森林組合等の林業事業体で即戦力として活躍できるよう、森林、林業について幅広く基本的な知識を学べるようにするとともに、現場での実習のほか、シミュレーター等を使用して林業労働災害防止に関する学習を行うなど、実践的なカリキュラムを実施しました。

##### ② かがわの森林を守り育てる人づくり事業

県、市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」において、県と市町に配分される森林環境譲与税等を活用し、森林整備の担い手である森林組合等の林業事業体等の就労募集や作業員に対する労働安全衛生の充実、技術・技能の向上など、山で働く人を増やし、活かし、支えるための各種事業に対し、支援を行いました。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 暮らしを支えるみどりの充実

### ◎現状と課題

近年、過去の観測記録を上回る記録的な豪雨により、土砂災害が発生し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。山地災害の未然防止を図るために砂防事業等と連携を図りながら、治山事業を推進するとともに、設置した治山ダム等が効果を発揮し続けるよう、維持管理と長寿命化対策を適切に行う必要があります。

また、森林の無秩序な開発を防止するため、「林地開発許可制度」等の適正な運用や継続的な監視指導により、その適切な保全を図るとともに、公益的機能の発揮が特に期待される保安林の適切な保全・管理を図るほか、森林病虫害等防除対策や有害鳥獣対策を進める必要があります。

さらに、瀬戸内海のすぐれた自然景観、県立自然公園や自然海浜保全地区等のすぐれた自然環境を有する地域、天然記念物や古木・巨樹等の地域の自然や歴史、文化を特徴づけるものなどは、県民の宝であり、次の世代に引き継ぐために保護・保全に取り組むとともに、それらを知って親しんでもらうため、利用促進を図る必要があります。

身近なみどりについても、豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場としての森林公園、日常的な憩いの場でもある都市公園や緑地などについては、引き続き、多くの県民が快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、計画的に緑化を推進する必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 暮らしを守るみどりの保護・保全

##### ア) 山地災害防止対策の推進

###### ① 治山事業

本県の民有林には、山地災害発生のおそれのある危険地区が3,407か所あります。

危険度の高い山地災害危険地区においては治山施設の整備率を高めるとともに、公益的機能が低下した森林の回復を図るなど、山地災害の防止対策を進めることが重要であるため、砂防事業などの連携・調整を図りながら、令和6年度は、治山ダム等の治山施設を12か所整備しました。

##### イ) 保安林の適切な管理

###### ① 保安林の整備の推進

森林の公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定しています。

▶ 保安林の面積（R6年度末現在）：25,818ha

###### ② 保安林管理システムの運用

データベース化された保安林台帳と保安林の地図情報を組み合わせて利用できる保安林管理システムを効率的に運用することにより、保安林の適切な管理を行いました。

## II ウ) 適正なみどりの保全

### ① 森林法による林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、森林法では 1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha）を超える森林の開発行為を許可制としています。

また、土木・道路工事などの公共事業については、林地開発協議を求めています。

### ② みどりの条例に基づく事前協議制度

第1章第4節を参照。（37 ページ）

### ③ 開発行為等に関する指導監視

森林の適正な保全や利用を図っていくため、定期的に巡回し、森林の開發現場の指導・監視を行うとともに、セスナやヘリコプター、ドローンなどを活用して県内を広範囲に監視しました。

また、「みどりの巡視員」を委嘱して、森林保全や自然保護に関して巡回パトロールを行いました。

▶みどりの巡視員による巡視（R6 年度）：延べ 584 日

### ④ 農地の保全

第4章第3節を参照。（69～71 ページ）

### ⑤ 藻場の保全

水産基盤整備事業により、県内の浅海域の適地にコンクリート製ブロックを設置するなど、多くの魚介類の重要な産卵場、幼稚魚の育成場となっているガラモ場を造成しました。



▲藻礁に繁茂する海藻とメバルの稚魚

## II エ) 森林病害虫等防除対策の推進

### ① 森林病害虫等防除事業（松くい虫防除事業、ナラ枯れ防除事業）

森林病害虫等防除法などに基づき、松くい虫被害対策やナラ枯れ被害対策等の森林での病虫害の防止に努めました。

#### 森林病害虫等防除の実績（令和6年度）

| 対象病害虫等           | 種別    | 散布方法 | 面積または駆除材積          |
|------------------|-------|------|--------------------|
| 松くい虫             | 薬剤防除  | 地上散布 | 56 ha              |
|                  | 被害木駆除 | —    | 237 m <sup>3</sup> |
| ナラ枯れ（カシノナガキクイムシ） | 被害木駆除 | —    | 832 m <sup>3</sup> |

資料：香川県森林・林業政策課

## ② 林野火災予防の啓発等

林野火災が発生すると、何十年もかけて育てた森林が一瞬にして失われます。

過去5年間（令和2年～令和6年）に発生した林野火災は101件あり、冬から春にかけて多発する傾向があります。

林野火災の主な原因は、たき火や枯草焼き、たばこの火の不始末等となっており、ほとんどが人為的なものです。林野火災を未然に防止するための対策を推進することが重要であり、ホームページ等を活用した林野火災予防の啓発やポスターの配布を行うとともに、森林所有者の損害を抑えるため、森林国営保険への加入を促進しました。

### II オ) 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

第4章第2節、第3節を参照。（67～68ページ、71ページ）

## 2 すぐれた自然の保護・保全

### II ア) 自然公園等の保護・利用

第1章第4節を参照。（32ページ）

### II イ) すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

#### ① 香川県自然環境保全地域等の適切な保護・保全

優れた天然林や特異な地形・地質、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を香川県自然環境保全地域として指定するとともに、自然的・社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の確保に資するものを香川県緑地環境保全地域として指定しています。

► 指定地域（R6年度末）：自然環境保全地域 4か所、緑地環境保全地域 5か所

**県自然環境保全地域**

| 名称           | 所在地   | 面積 (ha) |       |
|--------------|-------|---------|-------|
|              |       | 全地域     | 特別地域  |
| 弥谷山 自然環境保全地域 | 三豊市   | 33.96   | 29.47 |
| 藤尾山 自然環境保全地域 | 高松市   | 37.27   | 37.27 |
| 水主 自然環境保全地域  | 東かがわ市 | 4.41    | 4.41  |
| 女体山 自然環境保全地域 | さぬき市  | 12.38   | 12.38 |
| 計            | 4か所   | 88.02   | 83.53 |

**県緑地環境保全地域**

| 名称            | 所在地     | 面積 (ha) |
|---------------|---------|---------|
| 七宝山 緑地環境保全地域  | 三豊市     | 50.95   |
| 大高見峰 緑地環境保全地域 | 綾川町、丸亀市 | 124.10  |
| 小松尾山 緑地環境保全地域 | 三豊市     | 2.99    |
| 大水上 緑地環境保全地域  | 三豊市     | 6.51    |
| 間川 緑地環境保全地域   | さぬき市    | 4.24    |
| 計             | 5か所     | 188.79  |

資料：香川県みどり保全課

資料：香川県みどり保全課

## ② 香川県自然環境保全条例に基づく規制

香川県自然環境保全地域や香川県自然記念物における一定の行為について、許可（国等の場合は協議）、届出（国等の場合は通知）による規制や指導を行いました。

**自然環境保全地域内行為等許可等の状況（令和6年度）**

| 区分       | 件数       |
|----------|----------|
| 自然環境保全地域 | 許可（協議） 0 |
|          | 届出 0     |
| 自然記念物    | 届出（通知） 2 |

資料：香川県みどり保全課

## ③ みどりの巡視員による定期的な巡視

「みどりの巡視員」の巡視活動により香川県自然環境保全地域や香川県緑地環境保全地域の適切な保全に努めました。

## ④ 自然海浜保全地区の指定および保全

砂浜、岩礁などが自然の状態で維持されている自然海岸を自然海浜保全地区（巻末資料<2-24>）に指定しており、「みどりの巡視員」の巡視活動などにより適切な保全に努めました。

▶ 指定か所数（R6年度末）：23か所

## ⑤ 環境影響評価制度の推進

第1章第1節を参照。（13ページ）

## II ウ) 自然記念物等の保護・保全

### ① 自然記念物の保護

周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成している植物、地質、鉱物などを香川県自然記念物（巻末資料<2-22>）として、指定しています。

▶ 指定か所数（R6年度末）：55か所

### ② 香川の保存木の保護

地域のシンボルとして人々に親しまれている古木や巨樹などを香川の保存木（巻末資料<2-23>）として指定しています。

▶ 指定本数（R6年度末）：114本

### ③ みどりの巡視員による定期的な巡視

「みどりの巡視員」による巡視活動により、香川県自然記念物や香川の保存木の適切な保全に努めました。

また、専門家の協力を得ながら現況を調査し、管理者に対し、管理方法について助言するなどの支援を行いました。

### ④ 天然記念物の保護

動植物・地質・鉱物のうち、学術上貴重で価値の高いものを天然記念物として指定しています。（巻末資料<2-21>）

▶ 指定件数（R6年度末）：国指定13件、県指定29件

## ⑤ 天然記念物の管理

貴重な天然記念物の保存を図るため、市町ごとに文化財保護指導委員を配置し、巡回活動を行うことにより、その保護に努めるとともに、必要な場合は県費補助により、樹勢回復などの事業を実施しました。

**天然記念物の主な保存事業（令和6年度）**

| 名 称         | 事 業 内 容 |
|-------------|---------|
| 琴平町の大センダン   | 環境整備    |
| 岩部八幡神社のイチョウ | 枯枝伐採    |
| 王子神社社叢      | 危険枝等切除  |
| 小与島のササユリ    | 環境整備    |

資料：香川県生涯学習・文化財課

## II エ) 生物多様性の保全

第4章第1節を参照。（63～66ページ）

## 3 身近なみどりの整備・管理

### II ア) 公共施設の緑化の推進

#### ① 公共施設の緑化

庁舎や学校、病院などの公共施設の緑化を図るため、香川県公共施設緑化基準および緑化技術マニュアルに基づき県有の公共施設について緑化を推進しました。

#### ② 緑化推進地域

緑化を推進することが特に必要であると認める区域を緑化推進地域（巻末資料<2-25>）として指定しています。

### II イ) 民間施設等の緑化の促進

#### ① 都市部における緑化の支援

みどりが少ない都市部における緑化を効果的に進めるため、(公財)かがわ水と緑の財団と連携し、街なか緑化の取組みの支援や、緑の少年団育成強化事業補助金によって、緑の少年団が行う地域の緑化活動を支援するなど、身近なみどりづくりを推進しました。

#### ② 園芸総合センターでの園芸相談

日常の暮らしに潤いのある快適な環境づくりを促進するため、緑化植物の知識や管理技術など、約300件の園芸相談を受けました。

### II ウ) 森林公園の整備・管理

第1章第4節を参照。（32ページ）

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第3節 県民総参加のみどりづくり

### ◎現状と課題

人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されるなか、みどりづくりに対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓発活動を通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や、森林ボランティア団体などの活動を支援する必要があります。

また、里山の活用・保全や農山村と都市の交流、河川や海岸の保全活動など、みどりを生かした地域づくり・社会づくりを推進するため、市町やボランティアなどと連携し、次世代を担う子どもたちやC S R活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体によるみどりづくり活動を支援する必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 みどりづくりへの理解と参加の促進

##### ア) みどりづくりの意識の高揚

第1章第3節を参照。(22~23ページ)

##### イ) みどりを守り・育てる人材の育成

第1章第3節を参照。(23ページ)

#### 2 県民参加のみどりづくりの推進

##### ア) 県民参加の森づくり活動の推進

第1章第3節を参照。(24ページ)

##### イ) みどりを活かした地域づくり活動の推進

第1章第3節、第4節を参照。(24~25ページ、32ページ)

### ◎方向性を同じくするS D G sのゴール



# 第6章 安全で安心して暮らせる生活環境の保全

## 第1節 大気環境の保全

### ◎現状と課題

#### (1) 現 状

主な大気汚染物質（下表）には、それぞれ環境基準が設定されています。（巻末資料<2-1>）

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類※

※ダイオキシン類については、「第3節 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進」に記載

広域的な大気汚染に対応するため、県内全域を対象とした19地点に環境測定局を設置し、自動測定機により汚染状況の常時監視を行っています。

また、長期ばく露により健康被害が懸念されるベンゼンなどの有害大気汚染物質について、毎月5地点で測定しており、環境大気中の石綿（アスベスト）濃度についても調査を実施しています。

#### 大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 汚染物質       | R5 年度         |               | R6 年度         |               |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 達成率 (%)       | 達成局数 / 有効測定期間 | 達成率 (%)       | 達成局数 / 有効測定期間 |
| 二酸化硫黄      | 100           | 13/13         | 100           | 13/13         |
| 二酸化窒素      | 100           | 16/16         | 100           | 16/16         |
| 一酸化炭素      | 100           | 2/2           | 100           | 2/2           |
| 浮遊粒子状物質    | 100           | 16/16         | 100           | 16/16         |
| 光化学オキシダント  | 0             | 0/13          | 0             | 0/13          |
| 微小粒子状物質    | 100           | 12/12         | 100           | 12/12         |
| 汚染物質       | R5 年度         |               | R6 年度         |               |
|            | 達成地点数 / 測定地点数 | 達成地点数 / 測定地点数 | 達成地点数 / 測定地点数 | 達成地点数 / 測定地点数 |
| ベンゼン       | 5/5           | 5/5           | 5/5           | 5/5           |
| トリクロロエチレン  | 5/5           | 5/5           | 5/5           | 5/5           |
| テトラクロロエチレン | 5/5           | 5/5           | 5/5           | 5/5           |
| ジクロロメタン    | 5/5           | 5/5           | 5/5           | 5/5           |

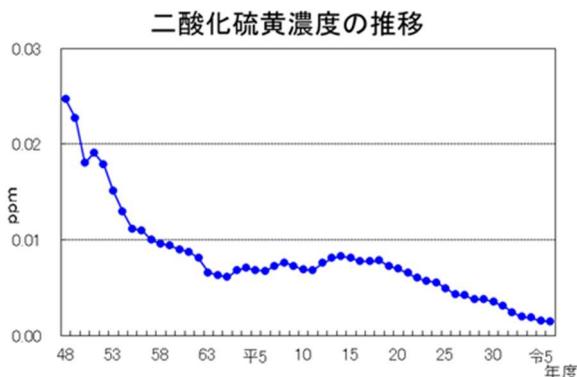
資料：香川県環境管理課

#### ◆二酸化硫黄

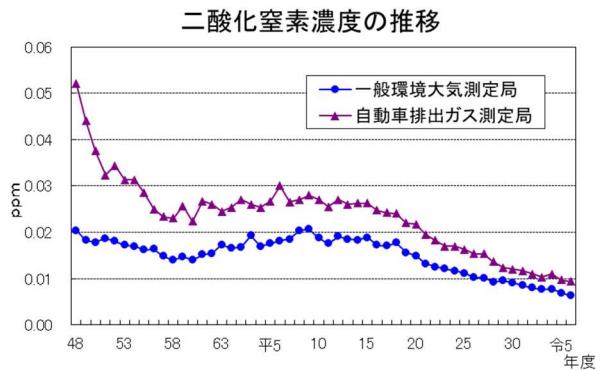
昭和48年度に比べて、年平均値は1/10以下と著しく低下しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

#### ◆二酸化窒素

昭和48年度に比べて、一般環境大気測定局の年平均値は1/2以下に、自動車排出ガス測定局の年平均値は1/4以下に低下しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。



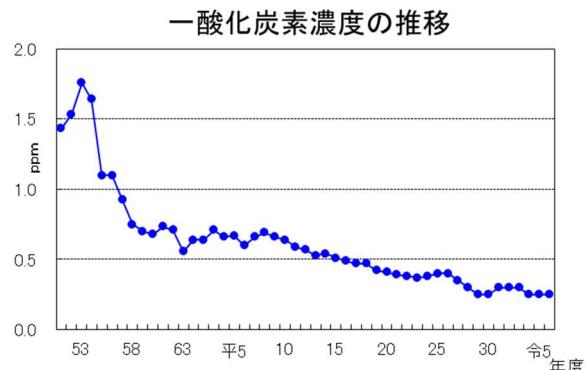
資料：香川県環境管理課



資料：香川県環境管理課

### ◆一酸化炭素

昭和 51 年度に比べて、年平均値は 1/5 以下に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



資料：香川県環境管理課

### ◆浮遊粒子状物質

昭和 52 年度に比べて、年平均値は 1/3 以下に低下しています。



資料：香川県環境管理課

### ◆光化学オキシダント

環境基準超過時間数は、昭和 52 年度以降、大幅に減少していましたが、近年、増加傾向にあり、濃度上昇時には光化学オキシダント予報、注意報を発令しています。

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素の年平均値は、昭和 53 年度に比べて 1/5 以下に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



### ◆環境大気中の石綿(アスベスト)濃度(令和6年度)

(単位：本/L)

| 調査地域        | 調査地点数 | 年間幾何平均値   | 最高値  | 最低値  |
|-------------|-------|-----------|------|------|
| 住宅地域        | 4     | 0.29～0.35 | 0.55 | 0.19 |
| 幹線道路沿線地域    | 3     | 0.24～0.35 | 0.54 | 0.10 |
| 農業地域        | 1     | 0.24      | 0.42 | 0.10 |
| 廃棄物処分場等周辺地域 | 1     | 0.25      | 0.39 | 0.17 |

※最高値、最低値は、半期ごとの幾何平均値の最高値、最低値

※高松市実施分を含む

(参考) 一般環境における濃度基準は定められていない。

大気汚染防止法における特定粉じん発生施設の敷地境界

基準は 10 本/L

資料：香川県環境管理課

## (2) 課題

本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)については、濃度上昇が予想される場合に、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意喚起情報を発令し、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視を行っていく必要があります。

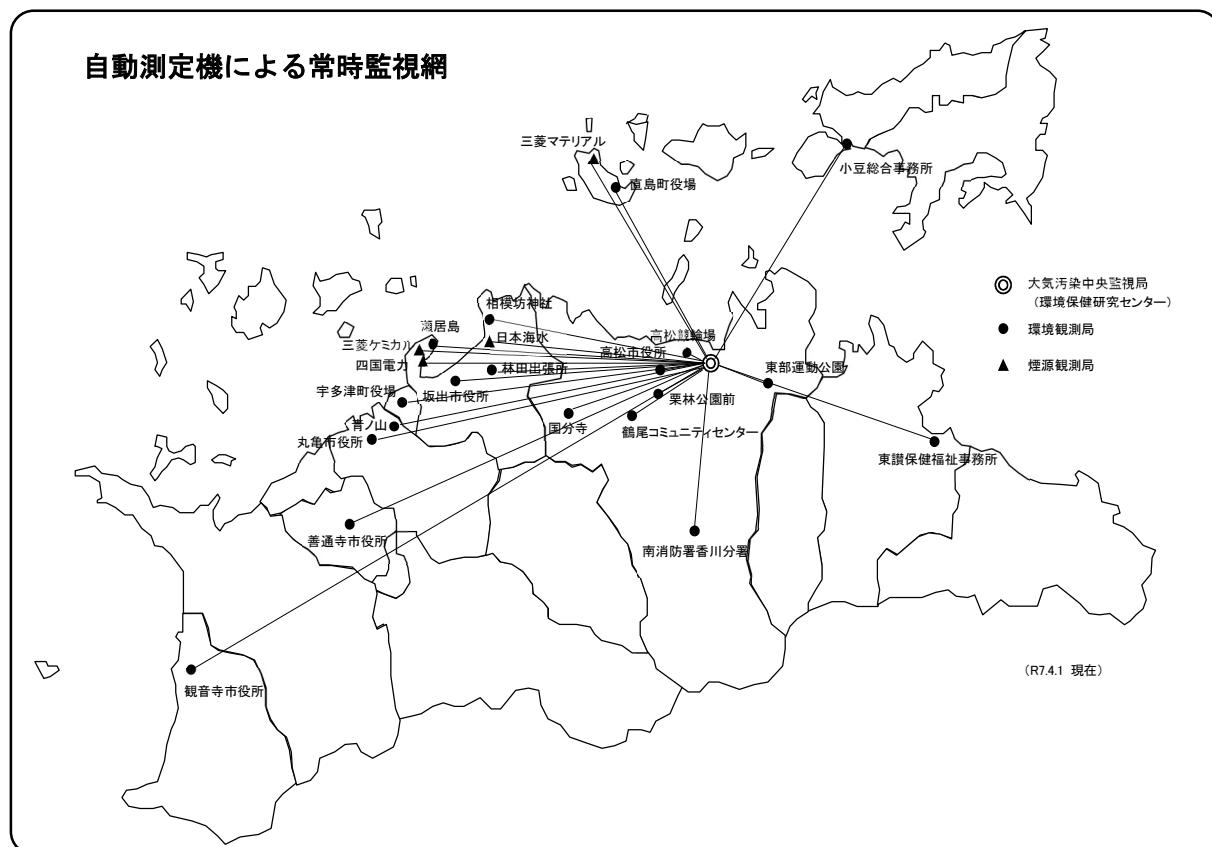
石綿(アスベスト)については、今後、建材に石綿を使用した建築物の老朽化に伴う解体が増加していくことが見込まれており、また、近年の気象災害等の増加傾向から、災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策の強化も求められるなど、飛散防止対策の徹底に向け、平常時から関係機関との連携を深めていく必要があります。

## ◎具体的な取組み

### 1 監視の実施および県民への情報提供

#### ア) 大気環境の監視

大気環境を保全するため、汚染が懸念される地域を中心に、大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視を行っています。19 環境測定局および4 煙源測定局における測定データは県環境保健研究センターの大気汚染中央監視局を中心とした大気汚染常時監視システムに送られ、すべての測定局の状況を常時監視しています。



資料：香川県環境管理課

## イ) 有害大気汚染物質等のモニタリング

有害大気汚染物質のうち測定方法が確立されている優先取組物質（21物質）および水銀について、坂出市など5地点で毎月モニタリング調査を実施するとともに、環境基準等と比較して相対的に濃度の高い物質については、その原因等の調査・解析を実施しています。

## ウ) 県民への情報提供

大気汚染常時監視システムで収集した結果は、ホームページでリアルタイムに情報提供しています。また、濃度上昇時には、光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報等を、学校・社会福祉施設等や県民向けに、メール等で配信しています。

### 県内のリアルタイムの状況（さぬきの空情報館ホームページ）

大気汚染常時監視システムでは、光化学オキシダントやPM2.5など県内の大気汚染物質の測定データ（速報値）をさぬきの空情報館ホームページで提供しています。

メール配信登録を行うと、香川県光化学オキシダント注意報等発令情報・PM2.5注意喚起情報のメールを受け取ることができます。

**URL** さぬきの空情報館：<https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/index>

## 2 大気汚染物質の発生源対策等の推進

大気汚染防止法や生活環境保全条例、公害防止覚書などに基づき、規制基準などを遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底しています。また、生活環境保全条例に、自動車排出ガス対策に関する具体的な取組みを一層促進する規定を定めています。

### ア) 工場・事業場に対する排出規制の推進

#### ① 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、33種類のばい煙発生施設、9種類の揮発性有機化合物（VOC）排出施設、5種類の一般粉じん発生施設、9種類の特定粉じん発生施設、9種類の水銀排出施設が規制の対象となっています。大気汚染防止法に基づく県内のばい煙発生施設などの届出件数（高松市受付分を含む。）は、次のとおりです。

**ばい煙発生施設届出件数（令和6年度末）**

| 施設名                | 届出施設数 |
|--------------------|-------|
| ボイラ                | 893   |
| 焼成炉                | 122   |
| 乾燥炉                | 93    |
| 廃棄物焼却炉             | 37    |
| ディーゼル機関            | 67    |
| その他                | 128   |
| 合計（電気事業法関係を除く全施設数） | 1,340 |

**揮発性有機化合物排出施設届出件数（令和6年度末）**

| 施設名                | 届出施設数 |
|--------------------|-------|
| 塗装施設               | 11    |
| 接着用乾燥施設            | 17    |
| グラビア乾燥施設           | 1     |
| 工業用洗浄施設            | 2     |
| 合計（電気事業法関係を除く全施設数） | 31    |

資料：香川県環境管理課

**一般粉じん発生施設届出件数（令和6年度末）**

| 施設名                | 届出施設数 |
|--------------------|-------|
| コークス炉              | 3     |
| 堆積場                | 199   |
| コンベア               | 572   |
| 破碎機・摩碎機            | 78    |
| ふるい                | 71    |
| 合計（電気事業法関係を除く全施設数） | 923   |

**水銀排出施設届出件数（令和6年度末）**

| 施設名                | 届出施設数 |
|--------------------|-------|
| 一次施設（銅又は工業金）       | 7     |
| 二次施設（銅、鉛又は亜鉛）      | 1     |
| 廃棄物焼却炉             | 37    |
| 合計（電気事業法関係を除く全施設数） | 45    |

資料：香川県環境管理課

資料：香川県環境管理課

## ② 生活環境保全条例による規制

大気汚染防止法による規制や本県の現状を考慮し、生活環境保全条例に基づき、次の施設を対象として規制を行っており、それぞれの届出件数（高松市受付分を含む。）は、右表のとおりです。

### ・ばい煙発生施設

大気汚染防止法の対象規模未満の廃棄物焼却炉（焼却能力 150～200kg/h）

### ・粉じん発生施設

大気汚染防止法の適用がない製材業または合板製造業に利用する帯のこ盤、丸のこ盤と繊維板製造業に利用する裁断機、オガライト製造施設と原材料の堆積場

### ばい煙発生施設届出件数（令和6年度末）

| 施設名    | 届出施設数 |
|--------|-------|
| 廃棄物焼却炉 | 44    |

資料：香川県環境管理課

### 粉じん発生施設届出件数（令和6年度末）

| 施設名         | 届出施設数 |
|-------------|-------|
| 帯のこ盤        | 138   |
| 丸のこ盤        | 35    |
| チェンソー       | 2     |
| ベルトサンダー     | 7     |
| 溝切機         | 4     |
| 裁断機         | 1     |
| オガライト製造・堆積場 | 10    |

資料：香川県環境管理課

## ③ 公害防止覚書などによる規制

番の州地域や直島地域などに立地した企業との間で、工場の特性に応じて法律の規制よりも厳しい内容の覚書などを交換し、硫黄酸化物など大気汚染物質の排出抑制を行っています。

### 「公害防止覚書」とは

公害防止のひとつの手段として地方公共団体または住民と企業との間で締結されるものをいう。覚書は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容としたものが多い。

## ④ 立入検査の実施

大気汚染防止法、生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設などを設置している工場・事業場に対し、排出基準の遵守状況などについての立入検査や、公害防止対策などの指導を行っています。

令和6年度に行った立入検査（高松市実施分を含む。）の実施状況は右表のとおりです。

### 立入検査実施状況（令和6年度）

| 施設の種類        | 立入検査実施工場・事業場数 | 排ガス検査実施件数 |
|--------------|---------------|-----------|
| ばい煙発生施設      | 179           | 16        |
| 揮発性有機化合物排出施設 | 4             | 5         |
| 一般粉じん発生施設    | 160           | —         |

資料：香川県環境管理課

## イ) 自動車排出ガス対策の推進

### ① アイドリングストップ、低公害車導入

自動車排出ガス対策を推進するため、香川県生活環境の保全に関する条例に次のような規定を盛り込んでいます。ホームページやチラシ配布等により、制度の啓発を行いました。

- (1) 自動車の使用の抑制、自動車の適正な整備と運転
- (2) アイドリングストップの実施
- (3) 低公害車等の導入・使用
- (4) 自動車販売事業者による自動車環境情報の提供
- (5) 一定規模以上の事業者による自動車排出ガス対策計画の作成

## ② 交通管制システムおよび信号機の高度化

高度化した交通管制システムによる信号制御や、ドライバーに対する交通情報板や光ビーコンを活用した渋滞等の交通情報の提供により、交通流・交通量の分散や誘導を行って車両等の発進・停止回数を減少させるなど、環境保全の対策を実施しました。

また、節電効果や視認性の高い信号灯器のLED化を推進しました。

## ③ 適切な交通規制等

駐車禁止規制の見直しや違法駐車の取締りを行うなど、円滑な交通流の確保のための駐車対策を実施しました。

## II ウ) 光化学オキシダントの対策の推進

### ① 挥発性有機化合物排出抑制対策の推進

光化学オキシダント等大気汚染物質の原因物質の一つであると考えられている揮発性有機化合物（VOC）について、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場に設置している揮発性有機化合物排出施設への立入検査を実施するなど排出基準遵守の取組みを徹底しました。

### ② 光化学オキシダント夏期対策

光化学オキシダントによる健康被害を防止するため、濃度が高くなる夏期に光化学オキシダント夏期対策期間を設け、「香川県大気汚染緊急時対策要綱」（巻末資料＜2-3＞）に基づく注意報等が迅速に発令できるよう監視体制を強化しています。

令和6年度は、注意報を中讃地域及び西讃地域で各1回、予報を東讃地域、中讃地域及び西讃地域で各1回発令しました。

発令の際は、関係機関を通じて県民・学校などに対し迅速に周知するとともに、協力工場に対して燃料使用量の削減を要請しています。

### 「光化学オキシダント」とは

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

## II エ) 微小粒子状物質（PM2.5）の対策の推進

微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度が高くなり、国の暫定指針を超過すると予想される場合に、注意喚起を行うための監視体制を整えています。測定を開始した平成24年度以降、年平均値は徐々に低下しており、令和6年度は、全12測定局で環境基準を達成しています。

また、PM2.5の発生源とその影響を解析するために、PM2.5の成分分析を実施して、情報収集を行っています。

## II オ) 石綿の飛散防止の推進

### ① 石綿飛散防止の推進

特定粉じん排出等作業について、隨時立入検査を行い、「大気汚染防止法」を遵守した作業であるかを確認しました。

▶ 立入検査件数（R6年度）：128件  
(高松市実施分を含む。)

また、「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」では、多数の者が使用する建築物の所有者などに、特定石綿吹付け材使用の有無の調査、届出を義務付けており、届出があった建築物について現地調査を行い、劣化や飛散防止が不十分であった場合には指導を行っています。

### 「石綿（アスベスト）」とは

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

### ② 濃度調査の実施

大気環境中の石綿濃度の実態を把握するため、住宅地域、幹線道路沿線地域、農業地域、廃棄物処分場等周辺地域で4～5月、10～11月にアスベスト調査を実施し、令和6年度についても低い濃度（0.24～0.35本/L）であることを確認しました。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 水環境、土壤・地盤環境の保全

### ◎現状と課題

#### (1) 現 状

公共用水域や地下水には、水質汚濁に係る環境基準（下表）が設定されています。健康項目は、公共用水域と地下水について一律に定められ、生活環境項目は、海域、河川ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれに基準を設定しています。（巻末資料<2-6>）

**水質汚濁に関する環境基準項目**

| 水域区分              |     | 健康項目                                   | 生活環境項目        | その他     |
|-------------------|-----|--|---------------|---------|
| 公共<br>用<br>水<br>域 | 海域  | カドミウム、全シアン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素など | CODなど<br>11項目 | ダイオキシン類 |
|                   | 河川  | 公共用水域 27 項目、地下水 28 項目                  | BODなど<br>8項目  |         |
|                   | 湖沼  | ※                                      | CODなど<br>11項目 |         |
|                   | 地下水 |  | —             |         |

※本県には、湖沼の環境基準が適用される水域はない。

資料：香川県環境管理課

#### 「環境基準」とは

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のこと。

#### 「BOD (Biochemical Oxygen Demand)」「COD (Chemical Oxygen Demand)」とは

BOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の有機物などが微生物により生物化学的に酸化分解される際に消費される酸素の量である。

COD（化学的酸素要求量）は、水中の有機物などを酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に酸化した際に消費される薬品の量を酸素の量に換算したものである。

BODは河川の水の汚濁状況を、CODは海域および湖沼の水の汚濁状況を表すのに用いられ、どちらも数値が大きいほど汚濁が著しいことを示している。

### ◆ 水質汚濁の状況

#### ① 公共用水域（河川、海域）

##### [健康項目]

令和6年度に河川19地点と海域10地点で調査した結果、全測定地点で環境基準を達成しており、良好な状況にあります。

##### [生活環境項目]

令和6年度の環境基準の達成率は、河川（BOD）71%、海域（COD）43%です。  
(水域別の結果については、95~97ページを参照)

##### 河川（BOD）・海域（COD）の達成状況

| 区分 | 水域数 | 達成水域数（年度） |    |    |    |    | 令和6年度<br>達成率(%) |
|----|-----|-----------|----|----|----|----|-----------------|
|    |     | 2         | 3  | 4  | 5  | 6  |                 |
| 河川 | 35  | 22        | 20 | 21 | 23 | 25 | 71              |
| 海域 | 7   | 3         | 2  | 3  | 3  | 3  | 43              |

資料：香川県環境管理課

##### 海域（全窒素・全りん）の達成状況

| 項目  | 水域数 | 達成水域数（年度） |   |   |   |   | 令和6年度<br>達成率(%) |
|-----|-----|-----------|---|---|---|---|-----------------|
|     |     | 2         | 3 | 4 | 5 | 6 |                 |
| 全窒素 | 4   | 4         | 4 | 4 | 4 | 4 | 100             |
| 全りん | 4   | 3         | 4 | 4 | 4 | 4 | 100             |

資料：香川県環境管理課

#### ② 地下水

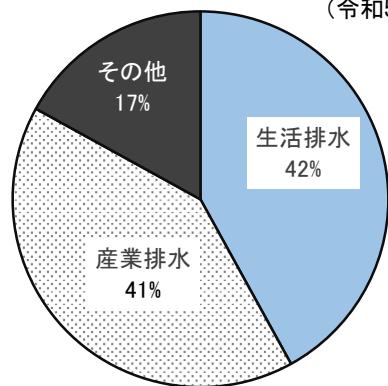
令和6年度に14地点で実施した地下水の概況調査では、1地点で環境基準を超過していました。なお、過去に環境基準を超過した地点においては継続監視を行っています。

## (2) 課題

本県の発生源別COD汚濁負荷量をみると、生活排水による汚濁が半分近くを占めていることから、河川や海域の水質汚濁を防止するため、工場・事業場の排水規制にあわせ、生活排水対策を進めていく必要があります。

また、水資源に恵まれない本県において、貴重な水源となっている地下水については、一度汚染されるとその回復が容易ではないことから、汚染の未然防止が重要です。

県内の発生源別COD汚濁負荷量の割合  
(令和5年度)



資料：香川県環境管理課

## ◎具体的な取組み

「香川県水環境保全計画」に基づき、清らかで安全な水を確保するため、生活排水対策、産業系排水対策、水域の浄化対策などを推進しています。

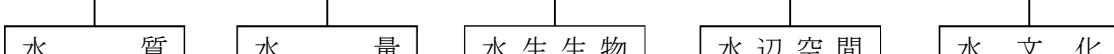
河川や海域など公共用水域については、計画的に水質監視を行っています。また、汚濁負荷量の削減を図るため、工場・事業場に対しては、COD、窒素及びりんを対象とした水質総量規制を実施するとともに、生活排水については「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、下水道などの生活排水処理施設の整備を促進するなど、総合的な施策を推進しています。

地下水については、汚染実態の把握に努めるとともに、地下水への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置など水質保全対策を実施しています。

## 水質保全対策

### ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

#### 香川県水環境保全計画



目標 清らかで安全な水の確保

目標達成のための施策

生活排水対策の推進

産業系排水対策の推進

水域の浄化対策の推進

瀬戸内海の水質保全

安全な水の確保

水質監視体制の充実

## 1 監視の実施および県民への情報提供

#### ア) 計画的な監視の実施

## ① 水質測定計画に基づく計画的な監視

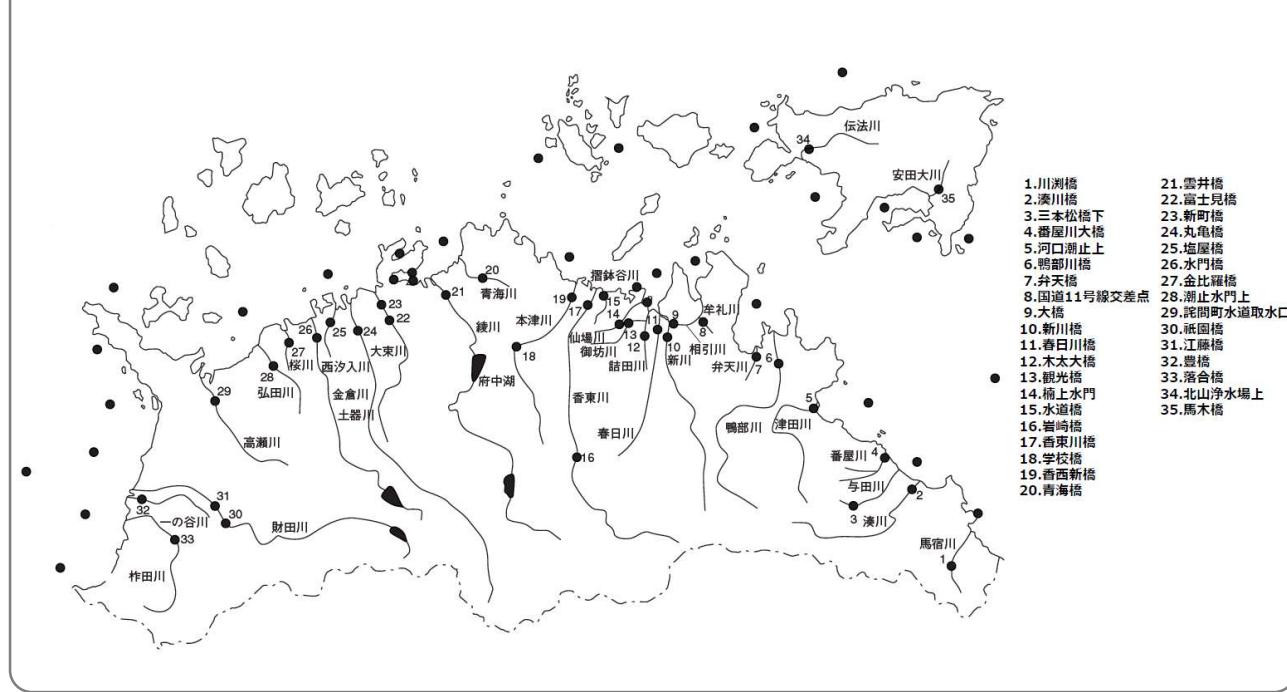
公共用水域や地下水などの水質汚濁の状況を常時監視するため、測定項目、監視地点や方法、その他必要な事項について、毎年、国、市町の計画との調整を図りながら、測定計画を作成し、継続的に水質監視に取り組んでいます。令和6年度の調査地点数は下表のとおりで、このうち、河川35水域（環境基準地点35地点）、海域7水域（環境基準地点32地点）の位置は次のとおりです。

### 事業主体別調査地点数（令和6年度）

| 調査区分<br>事業主体 | 環境基準監視調査   |            |         |    | その他の監視調査 |      |      |      |                |             |
|--------------|------------|------------|---------|----|----------|------|------|------|----------------|-------------|
|              | 河川<br>(水質) | 海域<br>(水質) | 地下水(水質) |    | 河川       |      | 海域   |      | ダム・ため池<br>(水質) | 地下水<br>(水質) |
|              |            |            | 概況      | 継続 | (水質)     | (底質) | (水質) | (底質) |                |             |
| 国土交通省        | 3          | —          | 3       | —  | —        | —    | —    | —    | —              | —           |
| 香川県          | 48         | 39         | 3       | 14 | —        | —    | —    | 1    | 80             | —           |
| 高松市          | 13         | —          | 8       | 13 | 11       | —    | 5    | —    | 16             | —           |
| 他の市町         | —          | —          | —       | —  | 92       | 1    | 54   | 16   | 22             | 7           |
| 合計           | 64         | 39         | 14      | 27 | 103      | 1    | 59   | 17   | 118            | 7           |

資料：香川県環境管理課

## 河川・海域の環境基準地点図



資料：香川県環境管理課

## 《 河川の状況（令和 6 年度）》

河川のBODは、その年の降水量などの影響による変動を受けることがあることから、長期的な動向を見ていく必要があります。最近の5年間（令和2年度～6年度）と20年前の5年間（平成12年度～16年度）のデータを比較すると、環境基準達成率が56%から63%に7ポイント向上しており、全体的に水質は改善傾向にあります。

## ◆ 東讃地区河川

流域人口密度が低い河川が多く、弁天川と鴨部川を除き、清澄な水質が保たれています。また、中流域では伏流水となり、渇水時には河道に流水が見られなくなる河川が多くあります。

### 環境基準達成状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類<br>型 | 達成状況(年度) |    |    | BOD年平均値(mg/L) |     |           |
|------------------|--------|----------|----|----|---------------|-----|-----------|
|                  |        | R4       | R5 | R6 | R5            | R6  | 前年度<br>比較 |
| 馬宿川              | A      | ○        | ○  | ○  | 1.0           | 1.0 | 横ばい       |
| 湊川               | A      | ○        | ○  | ○  | 1.1           | 0.8 | やや改善      |
| 与田川              | A      | ○        | ○  | ○  | 1.3           | 1.0 | やや改善      |
| 番屋川              | C      | ○        | ○  | ○  | 1.8           | 1.9 | 横ばい       |
| 津田川              | A      | ○        | ○  | ○  | 1.5           | 0.9 | 改善        |
| 弁天川              | C      | ×        | ×  | ×  | 6.1           | 5.6 | 横ばい       |
| 鴨部川              | A      | ×        | ×  | ○  | 2.7           | 2.0 | やや改善      |

○：環境基準適合 ( $X/Y \leq 0.25$ )、

×：環境基準不適合 ( $X/Y > 0.25$ )

X：日間平均値が環境基準を満たしていない日数、Y：総測定日数  
類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## ◆ 高松地区河川

流域に高松市の市街地を含むため、流域人口密度が高い都市型河川が多くなっています。下水道整備地区の拡大、工場排水処理施設の整備などにより、著しい汚濁は見られなくなりましたが、生活排水の影響が大きい河川では依然として水質の汚濁が見られます。

### 環境基準達成状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類<br>型 | 達成状況(年度) |    |    | BOD年平均値(mg/L) |     |           |
|------------------|--------|----------|----|----|---------------|-----|-----------|
|                  |        | R4       | R5 | R6 | R5            | R6  | 前年度<br>比較 |
| 牟礼川              | B      | ○        | ○  | ○  | 2.6           | 2.2 | 横ばい       |
| 春日川              | B      | ○        | ×  | ×  | 3.7           | 3.7 | 横ばい       |
| 新川               | B      | ×        | ×  | ×  | 6.1           | 5.4 | 横ばい       |
| 相引川              | D      | ×        | ○  | ○  | 4.9           | 5.7 | 横ばい       |
| 詰田川              | C*     | ○        | ○  | ○  | 3.4           | 3.0 | 横ばい       |
| 御坊川              | E      | ○        | ○  | ○  | 3.0           | 2.5 | 横ばい       |
| 杣場川              | D      | ○        | ○  | ○  | 2.5           | 2.6 | 横ばい       |
| 摺鉢谷川             | C      | ○        | ○  | ○  | 1.4           | 1.7 | やや悪化      |
| 香東川上             | A      | ○        | ○  | ○  | 1.1           | 1.0 | 横ばい       |
| 香東川下             | B      | ×        | ×  | ○  | 2.7           | 1.6 | 改善        |
| 本津川上             | A      | ×        | ×  | ×  | 3.3           | 3.4 | 横ばい       |
| 本津川下             | B      | ×        | ×  | ×  | 4.1           | 3.8 | 横ばい       |

\*R4までD類型、R5からC類型

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## ◆ 中讃地区河川

県内で唯一の一級河川土器川と、二級河川では最大規模の綾川が含まれます。都市型河川が多く、市街地の拡大による生活排水の影響で水質の汚濁が見られる河川もあります。

### 環境基準達成状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類<br>型 | 達成状況(年度) |    |    | BOD年平均値 (mg/L) |     |           |
|------------------|--------|----------|----|----|----------------|-----|-----------|
|                  |        | R4       | R5 | R6 | R5             | R6  | 前年度<br>比較 |
| 青海川              | A      | ○        | ○  | ○  | 1.0            | 0.9 | 横ばい       |
| 綾川               | A      | ×        | ○  | ×  | 1.5            | 1.7 | 横ばい       |
| 大東川上             | B      | ×        | ×  | ×  | 3.0            | 3.2 | 横ばい       |
| 大東川下             | C      | ○        | ○  | ○  | 3.1            | 3.0 | 横ばい       |
| 土器川              | A      | ×        | ○  | ○  | 1.3            | 1.6 | やや悪化      |
| 西汐入川             | C*     | ○        | ○  | ×  | 3.0            | 3.7 | やや悪化      |
| 金倉川              | A      | ×        | ×  | ○  | 1.7            | 1.3 | やや改善      |
| 桜川               | B      | ○        | ○  | ○  | 1.7            | 2.0 | 横ばい       |
| 弘田川              | A      | ×        | ×  | ×  | 2.3            | 3.0 | 悪化        |

※R5までD類型、R6からC類型

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## ◆ 西讃地区河川

一の谷川を除き、流域人口密度が比較的低い農村型河川に分類されます。

### 環境基準達成状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類<br>型 | 達成状況(年度) |    |    | BOD年平均値 (mg/L) |     |           |
|------------------|--------|----------|----|----|----------------|-----|-----------|
|                  |        | R4       | R5 | R6 | R5             | R6  | 前年度<br>比較 |
| 高瀬川              | B      | ×        | ×  | ×  | 5.6            | 4.0 | やや改善      |
| 財田川上流            | A      | ○        | ×  | ○  | 1.4            | 1.2 | 横ばい       |
| 財田川下流            | B      | ○        | ○  | ○  | 1.4            | 1.4 | 横ばい       |
| 一の谷川             | D      | ○        | ○  | ○  | 3.3            | 3.5 | 横ばい       |
| 柞田川              | B      | ○        | ○  | ○  | 1.4            | 1.3 | 横ばい       |

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## ◆ 小豆地区河川

県内の河川の中でも特に流路延長が短く、勾配も急なため、増水時には一気に流下しますが、平常時は河道に流水が見られないことも珍しくありません。

### 環境基準達成状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類<br>型 | 達成状況(年度) |    |    | BOD年平均値 (mg/L) |     |           |
|------------------|--------|----------|----|----|----------------|-----|-----------|
|                  |        | R4       | R5 | R6 | R5             | R6  | 前年度<br>比較 |
| 伝法川              | B      | ×        | ○  | ○  | 2.0            | 1.7 | 横ばい       |
| 安田大川             | B      | ○        | ○  | ○  | 1.8            | 1.7 | 横ばい       |

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## 《海域の状況（令和6年度）》

海域のCODを最近の5年間（令和2年度～6年度）と20年前の5年間（平成12年度～16年度）のデータを比較すると、環境基準達成率が43%から40%に3ポイント低下しており、近年は横ばいになっています。

海域の全窒素および全りんは平成10年度から評価対象となっており、最近の5年間（令和2年度～6年度）と10年前の5年間（平成22年度～26年度）のデータを比較すると、全窒素はいずれも環境基準達成率100%でしたが、全りんについては、令和2年度に4水域中1水域で環境基準を超過したため、最近の5年間の環境基準達成率は95%になっています。

### ◆東讃海域

CODが環境基準を達成していませんが、全窒素および全りんについては、環境基準を達成しました。

### ◆備讃瀬戸

比較的潮流が速く、透明度はあまり良くありませんが、赤潮の発生が少ないという特徴を持っています。CODが詰田川尻で環境基準を達成していませんが、全窒素および全りんについては、環境基準を達成しました。

### ◆燧灘東部

潮流が弱いため停滞性が強く、夏期には上・下層の温度差ができ、上下混合が抑えられるため、底層水中の溶存酸素量（DO）の低下が認められます。CODが環境基準を達成していませんが、全窒素および全りんについては、環境基準を達成しました。

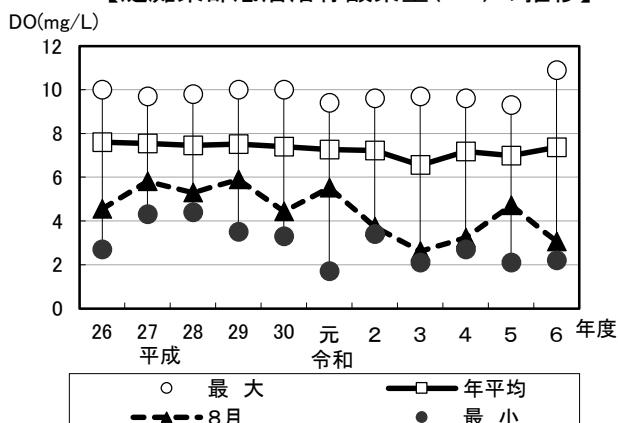
## 環境基準達成状況（COD）

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類型    | 環 境<br>基 準<br>地 点<br>数 | 達成状況<br>(年度) |    |    | R6年度<br>年平均値<br>(mg/L) |
|------------------|-------|------------------------|--------------|----|----|------------------------|
|                  |       |                        | R4           | R5 | R6 |                        |
| 東讃海域             | A     | 12                     | ×            | ×  | ×  | 2.1                    |
| 備讃瀬戸             | 備讃瀬戸  | A                      | 8            | ×  | ×  | 2.1                    |
|                  | 詰田川尻  | A                      | 1            | ×  | ×  | 2.6                    |
|                  | 高松港   | B                      | 1            | ○  | ○  | 2.0                    |
|                  | 坂出港   | B                      | 3            | ○  | ○  | 2.3                    |
|                  | 番の州泊地 | B                      | 1            | ○  | ○  | 2.3                    |
| 燧灘東部             | A     | 5                      | ×            | ×  | ×  | 2.5                    |

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## 【燧灘東部底層溶存酸素量(DO)の推移】



資料：香川県環境管理課

## 環境基準達成状況（全窒素）

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類型 | 環 境<br>基 準<br>地 点<br>数 | 達成状況<br>(年度) |    |    | R6年度<br>年平均値<br>(mg/L) |
|------------------|----|------------------------|--------------|----|----|------------------------|
|                  |    |                        | R4           | R5 | R6 |                        |
| 東讃海域             | II | 12                     | ○            | ○  | ○  | 0.18                   |
| 備讃瀬戸<br>(イ)      | II | 5                      | ○            | ○  | ○  | 0.19                   |
| 備讃瀬戸<br>(ハ)      | II | 3                      | ○            | ○  | ○  | 0.18                   |
| 燧灘東部             | II | 5                      | ○            | ○  | ○  | 0.18                   |

類型：卷末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

## 環境基準達成状況（全りん）

| 環境基準類型<br>あてはめ水域 | 類型 | 環 境<br>基 準<br>地 点<br>数 | 達成状況<br>(年度) |    |    | R6年度<br>年平均値<br>(mg/L) |
|------------------|----|------------------------|--------------|----|----|------------------------|
|                  |    |                        | R4           | R5 | R6 |                        |
| 東讃海域             | II | 12                     | ○            | ○  | ○  | 0.027                  |
| 備讃瀬戸<br>(イ)      | II | 5                      | ○            | ○  | ○  | 0.027                  |
| 備讃瀬戸<br>(ハ)      | II | 3                      | ○            | ○  | ○  | 0.027                  |
| 燧灘東部             | II | 5                      | ○            | ○  | ○  | 0.020                  |

類型：卷末資料<2-6>

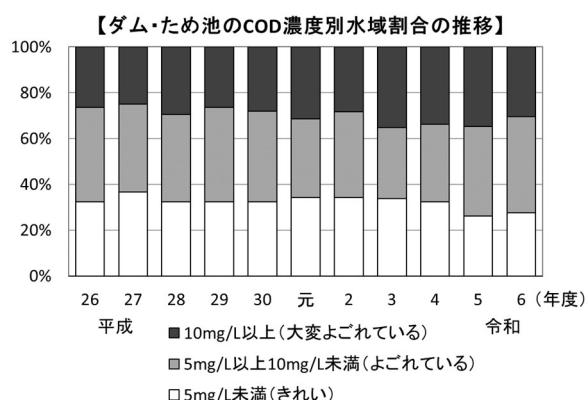
資料：香川県環境管理課

## 《赤潮の発生状況（令和6年）》

令和6年に発生した赤潮は6件で、前年の1件より増加しています。

## 《ダム・ため池の状況（令和6年度）》

県内の主要なダム・ため池について水質調査を実施しています。令和6年度は69か所で調査した結果、COD年平均値でみると、5mg/L以上の「汚れている」と「大変汚れている」と判定されたダム・ため池が72%を占めました。



資料：香川県環境管理課

## ② 環境基準の水域類型の指定の見直し

県内の水域は、環境基準を達成しておらず、今後とも対策が必要な水域がある一方、長期間にわたり環境基準を達成している水域があります。環境基準を達成している水域の中には、指定された類型より上位の基準を満たしている場合があるため、上位の水域類型に見直しても、環境基準の達成が可能である河川について、上位の類型への見直しを行っています。

令和5年度には丸亀市の西汐入川の類型をD類型からC類型に見直し、令和6年4月から適用しています。今後も河川水質の状況に応じて類型の見直しを進めていきます。

## || イ) 水質汚濁事故時の連絡体制の整備

### ① 水質異常事故への対応

香川県水質異常事故取扱マニュアルに基づき、河川や海域への油の流入、魚類の大量死など水質異常事故の発生時における国、市町等との緊急連絡体制を確保しています。また、事故発生時には、その原因究明と被害の拡大防止に努めるとともに、事故を起こした事業者に対し、再発防止のための指導を行っています。

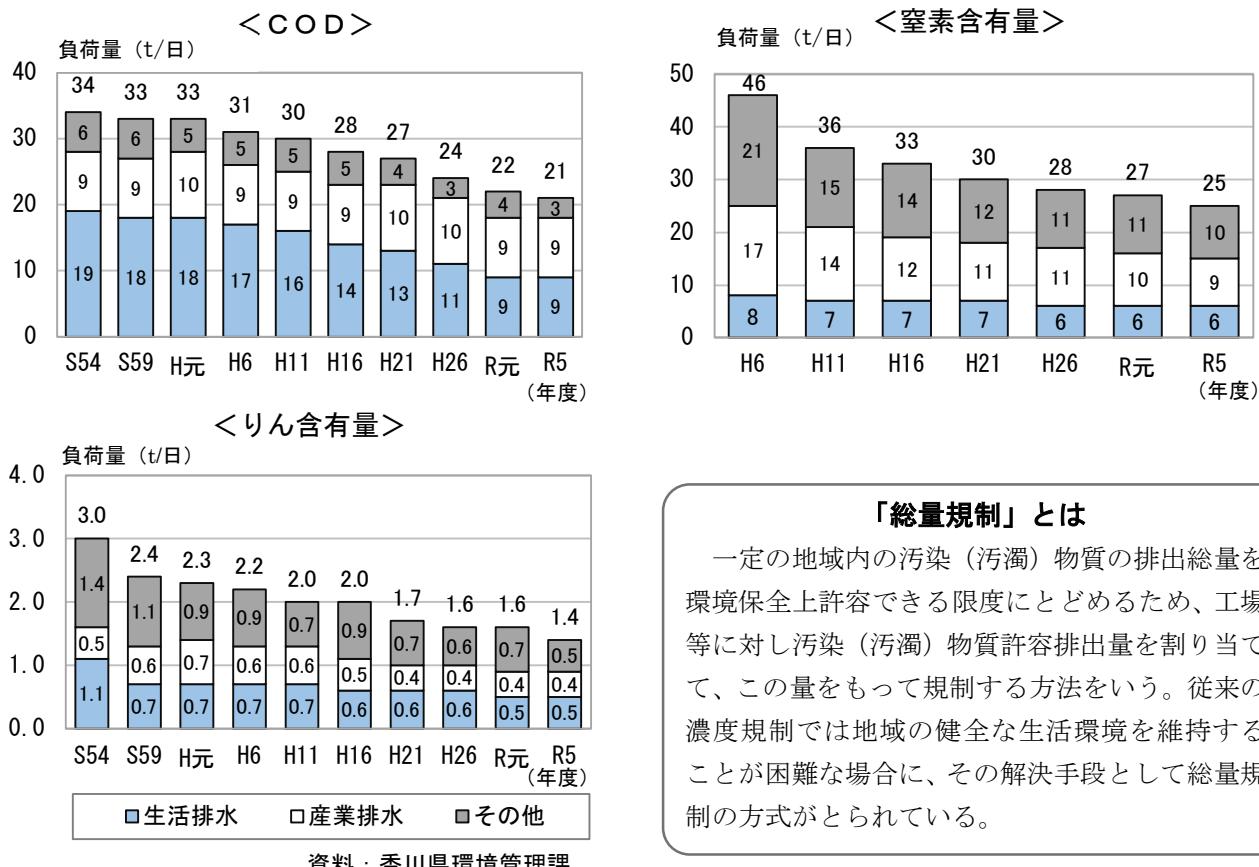
## 2 水質汚濁発生源対策の推進

### || ア) 総量削減計画の推進

瀬戸内海への汚濁負荷量を全体的に削減する総量規制が制度化され、指定地域内事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場）の設置者に対して、総量規制基準の遵守と汚濁負荷量の測定を義務付けるとともに、関係府県ごとに「総量削減計画」を策定して、水質改善に努めています。

本県でも、昭和55年4月に第1次水質総量削減計画を策定し、第4次まではCODを対象に、第5次からは対象項目に窒素含有量およびりん含有量を加えて汚濁負荷量の削減を実施しており、令和4年11月に第9次計画を策定しました。

## 香川県の指定地域内における水質汚濁発生負荷量の推移



### 「総量規制」とは

一定の地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（汚濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。従来の濃度規制では地域の健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

## イ) 工場・事業場に対する排水規制の推進

### ① 産業系排水対策の推進

#### ◆ 法律による規制

工場・事業場から公共用水域に排出される水については、水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき規制されています。

水質汚濁防止法では、特定施設の設置、変更を行う場合に事前に知事への届出が必要であり、この届出を受けて、排水基準の遵守を厳しく指導しています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、1日当たりの最大排水量が 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場における特定施設の設置および構造などの変更是知事の許可が必要であり、あわせて特定施設を設置することが周辺環境に及ぼす影響についての事前評価を実施することになっています。

#### ◆ 条例による規制

生活環境保全条例により、本県では昭和 50 年から、公共用水域について、国の排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準、いわゆる「上乗せ排水基準」を定めています。

また、平成 24 年 4 月から、条例で規定する施設を設置する工場または事業場のうち、1 日当たりの平均排水量が 10 m<sup>3</sup>以上のものから排出される水に対して、県独自の基準を適用しています。

### 「上乗せ排水基準」とは

ばい煙または排水の規制に関して、国が定める全国一律の排出基準または排水基準では、特定地域の人の健康を保護したりは生活環境を保全することが十分でないと認められるとき、都道府県が条例で定めることのできる厳しい排出基準または排水基準のこと。

## ◆ 公害防止覚書などによる規制

本県では、昭和42年に番の州工業用地に進出した各企業との間で「公害防止に関する覚書」を交換するとともに、昭和50年には直島町の銅製錬工場との間に「環境保全協定」を締結し、法令で定めるよりも厳しい公害防止対策を課すことにより、環境汚染の防止に努めています。

## ◆ 立入検査

県内における瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場 214、水質汚濁防止法の対象事業場 3,365のうち、排水基準の適用を受けるもの（日最大排水量が 50 m<sup>3</sup>以上のものおよび有害物質を排出するもの）を重点に立入検査を実施し、排出水の検査と排水処理施設の改善指導を行っています。

**瀬戸内海環境保全特別措置法および  
水質汚濁防止法の特定事業場数 (R7.3 末現在)**

| 区分              | 事業場数  | 立入検査件数       | 指導件数 |
|-----------------|-------|--------------|------|
| 香川県<br>[高松市を除く] | 2,515 | 393<br>(170) | 42   |
| 高松市             | 1,064 | 103<br>(103) | 10   |

※ ( ) 内は排水検査件数を内書き

資料：香川県環境管理課

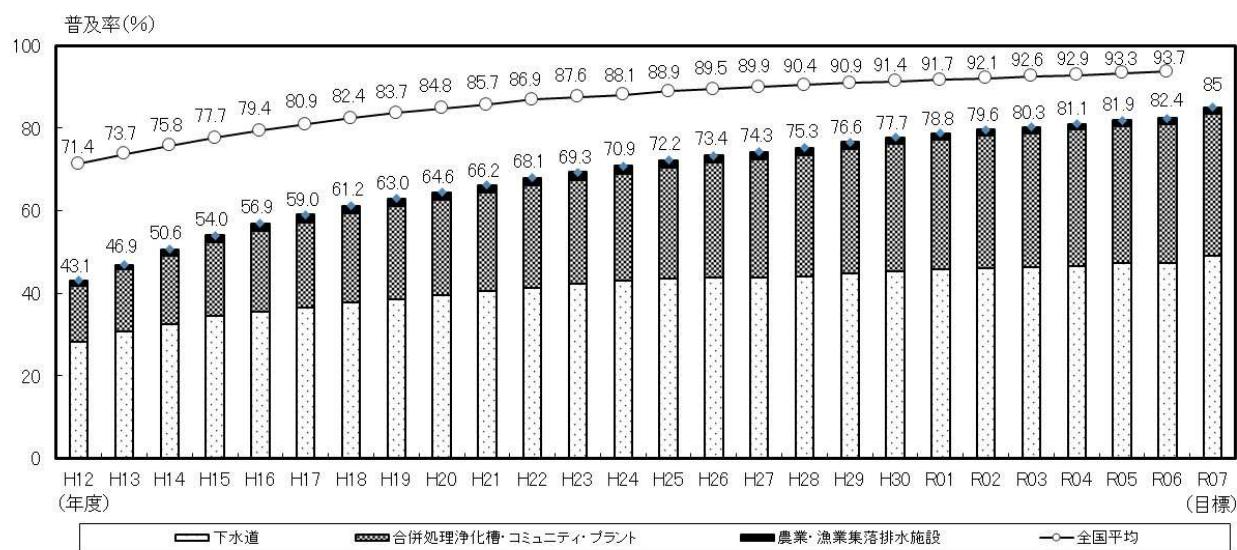
## ② 未規制小規模事業所の指導

排水量が小さく規制の対象とならない事業場や、水質汚濁防止法の規制対象となっていない事業場については、その実態を調査し、調査結果に基づき汚濁負荷量を低減するうえで必要な指導などを行っています。

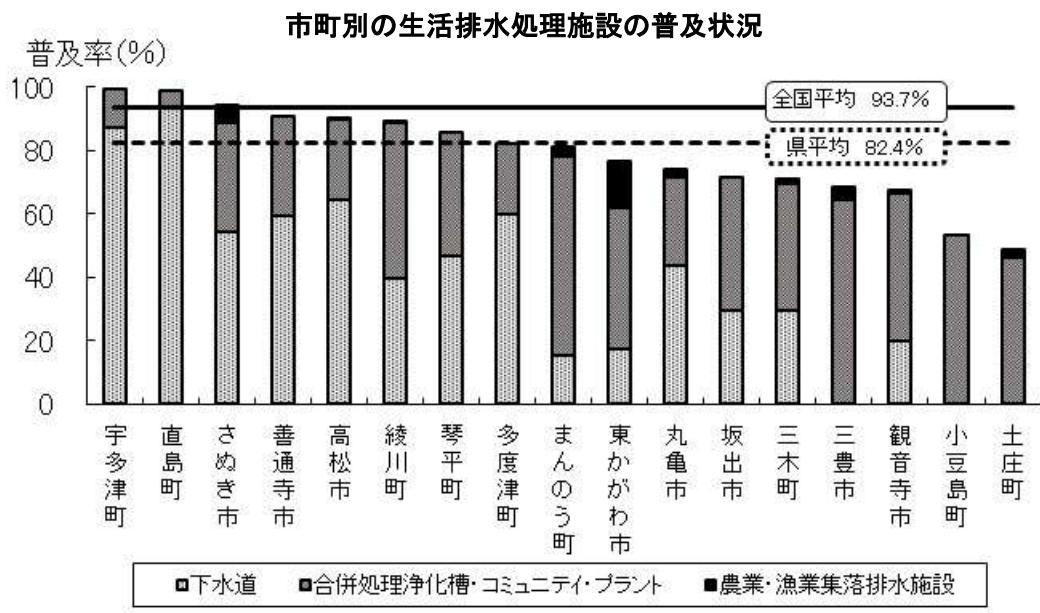
### II ウ) 生活排水処理施設の整備

本県では、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を効率的・計画的に実施するため、「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、総合的な生活排水対策を進めています。

令和6年度末の汚水処理人口普及率は82.4%と全国平均(93.7%)と比べると十分とはいはず、より効率的・計画的な施設整備が促進されるよう、市町と連携し、次ページの施策を展開しています。

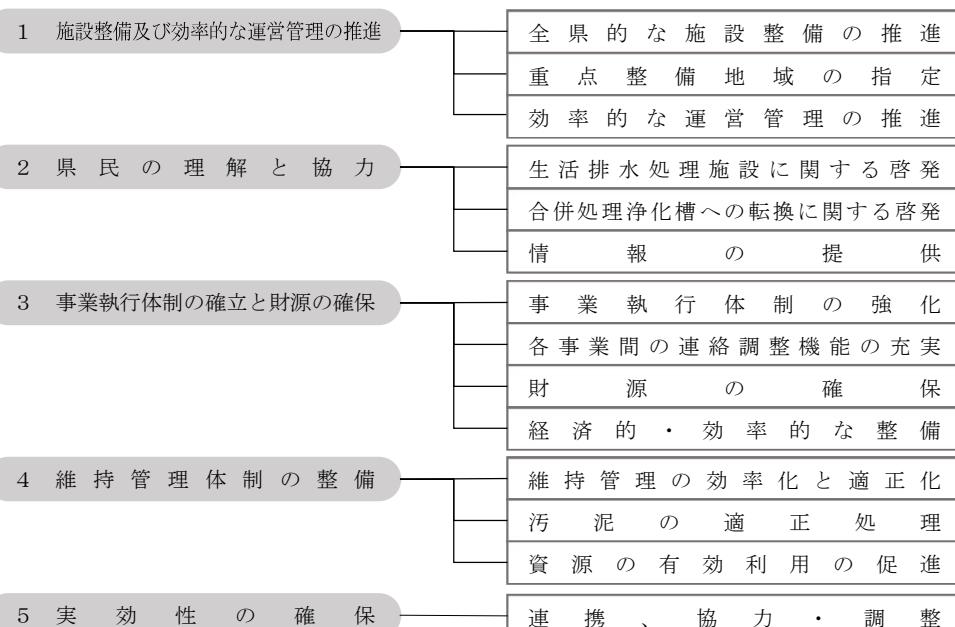


資料：香川県環境管理課



資料：香川県環境管理課

### 「香川県全県域生活排水処理構想」の施策体系



資料：香川県環境管理課

## ① 合併処理浄化槽

### ◆ 淨化槽の整備促進

#### ○浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽設置者に対して補助を行う市町に対し、国と県が補助を行いました。

#### ○既存単独処理浄化槽等撤去費補助

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際には、既存単独処理浄化槽の撤去費にも補助を行い、転換の促進を図りました。

### ○単独処理浄化槽等重点転換事業

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際には、新規に設置する合併処理浄化槽に必要な配管費にも補助を行い、転換の促進を図りました。

**合併処理浄化槽の設置整備事業等の状況（県費補助）**  
(単位：基)

| 項目          | ～R5年度              | R6年度             |                  | 合計                 |
|-------------|--------------------|------------------|------------------|--------------------|
|             |                    | 全事業              | 事業完了分            |                    |
| 浄化槽設置整備事業   | 75,461<br>(75,214) | 1,335<br>(1,335) | 1,335<br>(1,335) | 75,461<br>(75,214) |
| 浄化槽市町整備推進事業 | 1,709<br>(2,962)   | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 1,709<br>(2,962)   |
| 計           | 77,170<br>(78,176) | 1,335<br>(1,335) | 1,335<br>(1,335) | 77,170<br>(78,176) |

※（ ）内は国庫補助対象基数

※浄化槽市町整備推進事業は、合併処理浄化槽の面的整備を図る事業を実施する市町に対する補助。平成21年度以降の実績はない。

資料：香川県循環型社会推進課

### ◆ 処理槽の適正管理の推進

#### ○処理槽の維持管理

処理槽は、微生物の働きで汚水を浄化しており、その機能を十分に発揮させるためには日頃の維持管理が大切であることから、保守点検、清掃、法定検査の受検が処理槽法で義務付けられています。

#### ○適正な維持管理の実施

処理槽管理者には、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の3項目が処理槽法で義務付けられています。実施率の向上が課題となっており、制度の周知などに努めました。

また、処理槽法第54条に基づく「香川県処理槽適正処理促進連絡協議会」の場で、適正な維持管理に係る意見交換を行いました。

- ▶ 保守点検 実施率（R5年度）：92.4%
- ▶ 清掃 実施率（R5年度）：28.5%
- ▶ 法定検査

11条検査の受検率（R5年度）：56.9%

（7条検査は毎年100%）

|      |   |
|------|---|
| 保守点検 | 処理槽の正常な機能を維持するため、処理槽の点検・調整、補修や消毒剤の補充などを行う作業。<br>処理槽の種類によっても異なるが、家庭用の場合は、年3回以上行う。                                  |
| 清掃   | 処理槽の運転に伴って発生する汚泥などを処理槽の外へ引き出し、処理槽の各装置を洗浄する作業。<br>通常は、年1回以上行う。   |
| 法定検査 | 保守点検や清掃が適正に実施され、処理槽の機能が適正に維持されていることを水質検査などにより確認する作業。<br>処理槽を使い始めてから3か月を経過してから5か月以内に行う7条検査と、その後毎年1回定期的に行う11条検査がある。 |

#### ○立入指導の強化

法定検査において「不適正」と判定された処理槽については、保健福祉事務所などが現地調査を行い、改善指導を実施しました。

## ② 農業集落排水事業の促進

第3章第3節を参照。(61ページ)

## ③ 下水道

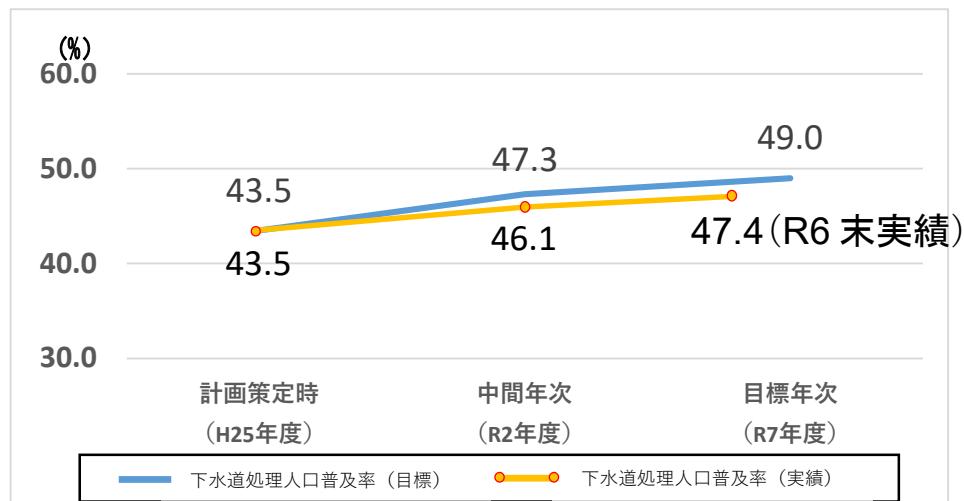
下水道は、家庭排水だけでなく、会社、学校、工場など地域全体から排出される汚水を終末処理場へ集めて処理し、きれいな水にして海や川などへ放流します。

本県では、令和6年度末で県が流域下水道の1流域2処理区を、7市7町が公共下水道を、その放流水質が排出基準を満たすよう適正に維持管理しています。(巻末資料<2-9>)

また、「第4次香川県全県域生活排水処理構想」で掲げている、令和7年度末で下水道処理人口普及率(処理区域内人口の行政人口に対する割合)を49.0%にするという目標に向けて効率的・効果的な整備を行っており、令和6年度末で47.4%となっています。

本県では、流域下水道事業を積極的に推進するとともに、下水道処理人口普及率の向上を図る目的で、国庫補助対象外の市町単独污水管渠工事を対象とした県費補助を平成4年度から実施することで、下水道の整備促進に積極的に取り組んでいます。

下水道処理人口普及率の推移



資料：香川県下水道課

## 下水道の種類

下水道には、流域下水道と公共下水道(広義)がある。さらに、公共下水道(広義)は、狭義の公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道の3つに分けられる。

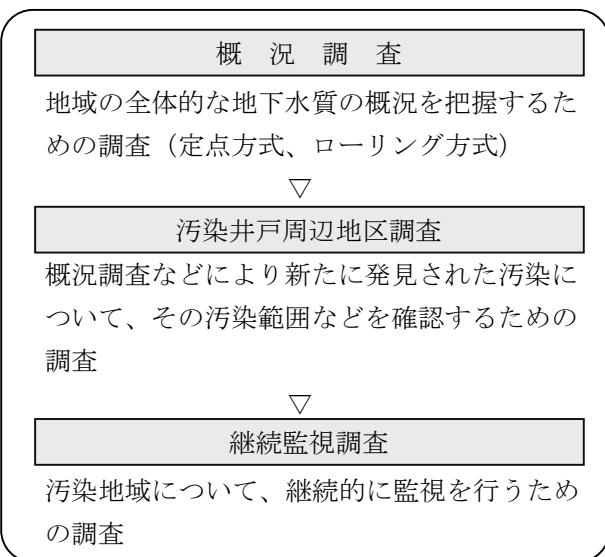
また、下水道が整備された区域の住民は、遅滞なく下水道に接続しなければならない。

|               |               |   |
|---------------|---------------|---|
| 流域下水道         |               | 2以上の市町の区域における下水を受け処理するもので、原則として都道府県が行う事業  |
| 公共下水道<br>(広義) | 公共下水道<br>(狭義) | 主として市街地における下水(雨水と汚水)を排除し、または処理するために原則として市町が管理する下水道<br>終末処理場を有する単独公共下水道と、流域下水道に接続する流域関連公共下水道に分けられる |
|               | 特定公共下水道       | 特定の事業者の事業活動に伴って排出される汚水を処理するための公共下水道   |
|               | 特定環境保全公共下水道   | 市街化区域以外にある農山漁村の生活環境の改善、あるいは湖沼などの自然環境の保全を目的に施行する公共下水道  |

## II エ) 地下水の汚染防止対策の推進

### ① 地下水の状況

水質汚濁防止法に基づき、下記の調査を実施しています。



#### ◆概況調査

令和6年度は、国、県および高松市合わせて14地点（定点方式）で調査した結果、1地点で地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過していました。

#### ◆汚染井戸周辺地区調査

令和6年度は実施していません。

#### ◆継続監視調査

令和6年度は、県および高松市合わせて27地点で調査した結果、6地点で環境基準を超過していました。これらの地点の井戸所有者に対しては、すでに、市町と協力して飲用水を水道に切り替えるなどの衛生対策を指導しています。

## II オ) 農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進

### ① 肥料の適正使用等の推進

土壤分析に基づく肥料の適正使用についての指導や、有機質肥料の効果確認などを実施し、化学肥料低減技術の導入を推進しました。

### ② 家畜排せつ物の適正処理等の指導

畜産業から発生する家畜排せつ物の大部分は堆肥化処理され、有機質肥料として農業分野において利活用されています。しかし、家畜排せつ物の管理が不適正であると、水質汚濁により地域環境を損なうおそれがあるため、家畜排せつ物の適正処理技術の指導と家畜堆肥の利活用を推進しました。

### ③ 養殖漁場の管理の適正化等の指導

養殖業による漁場環境の悪化を防ぐため、「香川県魚類養殖指導指針」に基づき、関係事業者を指導するとともに、香川県漁業協同組合連合会が行う養殖漁場の環境調査に対し補助を行いました。

## II カ) 開発事業等に係る排水対策の推進

### ① 開発規制による水質汚濁未然防止対策

開発事業等の実施に当たり、工事中の土砂や濁水の流出防止を図るため、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議等による沈砂池の設置など、水質汚濁未然防止対策を推進しました。

### 3 水環境の保全対策の推進

#### ア)瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画等の推進

第1章第3節を参照。(25ページ)

##### イ)香の川創生事業の促進

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づき、地域住民、市町、県等が協働して「香の川創生事業」を実施しています。綾川、金倉川、与田川、大東川、桜川流域において、水辺の美化活動、水生生物調査、ポスター展等を実施し、水環境保全の意識の高揚を図りました。

##### ウ)ため池の水質改善の促進

農業用水を確保するため、ため池の底に溜まったヘドロをしゅんせつすることで、ため池の水質改善の促進に努めました。

また、ため池の管理者に対し、ヘドロのしゅんせつやため池の水を抜く「池干し」による水質改善の取組みを促しました。

► しゅんせつ土量（R6年度）：3,544 m<sup>3</sup>

### 4 土壤・地盤環境の保全対策の推進

#### ア)土壤汚染防止対策の推進

##### ① 土壤汚染防止対策

土壤汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用が廃止されたとき、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると知事等が認めるとき等は、土地所有者等は土壤の汚染状況を調査し、知事等にその結果を報告しなければなりません。

土壤汚染が判明した場合には、知事等は健康被害を防止するために汚染の除去等の措置が必要な区域（要措置区域）、または直ちに汚染の除去等の措置を講じる必要がない区域（形質変更時要届出区域）に区分して指定・公示します。要措置区域に指定した場合には、知事等は、土地所有者等に必要な措置を指示します。

また、生活環境保全条例において土壤汚染の未然防止や早期発見、拡大防止のため、定期点検等の実施や汚染発見時の届出、土壤の汚染を引き起こすおそれがある特定の施設の使用廃止時の調査と、汚染原因の調査および汚染原因者による汚染拡大防止措置の実施等を義務付けています。

##### ② 農用地土壤汚染対策

農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止および除去ならびにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、令和6年度は、5か所で農用地の定点調査を行いましたが、土壤汚染は確認されませんでした。

## イ) 地盤環境の保全対策の推進

### ① 地下水の適正利用

地下水・地盤環境の状況を把握し、地下水の保全および適正な利用を図る目的で、生活環境保全条例に基づき、揚水機の吐出口の断面積 19 cm<sup>2</sup>を超える揚水施設を設置する場合には、事前に施設の使用等の届出を義務付けています。

### ② 地下水取水の自主規制および地下水位観測

国、県、関係市町、地下水利用企業等で構成する香川中央地域地下水利用対策協議会で、地下水の取水について自主規制を行うとともに、高松地区4か所、中讃地区4か所で地下水位の観測を継続し、経年的な水位調査を行っています。

## ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第3節 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

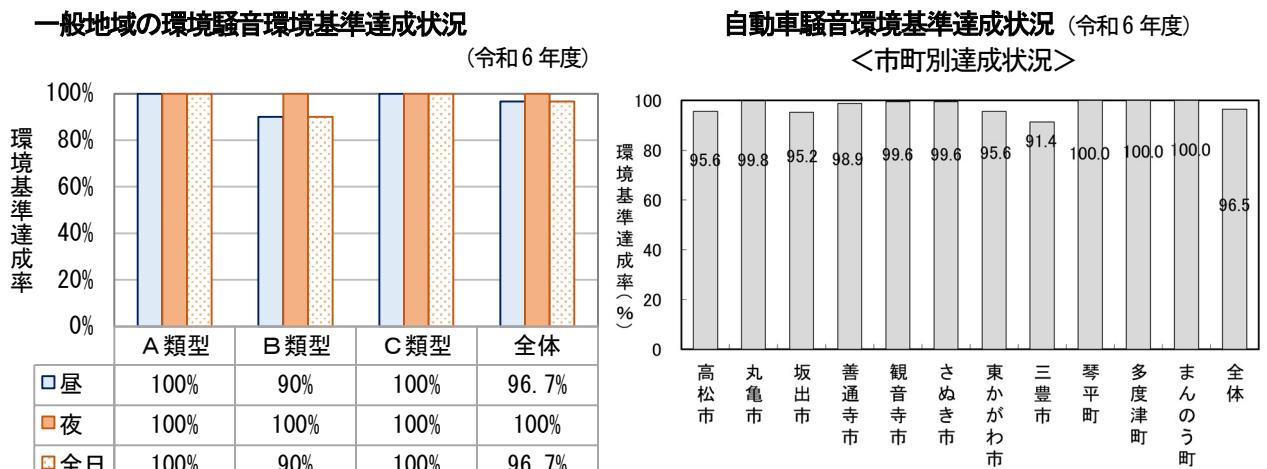
### ◎現状と課題

#### (1) 現 状

騒音・振動・悪臭は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、感覚公害と呼ばれ、公害に関する苦情の中でも高い割合を占めています。

騒音では、土地利用の実態などに応じて環境基準の類型指定（巻末資料<2-12>）を行っています。令和6年度の達成状況（一般地域）を見ると、測定地点全体の環境基準達成率は96.7%であり、令和5年度の全国平均（90.0%）を上回っています。

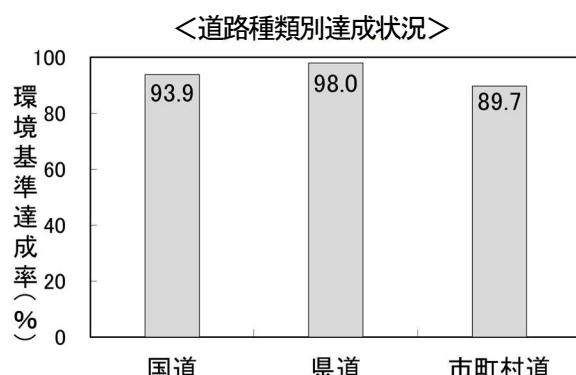
また、自動車交通騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、8市3町で幹線交通を担う道路（国道、県道、4車線以上の市町道）に面する地域の面的評価を行った結果、調査地域全体の環境基準達成率は96.5%であり、令和5年度の全国平均（95.0%）を上回っています。



※1 測定は、環境基準の類型指定地域において市町が実施

※2 測定地点数 30 地点 (A類型 11 地点、B類型 10 地点、C類型 9 地点)

資料：香川県環境管理課



※環境基準の達成率は、評価対象の住居などの戸数（沿道 50m の範囲内にある住居などの戸数）に対して、昼間と夜間とも騒音環境基準を達成している住居などの戸数の割合を表している。

資料：香川県環境管理課

化学物質の中には、有機水銀、ポリ塩化ビフェニル、農薬、ダイオキシン類など、その製造、流通、使用、廃棄などのさまざまな段階で環境中に放出され、環境中の残留、食物連鎖による生物学的濃縮など、環境汚染がしばしば社会問題化するものがあります。

令和6年度に国、県および高松市が環境中のダイオキシン類濃度について調査を行った結果、すべての調査地点で環境基準に適合していました。

### ダイオキシン類環境汚染状況監視結果（令和6年度）

| 項目  | 調査地点数 | 調査頻度 | 調査結果（年間平均値） |         |              | 環境基準                  |
|-----|-------|------|-------------|---------|--------------|-----------------------|
|     |       |      | 平均値         | 最小値～最大値 | 単位           |                       |
| 大気  | 一般環境  | 2    | 2～4回/年      | 0.0095  | 0.0079～0.011 | pg-TEQ/m <sup>3</sup> |
|     | 沿道周辺  | 1    | 4回/年        | 0.0073  | —            |                       |
|     | 発生源   | 1    | 4回/年        | 0.0069  | —            |                       |
| 水質  | 河川    | 16   | 1回/年        | 0.24    | 0.076～0.61   | pg-TEQ/L              |
|     | 海域    | 2    | 1回/年        | 0.057   | 0.056～0.057  |                       |
| 底質  | 河川    | 8    | 1回/年        | 0.88    | 0.24～2.5     | pg-TEQ/g              |
| 地下水 |       | 4    | 1回/年        | 0.060   | 0.058～0.067  | pg-TEQ/L              |
| 土壤  | 一般環境  | 4    | 1回/年        | 0.077   | 0.062～0.098  | pg-TEQ/g              |
|     | 発生源周辺 | 2    | 1回/年        | 0.64    | 0.38～0.90    |                       |

資料：香川県環境管理課

## (2) 課題

騒音・振動・悪臭は、感覚公害と呼ばれるなど、私たちの日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、県内の行政機関に寄せられる公害苦情の3～4割程度を占めており、また、これらの苦情は発生源も多種多様で、近年では、都市・生活型の苦情が増加傾向にあることから、市町と連携して対応していく必要があります。

騒音・振動については、今後、高速交通体系の整備などによる自動車交通量の増大が予想される場合は、関係機関と密接な連携を図りながら、総合的な防止対策について検討を進めていく必要があります。

化学物質対策については、P R T R制度、ダイオキシン類対策、環境省委託事業である化学物質環境実態調査などを推進するとともに、新たな知見の収集に努める必要があります。また、原子力規制委員会委託事業である環境放射能水準調査について、引き続き実施していく必要があります。

## ◎具体的な取組み

### 1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

#### ア) 騒音・振動対策の推進

##### ① 法律による規制の推進

##### ◆ 環境基準の地域指定

環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、知事（市については市長）が環境基準を当てはめる地域を指定しています。令和7年4月1日現在の環境基準の指定状況は次表のとおりです。

## ◆ 規制地域の指定

騒音規制法や振動規制法では、知事（市については市長）が生活環境を保全すべき地域として規制地域を指定し、土地利用形態に応じた規制基準を定め、当該地域を管轄する市町長が、規制対象を監視、指導することにより、環境保全を図ることになっています。令和7年4月1日現在の規制地域の指定状況は下表のとおりです。

県内における環境基準等の地域指定状況（令和7年4月1日現在）

|       | 騒音に係る環境基準を当てはめる地域 | 騒音規制法に基づく規制地域 | 振動規制法に基づく規制地域 | 悪臭防止法に基づく規制地域 |
|-------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 高松市   | ▲                 | ▲             | ▲             | ▲             |
| 丸亀市   | ▲                 | ▲             | ▲             | ▲             |
| 坂出市   | ▲                 | ▲             | ▲             | ▲             |
| 善通寺市  | ▲                 | ●             | ●             | ▲             |
| 観音寺市  | ▲                 | ▲             | ▲             | ●             |
| さぬき市  | ▲                 | ●             | —             | ▲             |
| 東かがわ市 | ▲                 | ▲             | —             | ▲             |
| 三豊市   | —                 | ▲             | —             | ●             |
| 土庄町   | —                 | —             | —             | —             |
| 小豆島町  | —                 | —             | —             | —             |
| 三木町   | —                 | —             | —             | —             |
| 直島町   | —                 | ▲             | —             | —             |
| 宇多津町  | ▲                 | ●             | ●             | ▲             |
| 綾川町   | —                 | —             | —             | —             |
| 琴平町   | —                 | —             | —             | —             |
| 多度津町  | ▲                 | ▲             | ▲             | ▲             |
| まんのう町 | —                 | —             | —             | —             |

●：地域指定あり

▲：地域指定あり（一部地域を除く）

—：地域指定なし

資料：香川県環境管理課

## ◆ 工場等騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内では、機械プレスや送風機など、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場が規制の対象となります。特定施設の市町長への届出状況は下表のとおりです。

### 騒音規制法に基づく特定施設等の届出状況

(令和6年度末)

| 特定施設名      | 届出施設数  |
|------------|--------|
| 金属加工機械     | 1,491  |
| 空気圧縮機・送風機  | 7,384  |
| 土石用破碎機等    | 401    |
| 織機         | 74     |
| 建設用資材製造機械  | 73     |
| 穀物用製粉機     | 87     |
| 木材加工機械     | 962    |
| 抄紙機        | 4      |
| 印刷機械       | 535    |
| 合成樹脂用射出成形機 | 143    |
| 鋳型造型機      | 17     |
| 特定施設合計     | 11,171 |
| 工場等実数      | 1,733  |

資料：香川県環境管理課

### 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年度末)

| 特定施設名           | 届出施設数 |
|-----------------|-------|
| 金属加工機械          | 878   |
| 圧縮機             | 2,086 |
| 土石用破碎機等         | 239   |
| 織機              | 53    |
| コンクリートブロックマシン等  | 55    |
| 木材加工機械          | 55    |
| 印刷機械            | 215   |
| ゴム練用・合成樹脂練用ロール機 | 0     |
| 合成樹脂用射出成形機      | 29    |
| 鋳型造型機           | 11    |
| 特定施設合計          | 3,621 |
| 工場等実数           | 814   |

資料：香川県環境管理課

## ◆ 建設作業騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内では、くい打機など、著しい騒音や振動を発生する建設作業（特定建設作業）が規制対象となります。特定建設作業の市町長への届出状況は下表のとおりです。

### 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和6年度末)

| 作業の種類               | 届出件数 |
|---------------------|------|
| くい打機等を使用する作業        | 26   |
| びょう打機を使用する作業        | 1    |
| さく岩機を使用する作業         | 274  |
| 空気圧縮機を使用する作業        | 42   |
| コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 1    |
| バックホウを使用する作業        | 57   |
| トラクターショベルを使用する作業    | 0    |
| ブルドーザーを使用する作業       | 1    |
| 計                   | 402  |

資料：香川県環境管理課

### 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和6年度末)

| 作業の種類         | 届出件数 |
|---------------|------|
| くい打機等を使用する作業  | 14   |
| 鋼球を使用して破壊する作業 | 0    |
| 舗装版破碎機を使用する作業 | 1    |
| ブレーカーを使用する作業  | 195  |
| 計             | 210  |

資料：香川県環境管理課

## ② 条例による規制の推進

生活環境保全条例に基づき、航空機による商業宣伝や飲食店営業等に係る深夜における騒音等を規制しています。

### ③ 自動車交通騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内において、測定の結果、道路交通に起因する自動車騒音または道路交通振動が、環境省が定める限度（要請限度）を超える場合、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町長は県公安委員会に道路交通規制などの措置を取るよう要請することになっています。令和6年度に市町が実施した自動車騒音と道路交通振動の調査結果は下表のとおりです。騒音については調査33地点すべてで、振動については調査20地点すべてで要請限度を下回っていました。

**自動車騒音調査結果（令和6年度）**

| 市町名   | 調査<br>地点数 | 要請限度超過地点数    |    |    |
|-------|-----------|--------------|----|----|
|       |           | いづれか<br>の時間帯 | 昼間 | 夜間 |
| 高松市   | 8         | 0            | 0  | 0  |
| 丸亀市   | 10        | 0            | 0  | 0  |
| 坂出市   | 3         | 0            | 0  | 0  |
| 善通寺市  | 3         | 0            | 0  | 0  |
| 観音寺市  | 3         | 0            | 0  | 0  |
| 東かがわ市 | 2         | 0            | 0  | 0  |
| 三豊市   | 1         | 0            | 0  | 0  |
| 多度津町  | 3         | 0            | 0  | 0  |
| 計     | 33        | 0            | 0  | 0  |

資料：香川県環境管理課

**道路交通振動調査結果（令和6年度）**

| 市町名  | 調査<br>地点数 | 要請限度超過地点数    |    |    |
|------|-----------|--------------|----|----|
|      |           | いづれか<br>の時間帯 | 昼間 | 夜間 |
| 高松市  | 8         | 0            | 0  | 0  |
| 丸亀市  | 7         | 0            | 0  | 0  |
| 坂出市  | 3         | 0            | 0  | 0  |
| 観音寺市 | 2         | 0            | 0  | 0  |
| 計    | 20        | 0            | 0  | 0  |

資料：香川県環境管理課

### ④ 交通公害対策の推進

#### ◆ 航空機騒音

平成元年12月に高松空港周辺地域について、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（地域の類型II）を行いました。令和6年度の騒音調査では、すべての地点で環境基準を達成していました。

#### ◆ 鉄道騒音

昭和63年4月の瀬戸大橋開通に伴う鉄道騒音問題に対し、JR四国などは、これまでに深夜・早朝列車の減速、新型車両の導入、車輪旋盤の設置、橋上の特定区間における惰行運転などの騒音低減対策を実施し、昭和53年に本州四国連絡橋公団（現 本州四国連絡高速道路（株））が作成した環境影響評価で定めた環境保全努力目標を達成するようになりましたが、県では地域住民の生活環境を保全するため、引き続き坂出市と共同で騒音調査を実施しています。令和6年度は、すべての地点で環境保全努力目標を達成していました。

**瀬戸大橋に係る鉄道騒音調査結果**

（単位：デシベル）

| 調査地点 |   | 橋からの<br>距 離 | 評 価 値<br>(最高～最低) | 全列車の騒音ピーク レベル<br>(平均値) | 環境保全努力目標<br>(評価値) |
|------|---|-------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 与島   | A | 約 50m       | 77～72            | 73.7                   | 80                |
|      | B | 約 80m       | 75～70            | 71.3                   | 80                |

〔調査期間〕 令和6年12月10日～11日  
 〔調査列車数〕 139本

※環境保全努力目標は、昭和53年に本四公団が作成した環境影響評価によるものであり、一般区間は75デシベル、吊橋など長大橋梁区間は80デシベルとなっている。なお、今回調査した与島2地点は橋梁区間に該当する。

※評価値は、1番目の列車から20番目の列車、2番目の列車から21番目の列車のように、それぞれ連続する20本の列車の騒音ピークレベルのうち上位10個をパワー平均して算出したもの。

資料：香川県環境管理課

## II イ) 悪臭防止対策の推進

### ① 「悪臭防止法」による規制

悪臭防止法では、知事（市については市長）が悪臭の発生により被害が生ずると考えられる住居の集合している地域などを悪臭規制地域として指定し、土地の利用形態に応じた規制基準を定め、当該地域を管轄する市町長が工場・事業場への立入検査、悪臭測定、改善勧告などの規制を行うことになっています。令和6年4月1日現在の規制地域の指定状況は、「ア) 騒音・振動対策の推進」のとおりです。

なお、令和6年度に同法に基づく市町長の改善勧告などの対象となる事案はありませんでした。

### ② 生活環境保全条例に基づく規制

生活環境保全条例に基づき、ゴム等の屋外燃焼行為の制限を行っています。

### ③ 家畜排せつ物の適正処理等の指導

畜産業から発生する家畜排せつ物の大部分は堆肥化処理され、有機質肥料として農業分野において利活用されています。しかし、家畜排せつ物の管理が不適正であると、悪臭の発生により地域環境を損なうおそれがあるため、家畜排せつ物の適正処理技術の指導と家畜堆肥の利活用を推進しました。

## 2 化学物質対策等の推進

### II ア) 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進

#### ① 化学物質環境実態調査

化学物質による環境汚染の実態を把握するため、環境省委託事業である化学物質環境実態調査において、環境残留性の高い物質を中心に、大気や水などのモニタリング調査等を計画的に実施しています。

#### ② P R T R 制度の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）により、対象事業者は毎年度、1年間に事業所から環境中へ排出される化学物質の量（排出量）と廃棄物として、または下水道放流により事業所外に移動する化学物質の量（移動量）を把握し、届出を行うことが義務付けられています。

県内の令和5年度の化学物質排出量について、事業者から届出された排出量（届出排出量）と国が推計した家庭、自動車、小規模事業所などからの排出量（届出外排出量）の合計（総排出量）は、6,276tです。

総排出量が多かった上位5物質は次の図のとおりであり、塗料、インキ、接着剤、農薬の溶剤や染料の合成原料などに使用されているトルエンとキシレンが、総排出量の約64%を占めています。

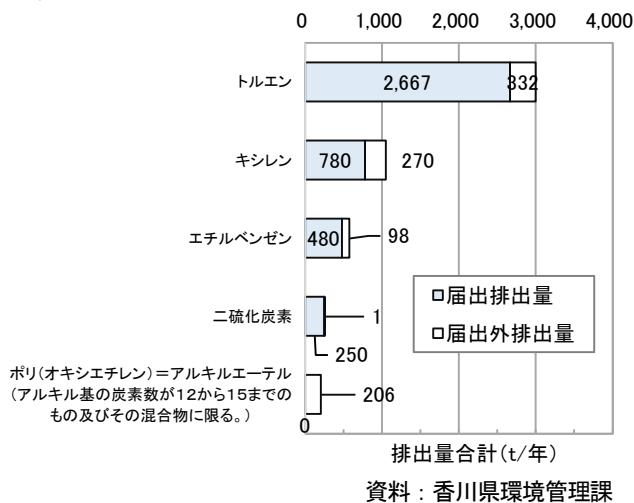
県内事業所から届出のあった令和5年度の大気、公共用水域、土壌などへの排出量は4,484t、廃棄物として、または下水道放流により事業所外へ移動した量は1,212t、合計5,697tです。

なお、生活環境保全条例では、化学物質管理対策の規定を設け、事業者による化学物質の自主的な管理の改善をより促進するため、次の内容を定めています。

- 対象事業者は、国の定めた指針に基づき、「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合には、公表するよう努めなければならない。
- 排出量の多い事業者は、「化学物質管理の方針及び事業計画」または「化学物質適正管理計画」を作成し、県へ提出するとともに、公表しなければならない。

令和6年度末時点では、30の事業所から化学物質適正管理計画等の届出が提出されています。

### 総排出量が多かった上位5物質（令和5年度実績）



### 「P R T R」とは

(Pollutant Release and Transfer Register :  
環境汚染物質排出移動登録)

P R T Rとは、毎年、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているか知るための仕組み。

化管法に基づき、化学物質を取り扱う全国の事業者が1年間にどのような物質をどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物としてどれだけ移動したかを国に届け出、国はそれを集計し、毎年公表する。また、家庭や農地、自動車などから排出される化学物質の量も国が推計し、事業者からの届出とあわせて公表する。

## II イ) 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進

### ① 農薬安全使用の推進

農家等の農薬使用者に対し、病害虫の効率的な防除と農薬の適正使用を推進するとともに、販売店等に対して適正な管理や取扱いについて指導・啓発を行いました。

### ② ゴルフ場使用農薬安全使用の指導

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁および水産動植物被害を未然に防止するため、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（環境省）に基づき、県内6ゴルフ場に立入調査を行い、適切な排水管理等について指導を行いました。

## II ウ) ダイオキシン類対策の推進

### ① ダイオキシン類濃度の常時監視

県内の大気、公共用水域の水質、底質、地下水、土壤の調査を実施し、環境基準の適合状況を把握しています。

### ② ダイオキシン類発生源の監視・指導

廃棄物焼却炉など「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設について、計画的にダイオキシン類の排出状況などの把握に努めるとともに、排出基準・処理基準への適合状況を調査し、適切な指導監視を行いました。

令和6年度に県が実施した廃棄物焼却炉のばいじんなどのダイオキシン類濃度の行政検査結果および事業者から県に報告されたダイオキシン類自主測定結果は次表のとおりです。

**ダイオキシン類特措法特定施設数と****立入検査件数（令和6年度）**

| 区分       | 施設数<br>(R7.3月末現在) | 立入検査件数 | 指導件数 |
|----------|-------------------|--------|------|
| 大気基準適用施設 | 98(18)            | 21(2)  | 3(0) |
| 水質基準対象施設 | 28(6)             | 5(1)   | 0(0) |

※（ ）内は高松市分で外数

資料：香川県環境管理課

**「ダイオキシン類」とは**

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質である。環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。

**ダイオキシン類行政検査結果（令和6年度）**

| 区分   | 施設の種類      | 検査数 | 行政検査結果           |          | 基準超過数 |
|------|------------|-----|------------------|----------|-------|
|      |            |     | 最小～最大            | 単位       |       |
| ばいじん | 廃棄物焼却炉     | 4   | 0.0022～0.43      | ng-TEQ/g | 0     |
| 焼却灰  | 廃棄物焼却炉     | 4   | 0.00000062～0.044 | ng-TEQ/g | 0     |
| 放流水  | 産業廃棄物最終処分場 | 9   | 0.00011～0.80     | pg-TEQ/L | 0     |

資料：香川県環境管理課・循環型社会推進課

**ダイオキシン類事業者自主測定結果（令和6年度）**

| 区分         | 施設の種類        | 報告数 | 自主測定結果 |            | 基準超過数 |
|------------|--------------|-----|--------|------------|-------|
|            |              |     | 最小～最大  | 単位         |       |
| 排出ガス       | 廃棄物焼却炉       | 79  | 0～6.9  | ng-TEQ/m³N | 0     |
|            | アルミニウム合金製造施設 | 2   | 0.010  |            | 0     |
| 排出水        | 廃ガス洗浄施設等     | 7   | 0～5.0  | pg-TEQ/L   | 0     |
| ばいじん       | 廃棄物焼却炉       | 65  | 0～13   | ng-TEQ/g   | 0     |
| 焼却灰その他の燃え殻 | 廃棄物焼却炉       | 67  | 0～0.57 |            | 0     |

資料：香川県環境管理課・循環型社会推進課

**II 工) 環境放射能対策の推進****① 環境放射能水準調査の実施**

昭和63年7月から、文部科学省(現 原子力規制委員会)の委託事業として環境放射能水準調査を実施しており、令和6年度に県が調査した結果は次表のとおりです。

空間放射線量は、平常時の範囲で推移しています。また、土壤と魚(鯛)について、ごく微量のセシウム-137が検出されましたが、土壤については平常時の範囲内であり、魚(鯛)については、食品衛生法の基準をはるかに下回っており、問題となる数値ではありません。

大気中の放射線量については、高松市、さぬき市、丸亀市、観音寺市で測定を行い、原子力規制委員会のホームページでリアルタイムに公表するとともに、その他の項目についても、県のホームページなどで公表しました。

**URL 「放射線量等の測定結果」：**

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozzen/taikiseikatu/kfvn.html>

### 環境放射能水準調査結果

| 調査項目        | 調査対象   | 調査回数   | 調査場所           | 令和6年度(単位)                               |
|-------------|--------|--------|----------------|---|
| 大気中の放射線量調査  | 空間放射線量 | 通年連続   | 高松市<br>(地上22m) | 0.046～0.081 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) |
|             |        |        | さぬき市<br>(地上1m) | 0.069～0.104 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) |
|             |        |        | 丸亀市<br>(地上1m)  | 0.049～0.094 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) |
|             |        |        | 観音寺市<br>(地上1m) | 0.049～0.081 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) |
| 環境中の放射性物質調査 | 大気浮遊じん | 4回/年   | 高松市            | N.D                                     |
|             | 降下物    | 12回/年  | 高松市            | N.D                                     |
|             | 上水     | 1回/年   | 高松市            | N.D                                     |
|             | 土壤(2層) | 1回/年   | 坂出市            | 【セシウム-137】<br>2.5～6.2 (Bq/kg 乾土)        |
|             | 精米     | 1回/年   | 高松市            | N.D                                     |
|             | 野菜類    | ダイコン   | 高松市            | N.D                                     |
|             |        | ホウレンソウ | 高松市            | N.D                                     |
|             | 牛乳     | 1回/年   | 木田郡            | N.D                                     |
|             | 魚(鯛)   | 1回/年   | 高松市            | 【セシウム-137】<br>0.065 (Bq/kg 生)           |

(N.D: 検出せず)

資料: 香川県環境管理課

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール





## 第2部 令和7年度の主な施策の状況

## 1 香川の環境を守り育てる地域づくり推進事業

本県の恵まれた環境を将来にわたって守り育していくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があり、そのために「かがわ里海大学」や「みどりの学校」といった幅広い環境分野における学びの場で、環境保全に取り組む人材を育成するとともに、多くの方を学びの場への参加につなげるため、「かがわ未来へつなぐ環境学習会」など「きっかけづくり」の機会の提供にも積極的に取り組むほか、県民の環境保全活動の促進を行っています。

また、多くの県民に環境保全に関する活動や行動に興味を持つてもらえるよう、さまざまな環境分野の情報を発信しています。

### 《令和7年度の主な取組み》

#### ア) 「かがわ未来へつなぐ環境学習会」の開催

県内のさまざまな環境保全団体や企業などが一堂に会し、自然環境から生活環境、地球環境に至るまでの幅広い環境分野について、工作や実験、パネル展示などの体験学習を通じて、来場された方に環境への関心を高めてもらう「きっかけづくり」として「かがわ未来へつなぐ環境学習会」を引き続き開催し、環境保全活動への参加を促進します。

また、市町とも協力・連携して、誰もが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるような学習機会の提供に努めます。

#### イ) 環境地域づくり情報発信事業

多くの方に、環境保全に関する活動や行動に興味を持つてもらえるよう、県内で実施された環境保全活動などの特集記事の掲載に併せて新聞紙面広告を掲載し、「かがわ里海大学」などの「学びの場」や「かがわ未来へつなぐ環境学習会」など「きっかけづくり」となる取組み等に関する情報発信を行っています。

また、X（旧 Twitter）「かがわの環境～未来へつなごう！きれいなかがわ」などSNSを活用して、環境教育・環境学習などの環境に関するイベントや環境保全に役立つ情報、香川県の自然の情報などを発信しています。



▲X（旧 Twitter）

「かがわの環境」トップ画面

#### ウ) 地域における環境学習の推進

多くの方が環境学習に参加できるよう、県民に身近な場所である市町の生涯学習センターや図書館などで環境学習講座を実施しています。

#### エ) 学校における環境学習の推進

学校における環境教育を支援するため、県職員や民間団体等を学校に派遣し、環境の出前授業を実施しています。

## 2 県民総参加のみどりづくり事業

### 《令和7年度の主な取組み》

#### ア) 「みどりの学校」運営事業

「みどりの学校」は、県民の皆様が気軽に森づくり活動へ参加いただける「学びの場」として、県と森林ボランティア団体等の協働により、みどりや森林に関するさまざまな講座を県内各地で実施しています。

県が実施する体験、学習、実践講座と、ボランティア団体等が独自に実施する講座を、継続して実施するともに、森づくり活動の担い手となる人材の発掘や育成のため、森林整備技術の向上や安全管理知識の習得を目的とした講座などを開催しています。



▲体験講座



▲学習講座



▲実践講座

### 3 かがわ「里海」づくり推進事業

「里海」とは、海域・陸域を一体的に捉え、人が適切に関わることにより、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、水産資源だけでなく、景観、憩いの場、食文化、観光など多くの恵みを享受できる「豊かな海」のことです。本県では、県全域が瀬戸内海の流域であることや、県土がコンパクトで人の暮らしと海が近いという特徴を生かし、山・川・里（まち）・海を一つのエリアとして捉え、全県域を対象として「美しい海」、「生物が多様な海」、「交流と賑わいのある海」の3つで構成する「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざして、県民の皆さんや関係者と連携・協働しながら、香川らしい「里海」づくりを進めています。

「里海」づくりでは、多様な主体の参画のもと、施策を個別に捉えるのではなく、山・川・里（まち）・海のつながりを考えながら、総合的な施策展開を図ります。

#### 《令和7年度の主な取組み》

##### ア) かがわ里海大学の運営

里海づくりに求められる人材育成を目的とした「学びと交流の場」として、平成28年4月に開校したかがわ里海大学では、より多くの県民が里海大学の講座に关心を持ち、継続的な学びや多様な学びができるよう講座運営を行っています。今年度も、個人で参加できるレギュラー講座として、スタートアップ12講座、ステップアップ7講座、スキルアップ5講座の計24講座を開講するほか、受講を希望する各種の団体の要望に柔軟に対応した「オーダー講座」も15回程度開催する予定です。

また、これまで養成してきた人材を講座の講師やアシスタント等に登用し、活躍の場を広げさまざまな活動を通して交流を促進し、香川らしい里海づくりを進めています。



▲磯の生き物観察講座



▲オーダー講座  
(海岸清掃活動の様子)

## II イ) 情報発信ネットワーク化

理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやフェイスブック、新聞などのメディアを活用した広報、セミナー・シンポジウム、パネル展開催などの県民が参加できるイベントを通じて、積極的に情報発信を行います。

また、多くの子どもたちや保護者に里海を感じる契機としてもらえるように、香川県内在住の小学生を対象に「かがわ『里海』づくり絵日記コンテスト」を引き続き開催します。

さらに、企業や団体の社会貢献活動として、里海づくりの活動の定着とさらなる拡大を図るため、企業向けの相談窓口を設けており、職員が「里海コンシェルジュ」となって、企業などの活動とフィールドを支える地域の活動のマッチングや、地域と企業の里海活動の連携を支援します。

### **URL 「かがわの里海づくり」**

Web ページ : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/satoumi/kfvn.html>

Facebook : <https://www.facebook.com/satoumi.kagawa>

Instagram : [https://www.instagram.com/kagawa\\_satoumi/](https://www.instagram.com/kagawa_satoumi/)

## 〈関連事業〉

### II ア) 海ごみ対策推進事業

里海づくりに当たっての重要課題の一つである「海ごみ」については、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に、漁業者・市町（内陸部を含む）・県の協働による全国初の取組みとして実施してきた「香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム」や、山・川・里（まち）・海のすべてを対象とする県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」（令和7年度は10月26日から15日間開催）など、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進しています。

また、かがわ里海大学の「海ごみリーダー養成講座」を修了し、海岸漂着物の重要性について住民の理解を深める等の活動に協力いただけた42名の海ごみリーダーの方を、海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物対策活動推進員」として委嘱しています。委嘱した推進員は講座の講師やアシスタント等に登用し、活躍の場を広げさまざまな活動を通して交流を促進し、海ごみについて考えるきっかけとしてもらう取組みを行います。

また、近年は、海洋プラスチックごみが国際的にも大きな問題となっていることから、今年度も、昨年度に引き続き、県内海岸において県民参加によるマイクロプラスチックの実態調査を行うほか、環境保健研究センター内に設置している「ウミゴミラの海ごみ研究室」では、7月、8月にマイクロプラスチック等をテーマとして、小学生を対象にミニ講座と自由研究などの相談教室を開催するなど、生活から出るプラスチックごみが、川などを通じて海洋を汚染している現状を広く知っていただくための啓発活動を引き続き行います。



▲ウミゴミラの海ごみ研究室

令和2年12月から、瀬戸内4県と（公財）日本財団で実施している共同事業「瀬戸内オーシャンズX」では、ごみが集中して散乱する箇所（ホットスポット）を踏まえた回収活動や、アクセスが困難な海岸に漂着したごみ対策、海ごみの原因となる生活ごみ等の発生を抑える資源循環型の社会づくりなど、4県が連携して共通の課題に取り組んでおり、瀬戸内オーシャンズXの協力によって、県内の離島でも、船でしか行けない海岸に散乱する大量の漂着ごみを効率的に回収する清掃イベントが開催されています。今年度も、海洋プラスチック問題の解決に向け、活動を行っていきます。



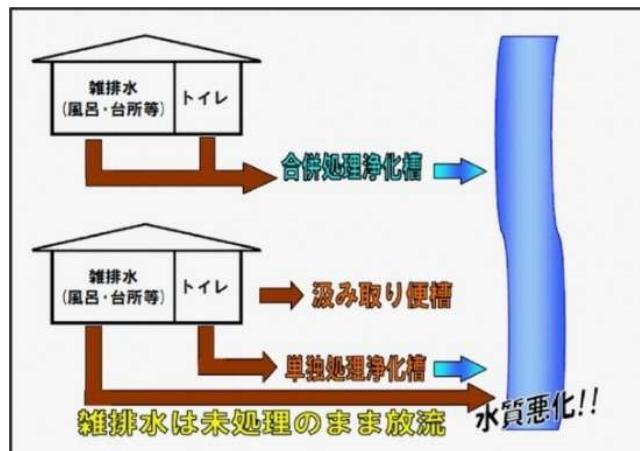
▲清掃イベント  
瀬戸内4県一斉清掃大作戦！

## II イ) 生活排水対策重点事業

県内海域の水質は、富栄養化の指標である窒素やりんの環境基準を達成しているものの、有機汚濁の指標であるCODの環境基準の達成率が低い状況にあります。CODについては、生活排水が、その大きな汚濁原因となっていることから、生活排水対策を重点的に行うことにより、川や海の水質改善を図ります。

生活排水処理施設の整備については、市町と連携し、令和7年度を目標年次とする「第4次香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、効率的・計画的な整備を推進します。

また、中山間地域の多い本県では、生活排水の処理において、浄化槽が大きな役割を担っていることから、浄化槽の法定検査受検率を向上させるとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽から生活排水（し尿と生活雑排水）をあわせて処理する合併処理浄化槽への転換を促進します。



## 4 自然公園等保護・利用促進事業

瀬戸内海国立公園の概要



「世界の宝石」とも称される瀬戸内海国立公園は、雲仙や霧島とともに、昭和9年3月16日に、我が国で最初の国立公園の一つとして、本県の備讃瀬戸を中心とする地域が指定され、令和6年3月16日に90周年を迎えました。

現在の国立公園の範囲は、大阪府・和歌山県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・福岡県・大分県の1府10県にまたがり、海域を含めると日本一広大な国立公園で、その最大の特色は、大小1,000あまりの島々で形成された内海多島海景観です。

また、瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、島々の段々畑や古い港町の家並などの人文景観が特徴となっています。

## 《令和7年度の主な取組み》

### ア) 濑戸内海国立公園等魅力向上事業

#### ① 公園利用施設の国際化対応・老朽化対策

訪日外国人の瀬戸内海国立公園等への受入環境を整備するとともに、利用者に安全で快適な利用環境を提供することが必要です。

このため、本県では、国の交付金を活用し、令和7年度から5年間を対象とする新たな計画を策定し、バリアフリー化、案内標識・情報提供施設の多言語表記化、荒廃・破損した歩道の再整備など、公園利用施設の国際化対応や老朽化対策を進めています。

## 5 脱炭素・地球温暖化対策事業

地域の脱炭素を図るための施策としては、家庭や事業所総ぐるみの省エネ県民運動を展開し、年間を通じた各種普及啓発を実施するなど、これまで家庭や地域における省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入を促進しています。

しかし、地球温暖化を防止するためには、これまで以上に行政と県民、事業者が連携・協働して温室効果ガスの排出の削減に取り組み、地域の脱炭素化を推進する必要があります。

そのため、県では、県、市町、産業・金融・運輸・エネルギーなど各分野の主要団体、学識経験者で構成する「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、行政、県民、事業者が一体となり、さまざまな脱炭素施策を実施することで、2050年のカーボンニュートラルの実現をめざすこととしています。

## 《令和7年度の主な取組み》

### ア) 初期費用ゼロ太陽光発電設備の導入促進

県内の太陽光発電設備の更なる普及に向けて、初期費用ゼロで太陽光発電設備等の設置が可能なリースモデルやPPAモデルを扱う事業者を募集し、事業プランを登録する「かがわ初期費用ゼロ太陽光発電システム」を令和5年度に創設するとともに、そのシステムに関する広報啓発を行い、導入を促進しています。令和6年度から、住宅用プランの募集に加え、事業用プランの募集を実施しています。



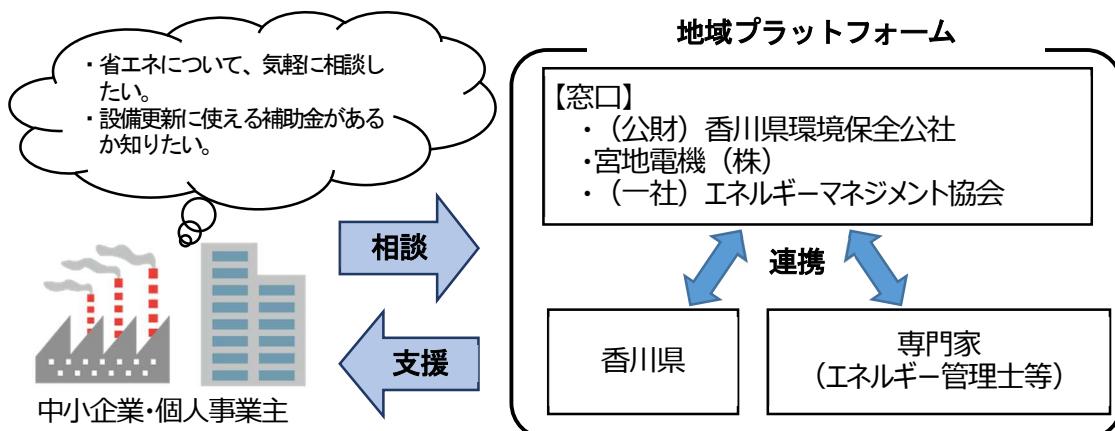
▲県広報誌「THE かがわ」令和6年11月号 挿込みチラシ

## II イ) 市町職員等を対象とした勉強会の開催

地域の脱炭素を促進するため、引き続き市町職員等を対象とした勉強会等を実施し、市町の脱炭素に向けた取組みを支援します。

## II ウ) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業の実施

経済産業省補助事業を活用した地域密着型の省エネ支援団体である「省エネお助け隊」を（公財）香川県環境保全公社、宮地電機（株）及び（一社）エネルギー・マネジメント協会が窓口を設置し、省エネルギーを進めたいと考えている中小企業等に対し、エネルギーの専門家等を派遣し、エネルギー使用の現状把握や課題の洗い出し、省エネルギーの取組みに係る計画策定、設備の運用改善支援および設備更新支援など、段階に応じたきめ細かな支援を行います。



## II エ) ゼロカーボンシフト支援事業

県内事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組みを一層促進するため、金融機関との連携による事業者の環境配慮型の設備投資の促進、専門相談体制の確保を図ります。

### ① 地域E S G（環境配慮型）設備投資促進事業

県内金融機関等とコンソーシアムを組織し、環境配慮型設備投資に係る知見・情報を共有するとともに、県内事業者へ必要な調査・評価を行う専門家派遣を支援します。

### ② 専門相談体制確保事業

（公財）香川県環境保全公社に専門相談窓口を設置し、再エネ、環境配慮型の設備投資、補助金手続等に関する専門相談体制を確保（事案に応じエネルギー管理士等の外部の専門家を派遣）します。

### ③ かがわ脱炭素促進事業者表彰事業

先進的な脱炭素設備の導入や、創意工夫を凝らした省エネの実践等により、CO<sub>2</sub>排出量を削減する優れた取組みを行った事業者を表彰します。

### ④ 脱炭素経営セミナー開催事業

事業活動における脱炭素経営を促進するため、カーボンニュートラルの動向や手法・効果を解説する脱炭素経営セミナーを開催します。

## II オ) 気候変動適応策検討事業

香川県気候変動適応センターにおいて、国立環境研究所との共同研究により、暑さ指数（W B G T）の観測を行い、本県の気象学的特徴を考慮した熱中症予防策の検討につなげるとともに、環境省委託事業を活用し、農業分野をはじめとした地域特有の気候変動影響や適応策に関する情報の収集、整理を行い、小学校における出前講座や、ホームページなどによる情報発信を行っています。

## II カ) かがわエコオフィス推進事業

県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、県有施設におけるE S C O事業を活用した設備改修、照明設備のLED化による施設・設備の省エネルギーの推進、太陽光発電設備整備事業による再生可能エネルギーの導入拡大、新築公共施設のZ E B化など、「かがわエコオフィス計画（第6次）」に沿って、積極的かつ重点的に取組みを進めます。

## II キ) 緑のカーテン普及促進の取組み

令和2年度をもって「かがわ緑のカーテンコンテスト」を廃止し、令和3年度から育成方法等の情報発信を行うとともに、参加者間の情報交換の場としても活用できるよう、「かがわ緑のカーテン」のインスタグラムを運用しています。また、育成者の増加を図る取組みとして、「かがわ緑のカーテン写真展」を開催しています。

さらに、県立図書館と連携した子供向け育成講習会や、各種イベント等におけるパネル展を開催するとともに、コンテスト、育成講習会、パネル展、公共施設における緑のカーテンの設置等を実施する市町と連携して、家庭や公共施設等での緑のカーテンの取組みを促進しています。



▲かがわ緑のカーテン  
Instagram



▲パネル展（市町）



▲育成講習会（市町）

## 6 循環型社会づくり推進等事業

### 《令和7年度の主な取組み》

#### ア) 食品ロスの削減につながるスマート・フードライフの提案

環境負荷を低減し、持続可能な社会へ転換するためには、なるべくごみを出さないようにすることが重要です。日本で年間約472万t発生している食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品であるため、一人ひとりが食べ物を無駄にしないように心掛けることで減らせるものです。

そこで、食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい「スマート・フードライフ」と名付けて、家庭での取組みが進むよう、推進キャラクター「たるる」を活用した広報を行うとともに、出前講座や料理教室、市町での出前イベントなどで直接県民の皆様に積極的な啓発を行っています。

これまでの家庭向けの啓発に加え、令和2年度に創設した「かがわ食品ロス削減協力店制度」や「かがわ食品ロス削減大賞」による優れた取組みの紹介・PRのほか、令和3年度からSNSを活用し、若年層やファミリー層、県内の事業者を主な対象とした情報発信を取り組んでいます。

このほか、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて、必要としている福祉団体や施設などに寄付するフードドライブの情報発信や啓発用物品の貸出しなどによる支援を行っています。

##### **URL** SNS 「3Rかがわ」

- |              |   |
|--------------|---|
| X (旧Twitter) | : <a href="https://x.com/3R_kagawa/">https://x.com/3R_kagawa/</a>                         |
| Facebook     | : <a href="https://www.facebook.com/3Rkagawa/">https://www.facebook.com/3Rkagawa/</a>     |
| Instagram    | : <a href="https://www.instagram.com/3r_kagawa/">https://www.instagram.com/3r_kagawa/</a> |



▲香川県食品ロス削減推進キャラクター  
「たるる」

#### イ) プラスチックごみの削減

プラスチックは、私たちの生活に欠かせない素材である一方で、地球規模の資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題など、SDGs（持続可能な開発目標）でも対応が求められている国際的な課題です。

これらの課題を解決するためには、使い捨てプラスチックの過剰な使用の削減や代替素材への転換などによる発生抑制（リデュース）、プラスチック使用製品などのリユース、リサイクルに向けた事業者の主体的な取組みとともに、消費者のライフスタイルの変革を促すことが必要です。

そのため、事業者の取組みを促すとともに、県民一人ひとりのプラスチックごみ減量化への意識向上を図るために、令和3年度に創設した「かがわプラスチック・スマートショップ」認定制度や、令和5年度に創設した「かがわプラスチック・スマート大賞」による優れた取組みの紹介を通じて、プラスチックごみの削減に取り組んでいる小売店や飲食店などのPRに加えて、日常生活での消費活動を通じた効果的な啓発ができるように各登録店舗への支援に取り組みます。



▲「かがわプラスチック・スマート  
ショップ」ロゴ

#### ウ) 災害廃棄物処理体制の充実・強化

東日本大震災以降も激甚な災害が全国で発生しており、南海トラフを震源とする地震についても、今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上と、いつ発生してもおかしくない状況にあり、こうした大規模災害発生時においては、迅速かつ適切な災害対応が求められています。

災害の都度、災害廃棄物の処理が課題となる中、初動体制を確立し、対応力向上を図るため、県、市町、一部事務組合で構成する「香川県災害廃棄物対策連絡協議会」において、仮置場の設置・運営に係る研修や実地訓練を行い、県、市町、一部事務組合、災害廃棄物処理等に関する協定締結団体との連携体制の充実・強化を図ります。

また、国や四国4県等で構成する「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」において、広域で連携した災害廃棄物対策事業に取り組みます。



▲災害廃棄物処理広域訓練（実地訓練）

## 7 産業廃棄物処理対策事業

### 《令和7年度の主な取組み》

#### ア) 不法投棄や野外焼却対策の強化

大規模な不法投棄などは減少しているものの、河川、海岸、山間などへの不法投棄や野外焼却は依然として後を絶たない状況にあり、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、市町や関係機関と連携し、不法投棄や野外焼却に対する監視指導などを充実させる必要があります。

そこで、循環型社会推進課と県内4地域の出先事務所に設置した指導監視機動班を中心に、廃棄物処理業者や不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの合同パトロールや、不法投棄が行われやすい夜間や休日のパトロールを実施し、不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。

また、廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、不法投棄の早期発見を目的とした協定を民間団体と締結し、「不法投棄監視中」のステッカーを車両に貼り付けて走行してもらうなど、不法投棄防止のためのさまざまな取組みを進めます。

さらに、市町や県警察など関係機関との連携を密にして、不適正事案の早期発見・早期対応を図ります。

#### イ) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物については、「香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って、関係行政機関やPCB廃棄物処理業者などと連携しながら、保管事業者等に対し、適切な保管や処分期間内の処分の徹底を推進します。

また、PCB廃棄物の保管や処分に係る届出状況を的確に把握し、公表するとともに、パンフレットやホームページなどを活用して、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及や意識の向上を図ります。

## 8 生物多様性保全事業

### 《令和7年度の主な取組み》

令和2年度に作成した「香川県レッドデータブック 2021」と令和3年度に改訂した「香川県侵略的外来種リスト」の調査結果に基づく生物多様性保全活動を推進します。

また、香川の貴重な標本等を展示する企画展を開催し、生物多様性の保全に関する普及啓発を行います。

## ア) 生物多様性保全活動の推進

香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。

### イ) 侵略的外来種防除対策指針の作成

香川県侵略的外来種リスト掲載種のうち、総合的に対策が必要と判断された種について、現地調査および過去の文献調査結果等や優先度を踏まえて、種別に防除対策指針を作成します。

### ウ) まちかど生き物標本展およびフィールド講座の開催

香川の子どもたちに、地域の身近な生き物や自然の素晴らしさや面白さに気づく機会を設け、自然や生物の多様性を守っていくことの大切さを認識してもらうことを目的に開催します。

「まちかど生き物標本展」は、令和7年3月に自然共生サイトに認定された公渕森林公園に代表される香川の里地里山の生き物の多様性や、身近な環境の変化を伝える展示を展開します。3回のうち1回を7月にサンメッセ香川で開催した環境学習会を会場とし、標本展と併せてワークショップを開催し、来場者に生き物の多様性を学ぶ機会とし、残りの2回は飯山総合学習センター及び香川県立文書館で開催します。

また、「フィールド講座」は、国により「自然共生サイト」(※)に認定された公渕森林公園の自然や生き物に触れる体験を通して、里山の環境や命のつながりの大切さを学んでもらうため、「いきものの暮らしと環境」をテーマに、公渕森林公園内で開催します。



▲まちかど生き物標本展



▲フィールド講座

#### ※自然共生サイトとは

生物多様性の価値が国に認められている場所のことである。

## 9 野生鳥獣総合対策事業

近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣において、急速な生息数の増加と生息範囲の拡大が生じており、生活環境、農林水産業および生態系に係る被害が深刻な状況にあります。特に、イノシシについては、農作物被害のみならず、市街地周辺への出没が多発し、人身被害等が発生するなど状況が深刻化しています。

そこで、野生鳥獣による生活環境被害や農林業被害に総合的に対処するため、市町が実施する市街地周辺での侵入防止柵の設置等の支援に加え、市街地等に出没するイノシシについて、市町の要望に基づいた県の捕獲事業を実施するほか、将来にわたって捕獲の担い手を確保するための人材育成事業等を実施しています。



▲イノシシ

### 《令和7年度の主な取組み》

#### ア) 有害鳥獣総合対策事業

有害鳥獣による生活環境および農林業被害を防止するとともに、イノシシ等の市街地への侵入を防止するため、市町が実施する市街地周辺での捕獲や侵入防止柵の設置、捕獲資機材の整備の支援を行います。

#### イ) アライグマ・ヌートリア等防除支援事業

平成22年度より特定外来生物であるアライグマやヌートリア等の生息範囲の拡大や被害の甚大化を防止するため、防除実施主体である市町に対し、捕獲・個体処分等に要する経費の支援を行うほか、防除従事者養成講習会を開催します。

#### ウ) 特定鳥獣等個体群管理推進事業

令和4年3月に策定した、令和9年3月末までの5年間を計画期間とする「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、市町が実施する有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない島しょ部において、県の捕獲事業を重点的に実施するほか、将来にわたって捕獲の担い手を確保するため、人材育成事業等を実施します。

##### ① 指定管理鳥獣捕獲等推進事業

市町が実施する有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない島しょ部において、県の捕獲事業を重点的に実施します。

##### ② 狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業

捕獲活動の担い手である狩猟者を確保・育成するため、狩猟に興味のある若者等を対象に狩猟の魅力を感じできる狩猟フィールド体験入門講座の実施や、狩猟初心者等を対象としたイノシシ捕獲技術講習会を実施します。

## 10 森林整備担い手育成確保対策事業

### 《令和7年度の主な取組み》

森林整備の担い手を育成・確保するため、農業大学校の「林業・造園緑化コース」を運営するとともに、県、市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」において、林業事業体に対して支援等を行うなど、総合的な担い手育成・確保策を推進します。

#### ア) 林業人材育成事業

農業大学校の「林業・造園緑化コース」を運営し、林業への就業希望者の裾野を広げ、継続的な森林整備の担い手の育成・確保に取り組みます。

#### イ) かがわの森林を守り育てる人づくり事業

森林整備を担う人材を育成・確保するため、県、市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」において、県と市町に配分される森林環境譲与税等を活用し、森林組合等の林業事業体に対して担い手対策に必要な支援等を行います。

## 11 治山・林道・造林事業

### 《令和7年度の主な取組み》

山地災害の未然防止・軽減や水源のかん養、生活環境の保全を図るため、山地災害危険地区における治山施設の整備等に取り組むとともに、森林施業の効率化及び山村地域の振興を図るため、林道の整備を推進します。また、水源かん養や県土保全をはじめ、木材生産、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的な機能の維持・向上や里山の再生を図るため、造林事業により森林所有者等による植栽、間伐等の森林整備を促進します。

#### ア) 治山事業

台風などの風水害の頻発化・激甚化も懸念されるなか、危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めています。また、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などにも取り組んでいます。

#### イ) 林道事業

県では、中讃南部地域の路網整備の幹線として、林道琴南財田線の整備等を行っています。また、市町が実施する林道の開設・改良・舗装等に要する経費に対し補助を行い、林道の整備を推進しています。

#### ウ) 造林事業

国庫補助造林事業や離島振興造林事業により、植栽、除間伐等の森林整備に取り組む森林所有者等を支援するとともに、森林・竹林整備緊急対策事業により、国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備や放置竹林対策、ナラ枯れ対策、間伐材の搬出等に取り組む森林所有者等を支援しています。

## 12 県産木材の供給と利用促進事業

### 《令和7年度の主な取組み》

第41回全国育樹祭の開催を契機に制定された、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」が平成30年4月から施行されました。

そこで、関係者と連携して県産木材の安定供給に向けた取組みを推進するとともに、県産木材の認知度を高め、利用を一層促進するため、さまざまな施策を実施しています。

#### ア) 県産木材供給促進事業

県産木材の供給を促進するため、搬出間伐への補助率を上げて、間伐材の搬出を支援しており、令和4年から60年生を超える人工林の搬出間伐についても支援をしています。また、ヒノキ等の花粉発生源対策として、花粉の少ない苗木の生産量を拡大する必要があるため、森林センター内の採種園の拡充や適切な維持管理に努めることとしています。



#### イ) 県産木材利用促進事業

##### ① かがわ県産ひのき住宅助成事業

県産木材の民間住宅での利用を進めるため、県産ヒノキ材を利用した住宅の施主に対して、その利用量に応じて、購入経費の一部を補助しています。

##### ② 木とふれあう空間整備支援事業

民間施設での県産木材の利用を進めるため、飲食店や病院などの施設で県産木材を利用した場合、200万円を上限に、県産木材の購入経費の1/2を補助しています。

## 13 大気・水環境保全事業

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が設定されており、法令に基づき、本県の環境状況を常時監視してホームページ等で情報提供するとともに、工場・事業場等に対する排出規制を行っています。

### 《令和7年度の主な取組み》

大気環境の保全では、光化学オキシダントによる健康被害を未然に防止するため、監視・連絡体制を強化した夏期対策を実施しており、一定の濃度レベルに達した場合には、予報・注意報等を発令しています。また、石綿が使用された建築物等の解体が令和10年頃にピークを迎えると言われており、建築物解体等に伴う石綿の飛散防止について、大気汚染防止法に基づく規制を行っています。

水環境の保全では、水質汚濁の防止を図る観点から、河川や海域において水質の常時監視を実施しています。また、総量削減計画に基づく水質汚濁物質の削減、令和6年3月に策定した「香川県栄養塩類管理計画」を運用しています。

#### ア) 青い空保全推進事業

大気汚染防止法に基づき、県内19地点に常時監視測定期局を設置し、大気の汚染の状況を把握・公表するとともに、工場・事業場に対する指導監視を行っています。

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、予報・注意報等を発令し、県民へ迅速に周知するとともに、協力工場に対して、施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、汚染濃度の低減に努めます。

#### イ) 石綿対策推進事業

大気汚染防止法では、一定規模以上の解体等工事における事前調査結果の報告や作業基準の遵守等を義務付けており、建築物については令和5年10月から、工作物の一部については令和8年1月から、「必要な知識を有する者」が事前調査を実施する必要があることから、関係事業者への周知・指導を行っています。また、災害発生時には、石綿含有建築材料を使用した建築物等の倒壊・損壊等による石綿飛散・ばく露のおそれがあることから、石綿の大気中濃度の測定（環境モニタリング）等に必要な資機材を平時から備えておきます。

#### ウ) 濑戸内海水質保全対策事業

水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を作成し、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、常時監視を行うとともに、工場・事業場に対する指導監視を行っています。

閉鎖性海域である瀬戸内海の水質保全対策を推進するため、第9次総量削減計画を策定し、引き続き、化学的酸素要求量（COD）や窒素、りんの削減に取り組みます。

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正で、「栄養塩類管理制度」が新たに創設されたことから、瀬戸内海全体の水質を管理する水質総量削減制度との調和・両立や、本県の漁業形態等を考慮した適用方法などについて、国や関係者等と十分に調整し、令和6年3月に栄養塩類管理計画を策定、運用を開始しています。

## 【 卷 末 資 料 】

### ① 調査・研究等の推進

### ② 各種基準・資料

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| <2-1>大気汚染に係る環境基準               | <2-15>「振動規制法」に基づく規制基準          |
| <2-2>主な大気汚染物質の規制の概要            | <2-16>「悪臭防止法」に基づく規制基準          |
| <2-3>香川県大気汚染緊急時対策要綱の概要         | <2-17>土壤の汚染に係る環境基準             |
| <2-4>水質汚濁に係る環境基準               | <2-18>「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準 |
| <2-5>地下水の水質汚濁に係る環境基準           | <2-19>「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準 |
| <2-6>公共用水域の環境基準の類型の指定状況        | <2-20>公害苦情の経年変化                |
| <2-7>「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（一律排水基準） | <2-21>天然記念物の指定状況               |
| <2-8>生活排水処理施設の普及状況             | <2-22>県自然記念物の指定状況              |
| <2-9>公共下水道の整備状況                | <2-23>香川の保存木の指定状況              |
| <2-10>農業集落排水施設の整備状況            | <2-24>県自然海浜保全地区の指定状況           |
| <2-11>漁業集落排水施設の整備状況            | <2-25>緑化推進地域の指定状況              |
| <2-12>騒音に係る環境基準                | <2-26>所有形態別森林面積の状況             |
| <2-13>航空機騒音に係る環境基準             | <2-27>森林資源の状況（民有林）             |
| <2-14>「騒音規制法」に基づく規制基準          |                                |

### ③ 環境行政体制

### ④ 香川県における環境行政のあゆみ

# 巻末資料

## ① 調査・研究等の推進

### ◎具体的な取組み

#### 1 環境保健研究センター

環境保健研究センターでは、環境汚染の状況や影響の把握など環境保全対策の推進に必要な科学的知見を得るための調査・研究を行っています。

令和6年度に行った調査・研究は、下記のとおりです。

**調査・研究一覧（令和6年度）**

| テ　ー　マ |   | 概　　要   |
|-------|---|--|
| 1     | 化学物質環境実態調査                                    | 化学物質審査規制法指定化学物質やP R T R制度の候補物質、非意図的生成物質、環境リスク評価および社会的要因から必要とする物質等の環境残留状況を把握するため、高松港における水質・底質・生物および高松市内における大気の汚染状況を実態調査した。                          |
| 2     | 「海の活力」に関する研究                                  | 生物の活動に伴い、色々な化学物質が水中に放出されている。これらを測定することによる「海の活力」の量的な把握を試みた。   |
| 3     | ニッポンバラタナゴの遺伝子解析<br>—ニッポンバラタナゴ香川個体群の遺伝子モニタリング— | ニッポンバラタナゴとタイリクバラタナゴは、外見からの識別は困難なことから、遺伝子解析により両亜種の判別を行っている。香川個体群の遺伝子モニタリング調査を実施した。  |
| 4     | 小規模事業場における排水処理に関する研究                          | 小規模な食品工場から生じる廃水について水温、負荷濃度等を変えて嫌気性処理（嫌気ろ床）を行った汚泥の菌叢解析を行い、処理に寄与する菌叢について解析した。また、オリーブ新漬け廃水の脱色・中和処理について、還元剤とキレート剤を用いる新たな処理方法を開発し、実証試験において有効であることを確認した。 |
| 5     | 府中湖水質浄化対策手法の検討                                | 府中湖水質浄化対策手法として、有機汚濁を除去するろ過材の設置や二枚貝等による水質浄化効果についてラボおよびフィールド試験を実施し、導入効果を検証した。  |
| 6     | 環境放射能水準調査                                     | 放射能の影響の正確な評価に資するため、日常一般生活に関係する環境試料を対象に放射能調査を実施した。  |
| 7     | 閉鎖性海域におけるPM2.5濃度上昇要因の分析                       | 瀬戸内海などの閉鎖性海域は、他の地域に比べPM2.5の年平均濃度が高い傾向にある。本研究では、これらの地域の地理的要因に着目し、濃度が上昇しやすい原因について調査を行った。   |
| 8     | 大気中のP R T R届出物質の迅速調査法の確立                      | 県内の事業所で火災などの災害により有害な気体が発生した際、周辺住民の避難の要否を判断する材料とするため、P R T R情報を探査法について、迅速な調査方法について検討した。   |

| テ　一　マ |  | 概　　要  |
|-------|--|---|
| 9     | 温室効果ガスのモニタリング調査                          | 地球温暖化に影響を及ぼすとされている温室効果ガスとして、二酸化炭素・メタン・フロン等が知られている。これらのうち、特にフロン類について、県内での大気中濃度のモニタリングを行い、本県における温室効果ガス濃度を把握した。  |
| 10    | 環境ストレスによる植物影響評価およびモニタリングに関する研究           | 国立環境研究所と地方環境研究所等の共同研究（II型共同研究）日本では多くの大気汚染問題が改善されてきたが、光化学オキシダントについては未だ改善に至っておらず、人間の健康はもとより、樹木や農作物等植物への深刻な悪影響が強く懸念されている。そこで、国内各地におけるオゾン等のストレスによる植物影響を遺伝子発現解析や植物被害調査により、評価・解析した。   |
| 11    | 植物残渣の堆肥化における最適条件の解明                      | 香川県試験研究機関共同研究（農業試験場）栽培温室では生産性向上のため、石油を燃やしてCO <sub>2</sub> 施用を行っているが、栽培中に発生する古葉などの植物残渣を堆肥化させ、発生するCO <sub>2</sub> を植物に施用することで、エネルギー効率の改善やCO <sub>2</sub> 排出量を削減する方法を検討している。環境保健研究センターは、堆肥化の過程で発生する悪臭の成分や臭気強度の調査、活性炭による除去効果について調査した。 |
| 12    | 砂浜からのプラスチックの回収・分離方法に関する研究                | 回収が困難であるため対策が遅れているマイクロプラスチックについて、磁力・風力・分級などを用いて、砂浜からの回収・分離方法について検討を行った。   |
| 13    | 生活圏域から排出されたマイクロプラスチックの河川等での実態に関する研究      | 香川県試験研究機関共同研究（産業技術センター、水産試験場）生活圏域から排出されたマイクロプラスチックの実態を把握するため、河川部から沿岸部にかけて存在するマイクロプラスチックの数やサイズの分布について調査を行った。また、ナイルレッド染色法を用いた簡易な同定手法についての検討を行った。  |
| 14    | 香川県内井戸の飲料水水質検査結果に関する考察および災害時の活用について      | 当所で検査を行った井戸水の飲料水水質検査について、基準超過項目の傾向を探るとともに、基準超過しやすい項目について、簡易なろ過装置を試作し、浄化効果の検討を行った。   |
| 15    | 香川県内井戸の水温と水質の相関に関する調査研究                  | 県内の井戸の水質調査を実施し、地下水の地域における特徴や変動傾向の把握を行った。  |
| 16    | 連携プラットフォームを活用した環境流出マイクロプラスチックの発生抑制に関する研究 | 国立環境研究所と地方環境研究所等の共同研究（II型共同研究）国立環境研究所・地環研連携プラットフォームを軸に、マイクロプラスチック調査方法の共通化と実態把握調査を行った。   |
| 17    | 香川県の河川等における水温の長期変動傾向について                 | 香川県の河川の特徴を踏まえた気温上昇に伴う水温、水質への影響を検討するため、過去の水温や溶存酸素量、水素イオン濃度等の測定データを解析し、長期変動傾向を把握した。併せて、長期変動傾向から、気温上昇に伴う将来の河川水温の上昇を予測し、水温上昇による水質の変化や生態系への影響等についても検討した。   |

| テ　一　マ |                         | 概　　要  |
|-------|-------------------------|---|
| 18    | 気候変動による暑熱・健康等への影響に関する研究 | 気候変動適応に関する地域気候変動適応センター等と国立環境研究所との共同研究<br>近年、気候変動に伴うリスクの増大が危惧されており、このリスクに適切に対応するためには、気象学的特徴を把握する必要がある。そこで、WBGT計を用いた試験的な観測を実施して、データ収集を行うとともに、気象観測およびリスクデータ等を活用したリスクの分析手法（影響評価モデル）の検討を行った。 |

## 2 森林センター

森林における病害虫等の被害に的確に対応するため、被害の発生情報の収集・調査などを行いました。また、第二世代抵抗性クロマツの接種試験、スギ・ヒノキの特定母樹コンテナ苗の現地適応化試験、スギ・ヒノキ特定母樹ミニチュア採種園における雄花着生及び種子生産性についての特性調査などに取り組みました。

令和6年度に行った調査・研究は、下記のとおりです。

調査・研究一覧（令和6年度）

| テ　一　マ |                                   | 概　　要  |
|-------|-----------------------------------|---|
| 1     | マツノマダラカミキリの発生消長調査                 | 松くい虫被害の適期防除のため、マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリの発生時期や発生頭数のピークなどを調査した。  |
| 2     | 雨水の酸性度および電気伝導率の測定                 | 環境変動の資料とするため、雨水を採取し、酸性度と電気伝導率を測定した。   |
| 3     | 特定母樹コンテナ苗の現地適応化試験                 | 森林整備の低コスト化を図るため、初期成長が大きいことが期待されている特定母樹スギ・ヒノキのコンテナ苗の成長特性等の知見を得るために、高松市塩江町及び仲多度郡まんのう町に造林実証試験地を設定し、現地への適応性や成長特性等のデータを収集した。 |
| 4     | スギ・ヒノキミニチュア採種園等の造成管理技術の確立に向けた共同試験 | スギ・ヒノキ特定母樹のミニチュア採種園において、造成管理技術の確立に資するため、林木育種センター関西育種場と共同で、雄花着生及び種子生産性についての特性調査を行った。                                     |
| 5     | 第二世代抵抗性クロマツの接種試験                  | 第二世代抵抗性クロマツ（合志系統）の抵抗性評価を目的として、育苗3年目の苗木にマツノザイセンチュウを接種し、生存率および健全率を調査した。   |

## ② 各種基準・資料（令和7年3月31日現在）

### <2-1>大気汚染に係る環境基準〔環境管理課〕

#### ○二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質

| 物質        | 環境上の条件  |
|-----------|---|
| 二酸化硫黄     | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。                                |
| 二酸化窒素     | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。                               |
| 一酸化炭素     | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。                            |
| 浮遊粒子状物質   | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。  |
| 微小粒子状物質   | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。         |

〔備考〕 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### ○ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタン

| 物質         | 環境上の条件                                |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |

〔備考〕 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※他に大気汚染に係る環境基準として、ダイオキシン類が定められています。（<2-18>参照）

### <2-2>主な大気汚染物質の規制の概要〔環境管理課〕

| 物質名              | 規制の方式と概要  |
|------------------|---|
| ばい煙<br>い<br>有害物質 | 1) 排出口の高さ(He)および地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定<br>許容排出量(N m <sup>3</sup> /h) = K × 10 <sup>-3</sup> × He <sup>2</sup><br>2) 季節による燃料使用基準<br>燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(本県は対象地域なし)<br>3) 総量規制<br>総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(本県は対象地域なし) |
|                  | ばいじん 施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/N m <sup>3</sup>  |
|                  | カドミウム、カドミウム化合物 施設ごとの排出基準 1.0mg/N m <sup>3</sup>   |
|                  | 塩素、塩化水素 施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/N m <sup>3</sup> , 塩化水素: 80, 700mg/N m <sup>3</sup>  |
|                  | ふつ素、ふつ化水素等 施設ごとの排出基準 1.0~20mg/N m <sup>3</sup>  |
|                  | 鉛、鉛化合物 施設ごとの排出基準 10~30mg/N m <sup>3</sup>   |
| 窒素酸化物            | 1) 施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm<br>2) 総量規制<br>総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(本県は対象地域なし)   |

## <2-3>香川県大気汚染緊急時対策要綱の概要【環境管理課】

### (1) 対象地域、対象物質

| 対象地域 | 地 域 の 範 囲                            | 対象物質                                   |
|------|--------------------------------------|--|
| 小豆地域 | 土庄町、小豆島町                             |  |
| 東讃地域 | さぬき市、東かがわ市、三木町                       |  |
| 中讃地域 | 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町 | 硫黄酸化物<br>浮遊粒子状物質<br>二酸化窒素<br>光化学オキシダント |
| 西讃地域 | 観音寺市、三豊市                             | 一酸化炭素                                  |
| 高松地域 | 高松市                                  |  |
| 直島地域 | 直島町                                  |  |

### (2) 光化学オキシダント緊急時等の発令

| 発令区分 | 発令条件   | 発令基準                        | 措置   |
|------|--|-----------------------------|--|
| 予報   | 気象条件等により、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められるとき   | 1時間値 0.10ppm以上である汚染状態になったとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力工場に対し、当該ばい煙発生施設（以下「当該施設」という。）の燃料もしくは、熱源としての電気の通常使用量（以下「通常使用量」という。）の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。</li> <li>VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。</li> </ul>      |
| 注意報  | 大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき       | 1時間値 0.12ppm以上である汚染状態になったとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。</li> <li>VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。</li> <li>自動車使用者または運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。</li> </ul>     |
| 警報   | 大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき             | 1時間値 0.24ppm以上である汚染状態になったとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の30%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。</li> <li>VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。</li> <li>自動車使用者または運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。</li> </ul>     |
| 重大警報 | 気象状況の影響により、大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染が継続すると認められるとき | 1時間値 0.4ppm以上である汚染状態になったとき  | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力工場および大口排出工場に対し、燃料等の通常使用量の40%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。</li> <li>VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物濃度の減少又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限について命令を行う。</li> <li>公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。</li> </ul> |

## <2-4>水質汚濁に係る環境基準〔環境管理課〕

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目               | 基 準 値         | 項目               | 基 準 値        |
|------------------|---------------|------------------|--------------|
| カドミウム            | 0.003mg/L 以下  | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下     |
| 全シアン             | 検出されないこと      | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛                | 0.01mg/L 以下   | トリクロロエチレン        | 0.01mg/L 以下  |
| 六価クロム            | 0.02mg/L 以下   | テトラクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下  |
| ひ素               | 0.01mg/L 以下   | 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀              | 0.0005mg/L 以下 | チウラム             | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀           | 検出されないこと      | シマジン             | 0.003mg/L 以下 |
| P C B            | 検出されないこと      | チオベンカルブ          | 0.02mg/L 以下  |
| ジクロロメタン          | 0.02mg/L 以下   | ベンゼン             | 0.01mg/L 以下  |
| 四塩化炭素            | 0.002mg/L 以下  | セレン              | 0.01mg/L 以下  |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  | 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下    |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下    | ふつ素              | 0.8mg/L 以下   |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   | ほう素              | 1mg/L 以下     |
|                  |               | 1, 4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下 |

[備考] 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 海域については、ふつ素およびほう素の基準値は適用しない。

### (2) 生活環境の保全に関する環境基準

#### ○河川（湖沼を除く。）

| 類型  | 水素イオン濃度<br>(p H) | 生物学的酸素要求量<br>(B O D) | 浮遊物質量<br>(S S)  | 溶存酸素量<br>(D O) | 大腸菌数               |
|-----|------------------|----------------------|-----------------|----------------|--------------------|
| A A | 6.5 以上 8.5 以下    | 1mg/L 以下             | 25mg/L 以下       | 7.5mg/L 以上     | 20CFU/100mL 以下     |
| A   | 6.5 以上 8.5 以下    | 2mg/L 以下             | 25mg/L 以下       | 7.5mg/L 以上     | 300CFU/100mL 以下    |
| B   | 6.5 以上 8.5 以下    | 3mg/L 以下             | 25mg/L 以下       | 5mg/L 以上       | 1, 000CFU/100mL 以下 |
| C   | 6.5 以上 8.5 以下    | 5mg/L 以下             | 50mg/L 以下       | 5mg/L 以上       | —                  |
| D   | 6.0 以上 8.5 以下    | 8mg/L 以下             | 100mg/L 以下      | 2mg/L 以上       | —                  |
| E   | 6.0 以上 8.5 以下    | 10mg/L 以下            | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L 以上       | —                  |

[備考] 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2 農業用利水点については、p H 6.0 以上 7.5 以下、D O 5mg/L 以上とする。

| 類型     | 全 亜 鉛       | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
|--------|-------------|---------------|----------------------|
| 生物 A   | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L 以下          |
| 生物 特 A | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下          |
| 生物 B   | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L 以下          |
| 生物 特 B | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.04mg/L 以下          |

[備考] 基準値は、年間平均値とする。

#### ○湖沼（県内に湖沼の環境基準当てはめ水域がないため、省略）

## ○海域

| 類型   | 水素イオン濃度<br>(pH) | 化学的酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数           | n-ヘキサン抽出物質 |
|--|-----------------|-------------------|---------------|----------------|------------|
| A  | 7.8以上8.3以下      | 2mg/L以下           | 7.5mg/L以上     | 300CFU/100mL以下 | 検出されないこと   |
| B  | 7.8以上8.3以下      | 3mg/L以下           | 5mg/L以上       | —              | 検出されないこと   |
| C  | 7.0以上8.3以下      | 8mg/L以下           | 2mg/L以上       | —              | —          |
| 〔備考〕 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。 |                 |                   |               |                |            |

| 類型                 | 全窒素       | 全りん        | 類型  | 全窒素       | 全りん        |
|--------------------|-----------|------------|-----|-----------|------------|
| I                  | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 | III | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| II                 | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 | IV  | 1mg/L以下   | 0.09mg/L以下 |
| 〔備考〕 基準値は年間平均値とする。 |           |            |     |           |            |

| 類型                 | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
|--------------------|------------|--------------|----------------------|
| 生物A                | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下  | 0.01mg/L以下           |
| 生物特A               | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下          |
| 〔備考〕 基準値は年間平均値とする。 |            |              |                      |

| 類型   | 底層溶存酸素量       |
|------|---------------|
| 生物1  | 4.0mg/L以上     |
| 生物2  | 3.0mg/L以上     |
| 生物3  | 2.0mg/L以上     |
| 〔備考〕 | 基準値は日間平均値とする。 |

※他に水質汚濁に係る環境基準として、ダイオキシン類が定められています。(＜2-18＞参照)

## ＜2-5＞地下水の水質汚濁に係る環境基準【環境管理課】

| 項目           | 基準値          | 項目             | 基準値         |
|--------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム        | 0.003mg/L以下  | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下     |
| 全シアン         | 検出されないこと     | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛            | 0.01mg/L以下   | トリクロロエチレン      | 0.01mg/L以下  |
| 六価クロム        | 0.02mg/L以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下  |
| ひ素           | 0.01mg/L以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀          | 0.0005mg/L以下 | チウラム           | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀       | 検出されないこと     | シマジン           | 0.003mg/L以下 |
| P C B        | 検出されないこと     | チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下  |
| ジクロロメタン      | 0.02mg/L以下   | ベンゼン           | 0.01mg/L以下  |
| 四塩化炭素        | 0.002mg/L以下  | セレン            | 0.01mg/L以下  |
| クロロエチレン      | 0.002mg/L以下  | 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエタン  | 0.004mg/L以下  | ふつ素            | 0.8mg/L以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下    | ほう素            | 1mg/L以下     |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L以下  |

## <2-6>公共用水域の環境基準の類型の指定状況〔環境管理課〕

### (1) 河川

| 地区 | 水域（範囲）                        | 該当類型 | 達成期間 | 地区 | 水域（範囲）                                 | 該当類型 | 達成期間 |
|----|-------------------------------|------|------|----|--|------|------|
| 東讃 | 馬宿川（全域）、湊川（全域）、与田川（全域）        | A    | イ    | 中讃 | 青海川（全域）、綾川（全域）、土器川（全域）、金倉川（全域）、弘田川（全域） | A    | イ    |
|    | 津田川（全域）、鴨部川（全域）               |      | ロ    |    | 大東川上流（富士見橋より上流）、桜川（全域）                 |      | ロ    |
|    | 弁天川（全域）、番屋川（全域）               | C    | イ    |    | 大東川下流（富士見橋より下流）、西汐入川（全域）               | C    | イ    |
| 高松 | 香東川上流（岩崎橋より上流）、本津川上流（学校橋より上流） | A    | イ    | 西讃 | 財田川上流（祇園橋より上流）                         | A    | イ    |
|    | 香東川下流（岩崎橋より下流）、本津川下流（学校橋より下流） | B    | イ    |    | 財田川下流（祇園橋より下流）                         | B    | イ    |
|    | 牟礼川（全域）、春日川（全域）、新川（全域）        |      | ロ    |    | 高瀬川（全域）、柞田川（全域）                        | B    | ロ    |
|    | 摺鉢谷川（全域）、詰田川（木太大橋より上流）        | C    | イ    |    | 一の谷川（全域）                               | D    | イ    |
|    | 杣場川（全域）、相引川（全域）               | D    | イ    | 小豆 | 伝法川（殿川合流点より下流（殿川を含む））、安田大川（全域）         | B    | イ    |
|    | 御坊川（全域）                       | E    | ロ    |    |  |      |      |

〔備考〕 1 達成期間の分類は次のとおりとする。  
 イ：直ちに達成  
 ロ：5年以内で可及的速やかに達成  
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

### (2) 海域

#### ○ C O D 等

| 水 域           | 該当類型 | 達 成 期 間            |
|---------------|------|--------------------|
| 東讃海域、備讃瀬戸     | A    | 直ちに達成              |
| 番の州泊地、坂出港、高松港 | B    |                    |
| 詰田川尻          | A    | 5年を超える期間で可及的速やかに達成 |
| 燧灘東部          | A    | 5年以内で可及的速やかに達成     |

#### ○全窒素・全りん

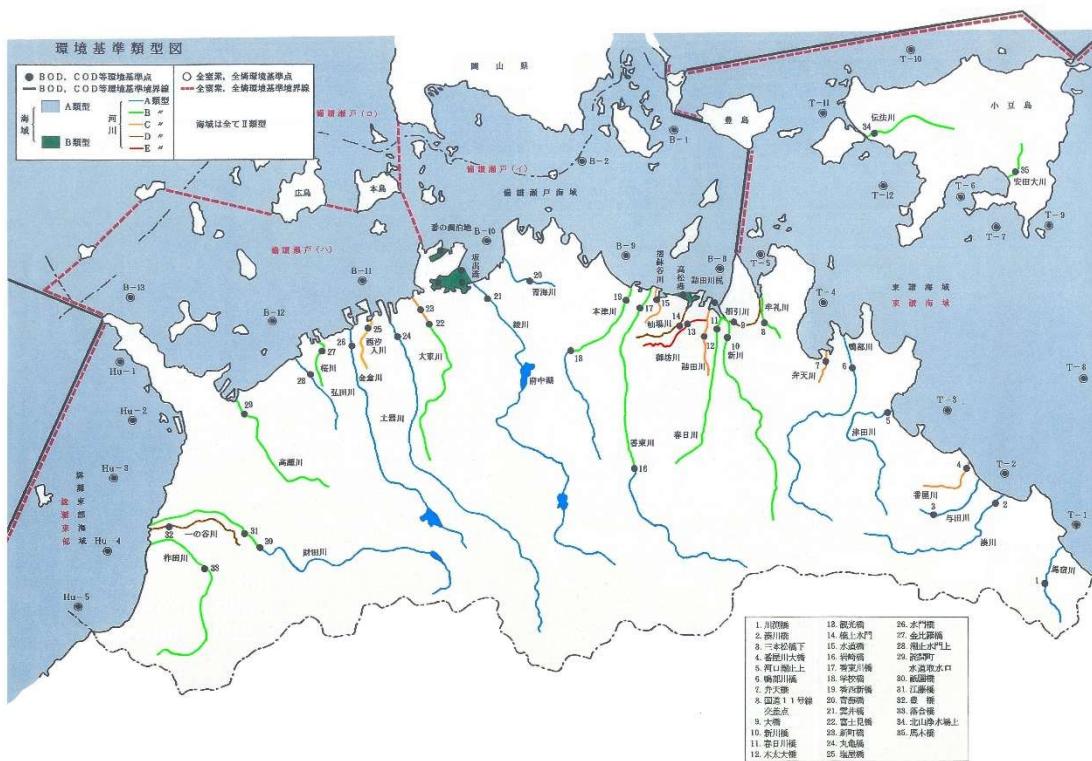
| 水 域                     | 該当類型 | 達 成 期 間 |
|-------------------------|------|---------|
| 東讃海域                    |      |         |
| 備讃瀬戸(イ)、備讃瀬戸(ロ)、備讃瀬戸(ハ) | 海域II | 直ちに達成   |
| 燧灘東部                    |      |         |

#### ○全亜鉛、ノニルフェノール等

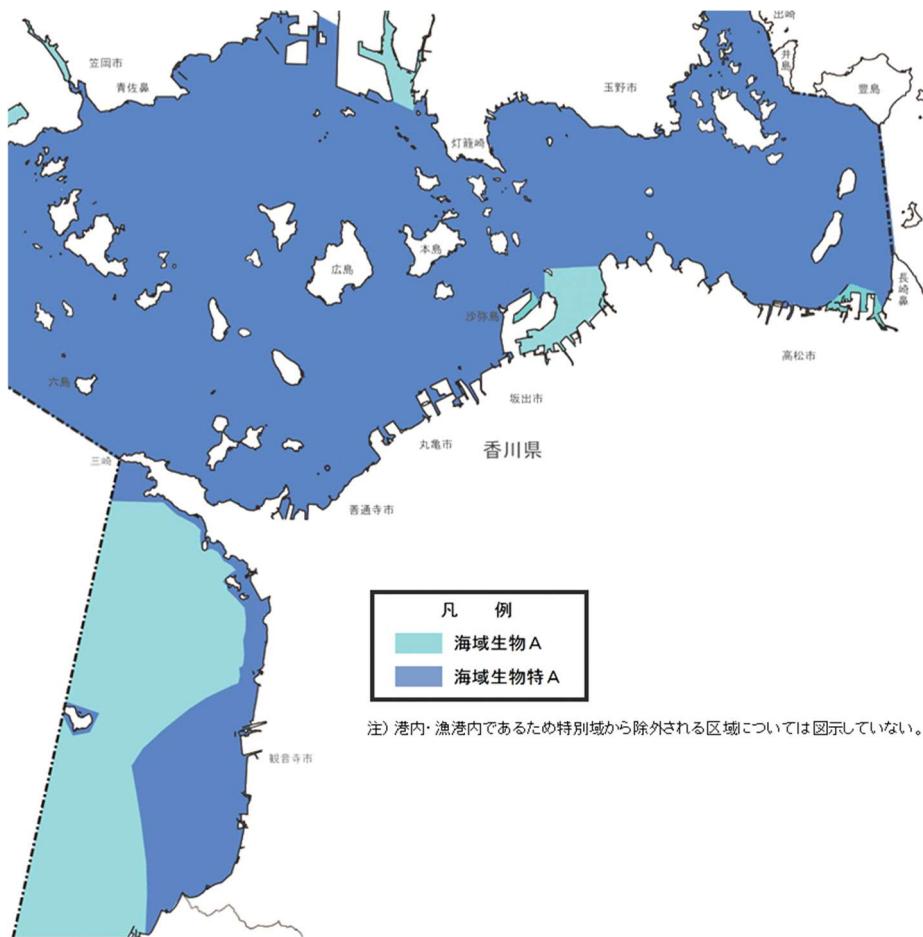
| 水 域                                     | 該当類型   | 達 成 期 間 |
|---|--------|---------|
| 備讃瀬戸（全域。ただし、備讃瀬戸（イ）および備讃瀬戸（ロ）に係る部分を除く。） | 海域生物A  |         |
| 備讃瀬戸(イ)、備讃瀬戸(ロ)                         | 海生生物特A | 直ちに達成   |
| 燧灘東部（全域。ただし、燧灘東部（イ）および燧灘東部（ロ）に係る部分を除く。） | 海域生物A  |         |
| 燧灘東部(イ)、燧灘東部(ロ)                         | 海生生物特A |         |

## 【環境基準類型指定状況図】

OBOD等、COD等、全窒素・全りん



○全亜鉛、ノニルフェノール等



## &lt;2-7&gt; 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（一律排水基準）〔環境管理課〕

## ○有害物質

| 有害物質の種類                                    | 許容限度           | 有害物質の種類                       | 許容限度   |
|--|----------------|-------------------------------|--|
| カドミウム及びその化合物                               | カドミウム 0.03mg/L | 1, 3-ジクロロプロパン                 | 0.02mg/L   |
| シアノ化合物                                     | シアノ 1mg/L      | チウラム                          | 0.06mg/L   |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） | 1mg/L          | シマジン                          | 0.03mg/L   |
|  |                | チオベンカルブ                       | 0.2mg/L  |
|  |                | ベンゼン                          | 0.1mg/L  |
| 鉛及びその化合物                                   | 鉛 0.1mg/L      | セレン及びその化合物                    | セレン 0.1mg/L  |
| 六価クロム化合物                                   | 六価クロム 0.2mg/L  | ほう素及びその化合物                    | 海域に排出されるもの<br>ほう素 230mg/L                                    |
| ひ素及びその化合物                                  | ひ素 0.1mg/L     |                               | 海域以外の公共用水域<br>に排出されるもの<br>ほう素 10mg/L                         |
| 水銀及びアルキル水銀その他<br>の水銀化合物                    | 水銀 0.005mg/L   |                               |  |
| アルキル水銀化合物                                  | 検出されないこと       |                               |  |
| ポリ塩化ビフェニル                                  | 0.003mg/L      | ふつ素及びその化合物                    | 海域に排出されるもの<br>ふつ素 15mg/L                                     |
| トリクロロエチレン                                  | 0.1mg/L        |                               | 海域以外の公共用水域<br>に排出されるもの<br>ふつ素 8 mg/L                         |
| テトラクロロエチレン                                 | 0.1mg/L        |                               |  |
| ジクロロメタン                                    | 0.2mg/L        |                               |  |
| 四塩化炭素                                      | 0.02mg/L       | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に<br>0.4 を乗じたもの、亜<br>硝酸性窒素及び硝酸性<br>窒素の合計量<br>100mg/L |
| 1, 2-ジクロロエタン                               | 0.04mg/L       |                               |  |
| 1, 1-ジクロロエチレン                              | 1mg/L          |                               |  |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン                           | 0.4mg/L        |                               |  |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン                           | 3mg/L          |                               |  |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン                           | 0.06mg/L       | 1, 4-ジオキサン                    | 0.5mg/L  |

〔備考〕 ひ素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（「温泉法」（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

## ○生活環境項目等

| 項目                              | 許容限度   | 項目         | 許容限度                            |
|---------------------------------|--|------------|---------------------------------|
| 水素イオン濃度                         | 海域に排出されるもの<br>5.0 以上 9.0 以下<br>海域以外の公共用海域<br>に排出されるもの<br>5.8 以上 8.6 以下 | フェノール類含有量  | 5mg/L                           |
|                                 |  | 銅含有量       | 3mg/L                           |
|                                 |  | 亜鉛含有量      | 2mg/L                           |
|                                 |  | 溶解性鉄含有量    | 10mg/L                          |
| 生物化学的酸素要求量                      | 160mg/L<br>(日間平均 120mg/L )   | 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L                          |
| 化学的酸素要求量                        | 160mg/L<br>(日間平均 120mg/L )   | クロム含有量     | 2mg/L                           |
| 浮遊物質量                           | 200mg/L<br>(日間平均 150mg/L )   | 大腸菌群数      | 日間平均<br>3,000 個/cm <sup>3</sup> |
| ノルマルヘキサン抽出物質<br>含有量 (鉱油類含有量)    | 5mg/L  | 窒素含有量      | 120mg/L<br>(日間平均 60mg/L )       |
| ノルマルヘキサン抽出物質<br>含有量 (動植物油脂類含有量) | 30mg/L   | りん含有量      | 16mg/L<br>(日間平均 8mg/L )         |

[備考] 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。  
 3 水素イオン濃度および溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。  
 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量およびクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。  
 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用海域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水に限って適用する。  
 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1 L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域およびこれらに流入する公共用海域に排出される排出水に限って適用する。  
 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域およびこれらに流入する公共用海域に排出される排出水に限って適用する。

## &lt;2-8&gt;生活排水処理施設の普及状況【環境管理課】

| 市町名   | 住民基本<br>台帳人口<br>(人) | 汚水処理<br>人<br>口<br>(人) | 汚水処<br>理人口<br>普及率<br>(%) | 下 水 道       |            | 農業・漁業集落排水   |            | 合併処理浄化槽     |            | コミュニティ・プラント |            |
|-------|---------------------|-----------------------|--------------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|       |                     |                       |                          | 普及人口<br>(人) | 普及率<br>(%) | 普及人口<br>(人) | 普及率<br>(%) | 普及人口<br>(人) | 普及率<br>(%) | 普及人口<br>(人) | 普及率<br>(%) |
| 高松市   | 416,120             | 374,174               | 89.9                     | 268,497     | 64.5       | 131         | 0.0        | 105,486     | 25.3       | 60          | 0.0        |
| 丸亀市   | 110,588             | 81,680                | 73.9                     | 48,298      | 43.7       | 2,585       | 2.3        | 30,797      | 27.8       | /0          | /0         |
| 坂出市   | 49,281              | 35,348                | 71.7                     | 14,593      | 29.6       | /0          | /0         | 20,755      | 42.1       | /0          | /0         |
| 善通寺市  | 29,619              | 26,906                | 90.8                     | 17,607      | 59.4       | /0          | /0         | 9,011       | 30.4       | 288         | 1.0        |
| 観音寺市  | 55,957              | 37,871                | 67.7                     | 11,275      | 20.1       | 536         | 1.0        | 26,060      | 46.6       | /0          | /0         |
| さぬき市  | 43,962              | 41,446                | 94.3                     | 23,843      | 54.2       | 2,384       | 5.4        | 15,219      | 34.6       | /0          | /0         |
| 東かがわ市 | 27,088              | 20,722                | 76.5                     | 4,703       | 17.4       | 3,996       | 14.8       | 12,023      | 44.4       | /0          | /0         |
| 三豊市   | 60,093              | 41,080                | 68.4                     | /0          | /0         | 2,297       | 3.8        | 38,783      | 64.5       | /0          | /0         |
| 土庄町   | 12,307              | 6,023                 | 48.9                     | /0          | /0         | 340         | 2.8        | 5,683       | 46.2       | /0          | /0         |
| 小豆島町  | 12,943              | 6,914                 | 53.4                     | /0          | /0         | /0          | /0         | 6,914       | 53.4       | /0          | /0         |
| 三木町   | 26,807              | 19,097                | 71.2                     | 7,896       | 29.5       | 518         | 1.9        | 10,683      | 39.9       | /0          | /0         |
| 直島町   | 2,887               | 2,859                 | 99.0                     | 2,705       | 93.7       | /0          | /0         | 154         | 5.3        | /0          | /0         |
| 宇多津町  | 18,220              | 18,130                | 99.5                     | 15,921      | 87.4       | /0          | /0         | 2,209       | 12.1       | /0          | /0         |
| 綾川町   | 22,801              | 20,345                | 89.2                     | 8,997       | 39.5       | 84          | 0.4        | 11,264      | 49.4       | /0          | /0         |
| 琴平町   | 8,096               | 6,930                 | 85.6                     | 3,804       | 47.0       | /0          | /0         | 3,126       | 38.6       | /0          | /0         |
| 多度津町  | 21,726              | 17,855                | 82.2                     | 13,036      | 60.0       | /0          | /0         | 4,819       | 22.2       | /0          | /0         |
| まんのう町 | 17,014              | 13,777                | 81.0                     | 2,632       | 15.5       | 460         | 2.7        | 10,685      | 62.8       | /0          | /0         |
| 県 計   | 935,509             | 771,157               | 82.4                     | 443,807     | 47.4       | 13,331      | 1.4        | 313,671     | 33.5       | 348         | 0.04       |

## &lt;2-9&gt;公共下水道の整備状況【下水道課】

| 市町名   | 全体計画区域<br>(ha) | 整備済面積<br>(ha) | 整備率<br>(%) | 下水道全体計<br>画区域内人口<br>a (人) | 供用開始公示<br>済区域内人口<br>b (人) | b / a (%) |
|-------|----------------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 高松市   | 7,896.5        | 5,511.7       | 69.8       | 289,950                   | 268,497                   | 92.6      |
| 丸亀市   | 2,643.7        | 1,736.2       | 65.7       | 60,706                    | 48,298                    | 79.6      |
| 坂出市   | 684.0          | 356.3         | 52.1       | 22,105                    | 14,593                    | 66.0      |
| 善通寺市  | 882.5          | 820.4         | 93.0       | 17,682                    | 17,607                    | 99.6      |
| 観音寺市  | 536.0          | 370.2         | 69.1       | 12,236                    | 11,275                    | 92.1      |
| さぬき市  | 1,690.1        | 1,050.9       | 62.2       | 29,508                    | 23,843                    | 80.8      |
| 東かがわ市 | 251.3          | 167.1         | 66.5       | 5,534                     | 4,703                     | 85.0      |
| 三木町   | 508.3          | 270.3         | 53.2       | 14,090                    | 7,896                     | 56.0      |
| 直島町   | 113.2          | 113.2         | 100.0      | 2,705                     | 2,705                     | 100.0     |
| 宇多津町  | 522.6          | 408.7         | 78.2       | 17,450                    | 15,921                    | 91.2      |
| 綾川町   | 551.8          | 511.6         | 92.7       | 9,118                     | 8,997                     | 98.7      |
| 琴平町   | 145.8          | 145.8         | 100.0      | 3,804                     | 3,804                     | 100.0     |
| 多度津町  | 678.3          | 627.5         | 92.5       | 13,036                    | 13,036                    | 100.0     |
| まんのう町 | 549.3          | 539.8         | 98.3       | 2,632                     | 2,632                     | 100.0     |
| 県 計   | 17,653.4       | 12,629.6      | 71.5       | 500,556                   | 443,807                   | 88.7      |

## &lt;2-10&gt;農業集落排水施設の整備状況〔農村整備課〕

| 市町名                    | 地区名 (処理区名)     | 集落数            | 計画人口 (人) | 計画戸数 (戸) | 事業費 (千円)   | 事業実施期間     | 供用開始年          |
|------------------------|----------------|----------------|----------|----------|------------|------------|----------------|
| <b>(1) 農業集落排水事業</b>    |                |                |          |          |            |            |                |
| 高松市                    | 内場 (内場)        | 7              | 340      | 102      | 557,000    | H3~H6      | H 7            |
| 丸亀市                    | 赤坂 (赤坂)        | 5              | 730      | 150      | 827,000    | H8~H14     | H11            |
|                        | 岡 (岡)          | 5              | 830      | 188      | 1,095,000  | H7~H11     | H10            |
|                        | 西坂元 (西坂元)      | 2              | 1,040    | 212      | 368,000    | H10~H12    | H13            |
|                        | 三谷 (三谷)        | 4              | 2,140    | 546      | 1,104,000  | H15~H19    | H18            |
| 観音寺市                   | 田野々 (田野々)      | 4              | 230      | 56       | 448,000    | H12~H15    | H16            |
|                        | 院内 (院内)        | 1              | 160      | 29       | 183,000    | H2~H4      | H 5            |
|                        | 本村 (本村)        | 1              | 540      | 128      | 660,000    | H9~H12     | H12            |
| さぬき市                   | 津田 (川北)        | 1              | 113      | 25       | 68,000     | S57~S59    | S60            |
|                        | 津田 (羽立)        | 1              | 250      | 67       | 115,000    | S58~S60    | S61            |
|                        | 津田 (神野)        | 1              | 460      | 125      | 174,000    | S60~S62    | S63            |
|                        | 大山 (大山)        | 1              | 190      | 54       | 181,000    | H元~H3      | H 4            |
|                        | 本小田 (本小田)      | 1              | 320      | 98       | 381,000    | H3~H6      | H 7            |
|                        | 藁屋 (藁屋)        | 2              | 480      | 94       | 305,700    | H10~H12    | H12            |
|                        | 大井 (大井)        | 2              | 370      | 80       | 442,000    | H4~H6      | H 7            |
|                        | 富田東 (富田東)      | 6              | 730      | 181      | 846,600    | H5~H9      | H 8            |
|                        | 宮町 (宮町)        | 4              | 640      | 155      | 310,000    | H6~H8      | H 9            |
|                        | 吉金 (吉金)        | 2              | 230      | 59       | 452,500    | H7~H10     | H10            |
|                        | 山下 (山下)        | 4              | 430      | 76       | 276,200    | H7~H10     | H11            |
|                        | 吉田 (吉田)        | 7              | 720      | 212      | 515,000    | H4~H6      | H 6            |
|                        | 南野 (南野)        | 5              | 720      | 216      | 744,200    | H5~H9      | H 9            |
|                        | 黒羽 (黒羽)        | 7              | 990      | 274      | 365,000    | H7~H9      | H10            |
| 東かがわ市                  | 小海 (小海)        | 4              | 300      | 90       | 444,100    | H9~H12     | H12            |
|                        | 川東上 (川東上)      | 4              | 600      | 176      | 728,000    | H6~H11     | H 9            |
|                        | 中山 (中山)        | 3              | 340      | 84       | 236,000    | H7~H10     | H10            |
|                        | 三殿 (三殿)        | 6              | 600      | 177      | 342,000    | H8~H11     | H12            |
|                        | 水主下 (水主下)      | 8              | 620      | 211      | 1,009,300  | H12~H16    | H17            |
|                        | 与田山 (与田山)      | 4              | 500      | 126      | 624,000    | H7~H10     | H11            |
|                        | 西山 (西山)        | 12             | 1,180    | 291      | 1,187,400  | H11~H16    | H15            |
|                        | 白鳥 (白鳥)        | 10             | 1,180    | 311      | 1,031,000  | H16~H21    | H21            |
|                        | 上高瀬第1 (上高瀬第1)  | 7              | 660      | 166      | 955,600    | H6~H11     | H11            |
|                        | 浅津 (浅津)        | 4              | 700      | 185      | 761,400    | H11~H15    | H15            |
| 三豊市                    | 大浜 (大浜)        | 4              | 1,520    | 441      | 1,572,000  | H8~H13     | H13            |
|                        | 北草木 (北草木)      | 4              | 640      | 174      | 817,300    | H10~H14    | H14            |
|                        | 小谷 (小谷)        | 9              | 810      | 200      | 1,297,000  | H7~H14     | H14            |
|                        | 井上南部 (井上南部)    | 12             | 2,350    | 738      | 1,735,300  | H14~H28    | H29            |
| 三木町                    | 三木東 (三木東)      | 27             | 3,170    | 993      | 4,149,000  | H15~R2     | R 3            |
|                        | 栗原 (栗原)        | 3              | 200      | 49       | 320,000    | H7~H9      | H10            |
| 綾川町                    | 片岡西 (片岡西)      | 5              | 850      | 167      | 1,071,000  | H6~H10     | H10            |
| まんのう町                  | 合計6市3町         | 37 地区 (39 処理区) | 199      | 28,873   | 7,706      | 28,698,600 |                |
| <b>(2) 農村総合整備モデル事業</b> |                |                |          |          |            |            |                |
| 善通寺市                   | 善通寺 (上郷西部)     | 5              | 680      | 164      | 831,000    | H9~H12     | H12            |
| 土庄町                    | 土庄 (北山)        | 1              | 780      | 146      | 585,100    | H2~H6      | H 7            |
| 合計1市1町                 | 2 地区 (2 処理区)   | 6              | 1,460    | 310      | 1,416,100  |            |                |
| <b>(3) 農村基盤総合整備事業</b>  |                |                |          |          |            |            |                |
| 三豊市                    | 潟満 (潟満)        | 2              | 370      | 135      | 341,000    | H元~H4      | H 5            |
| 計1市                    | 1 地区 (1 処理区)   | 2              | 370      | 135      | 341,000    |            |                |
| 合計7市4町                 | 40 地区 (42 処理区) | 207            | 30,703   | 8,151    | 30,455,700 |            | 供用開始<br>42 処理区 |

## <2-11>漁業集落排水施設の整備状況【水産課】

| 事業主体 | 地区名（漁港名） | 集落数 | 計画人口(人) | 事業費（千円）   | 事業実施期間  | 供用開始年<br>度 |
|------|----------|-----|---------|-----------|---------|------------|
| 三豊市  | 上新田（上新田） | 2   | 202     | 223,000   | H2～H4   | H 5        |
| さぬき市 | 江泊（江泊）   | 3   | 418     | 646,000   | H6～H10  | H10        |
|      | 室沖（室沖）   | 2   | 418     | 350,500   | H10～H14 | H15        |
|      | 小田浦（小田浦） | 1   | 950     | 867,000   | H13～H20 | H17        |
| 合計2市 | 4地区      | 8   | 1,988   | 2,086,500 |         |            |

## <2-12>騒音に係る環境基準【環境管理課】

### (1) 指定地域内における区域区分

| 類型                         | 都市計画法用途地域             |              |
|----------------------------|-----------------------|--------------|
| A類型                        | 第1種低層住居専用地域           | 第2種低層住居専用地域  |
|                            | 第1種中高層住居専用地域          | 第2種中高層住居専用地域 |
| B類型                        | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |              |
| C類型                        | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域     |              |
|                            | 工業地域                  |              |
| 〔備考〕 工業専用地域については類型指定していない。 |                       |              |

### (2) 一般地域（「道路に面する地域」を除く地域）に係る環境基準

| 地域の類型 | 時間の区分         |                  |
|-------|---------------|------------------|
|       | 昼間 6:00～22:00 | 夜間 22:00～翌日の6:00 |
| A及びB  | 55デシベル以下      | 45デシベル以下         |
| C     | 60デシベル以下      | 50デシベル以下         |

### (3) 道路に面する地域に係る環境基準

| 地域の区分  | 時間の区分    |          |
|--|----------|----------|
|  | 昼間       | 夜間       |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                             | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域<br>及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域   | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| 〔備考〕 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。 |          |          |

### (4) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準については、前表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおり。

| 昼間   | 夜間       | 備考   |
|--|----------|--|
| 70デシベル以下   | 65デシベル以下 | 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 |
| 〔備考〕 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。                        |          |  |
| ①「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道および市町道（市町道にあっては4車線以上の区間に限る。）。 |          |  |
| ②前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。  |          |  |

## <2-13>航空機騒音に係る環境基準 [環境管理課]

| 地域の類型指定 | 基準値       | 備考 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。 |
|---------|-----------|---|
| I       | 57 デシベル以下 |   |
| II      | 62 デシベル以下 |   |

## <2-14>「騒音規制法」に基づく規制基準 [環境管理課]

### (1) 指定地域内における区域区分

| 特定工場等<br>区域区分 | 自動車騒音<br>区域区分                | 特定建設作業<br>騒音区域区分 | 都市計画法用途地域                 |
|---------------|------------------------------|------------------|---------------------------|
| 第1種区域         | a 区域<br><br>b 区域<br><br>c 区域 | 第1号区域            | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域   |
| 第2種区域         |                              |                  | 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
|               |                              |                  | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域     |
|               |                              |                  | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域         |
| 第3種区域         |                              |                  | 用途地域が決定されていない地域           |
| 第4種区域         |                              | 第2号区域            | 工業地域 工業専用地域               |

〔備考〕 1 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定している。  
 2 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね 80m の区域は、第1号区域となっている。  
 ①「学校教育法」第1条に規定する学校  
 ②「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所  
 ③「医療法」第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの  
 ④「図書館法」第2条第1項に規定する図書館  
 ⑤「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム  
 ⑥「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### (2) 特定工場等に関する規制基準

| 時 間<br>区 域 | 昼 間<br>8:00～19:00 | 朝・夕<br>6:00～8:00、19:00～22:00 | 夜 間<br>22:00～翌日の 6:00 |
|------------|-------------------|------------------------------|-----------------------|
| 第1種区域      | 50 デシベル           | 45 デシベル                      | 40 デシベル               |
| 第2種区域      | 55 デシベル           | 50 デシベル                      | 45 デシベル               |
| 第3種区域      | 65 デシベル           | 60 デシベル                      | 50 デシベル               |
| 第4種区域      | 70 デシベル           | 65 デシベル                      | 60 デシベル               |

〔備考〕 基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。

### (3) 特定建設作業に関する規制基準

| 区 域        | 第1号区域          | 第2号区域          |
|------------|----------------|----------------|
| 騒音の大きさ     | 85 デシベルを超えないこと |                |
| 作業禁止時間     | 19:00～翌日の 7:00 | 22:00～翌日の 6:00 |
| 1日当たりの作業時間 | 10 時間を超えないこと   | 14 時間を超えないこと   |
| 作業期間       | 連続 6 日を超えないこと  |                |
| 作業禁止日      | 日曜その他の休日       |                |

〔備考〕 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

## (4) 自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 |                    | 時間の区分         |                  |
|-------|--------------------|---------------|------------------|
|       |                    | 昼間 6:00～22:00 | 夜間 22:00～翌日の6:00 |
| a 区域  | 1 車線を有する道路に面する区域   | 65 デシベル       | 55 デシベル          |
|       | 2 車線以上を有する道路に面する区域 | 70 デシベル       | 65 デシベル          |
| b 区域  | 1 車線を有する道路に面する区域   | 65 デシベル       | 55 デシベル          |
|       | 2 車線以上を有する道路に面する区域 | 75 デシベル       | 70 デシベル          |
| c 区域  | 車線を有する道路に面する区域     | 75 デシベル       | 70 デシベル          |

〔備考〕 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルである。

## &lt;2-15&gt; 「振動規制法」に基づく規制基準〔環境管理課〕

## (1) 指定地域内における区域区分

| 特定工場等 および<br>自動車交通振動の区域区分 | 特定建設作業振動<br>の区域区分 | 都市計画法用途地域         |           |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 第 1 種区域                   | 第 1 号区域           | 第 1 種低層住居専用地域     | 第 1 種住居地域 |
|                           |                   | 第 2 種低層住居専用地域     | 第 2 種住居地域 |
|                           |                   | 第 1 種中高層住居専用地域    | 準住居地域     |
|                           |                   | 第 2 種中高層住居専用地域    |           |
| 第 2 種区域                   | 第 2 号区域           | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 |           |
|                           |                   | 工業地域 工業専用地域       |           |

- 〔備考〕 1 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定（第 2 種区域、第 1 号区域）している。
- 2 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね 80m の区域は、第 1 号区域となっている。
- ①「学校教育法」第 1 条に規定する学校
  - ②「児童福祉法」第 7 条第 1 項に規定する保育所
  - ③「医療法」第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの
  - ④「図書館法」第 2 条第 1 項に規定する図書館
  - ⑤「老人福祉法」第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
  - ⑥「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

## (2) 特定工場等に関する規制基準

| 区域      | 時 間 | 昼 間        | 夜 間           |
|---------|-----|------------|---------------|
|         |     | 8:00～19:00 | 19:00～翌日の8:00 |
| 第 1 種区域 |     | 60 デシベル    | 55 デシベル       |
| 第 2 種区域 |     | 65 デシベル    | 60 デシベル       |

〔備考〕 基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。

## (3) 特定建設作業に関する規制基準

| 区 域         | 第 1 号区域        | 第 2 号区域       |
|-------------|----------------|---------------|
| 振動の大きさ      | 75 デシベルを超えないこと |               |
| 作業禁止時間      | 19:00～翌日の7:00  | 22:00～翌日の6:00 |
| 1 日当たりの作業時間 | 10 時間を超えないこと   | 14 時間を超えないこと  |
| 作業期間        | 連続 6 日を超えないこと  |               |
| 作業禁止日       | 日曜その他の休日       |               |

〔備考〕 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

## (4) 道路交通振動の要請限度

| 時 間<br>区 域 | 昼 間        | 夜 間           |
|------------|------------|---------------|
|            | 8:00～19:00 | 19:00～翌日の8:00 |
| 第1種区域      | 65 デシベル    | 60 デシベル       |
| 第2種区域      | 70 デシベル    | 65 デシベル       |

[備考] 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

## &lt;2-16&gt; 「悪臭防止法」に基づく規制基準〔環境管理課〕

## (1) 指定地域内における区域区分

| 区域区分  | 都市計画法用途地域    |         |
|-------|--------------|---------|
| A 区 域 | 第1種低層住居専用地域  | 第1種住居地域 |
|       | 第2種低層住居専用地域  | 第2種住居地域 |
|       | 第1種中高層住居専用地域 | 準住居地域   |
|       | 第2種中高層住居専用地域 |         |
| B 区 域 | 近隣商業地域       | 準工業地域   |
|       | 商業地域         |         |
| C 区 域 | 工業地域         |         |
|       | 工業専用地域       |         |

## (2) 事業場敷地境界線における規制基準

(単位: ppm)

|     | アンモニア | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル | トリメチルアミン | アセトアルデヒド | プロピオンアルデヒド |
|-----|-------|-----------|------|-------|--------|----------|----------|------------|
| A区域 | 1     | 0.002     | 0.02 | 0.01  | 0.009  | 0.005    | 0.05     | 0.05       |
| B区域 | 2     | 0.004     | 0.06 | 0.05  | 0.03   | 0.02     | 0.1      | 0.1        |
| C区域 | 5     | 0.01      | 0.2  | 0.2   | 0.1    | 0.07     | 0.5      | 0.5        |

|     | ノルマルブチルアルデヒド | イソブチルアルデヒド | ノルマルバレルアルデヒド | イソバレルアルデヒド | イソブタノール | 酢酸エチル |
|-----|--------------|------------|--------------|------------|---------|-------|
| A区域 | 0.009        | 0.02       | 0.009        | 0.003      | 0.9     | 3     |
| B区域 | 0.03         | 0.07       | 0.02         | 0.006      | 4       | 7     |
| C区域 | 0.08         | 0.2        | 0.05         | 0.01       | 20      | 20    |

|     | メチルイソブチルケトン | トルエン | スチレン | キシレン | プロピオン酸 | ノルマル酪酸 | ノルマル吉草酸 | イソ吉草酸 |
|-----|-------------|------|------|------|--------|--------|---------|-------|
| A区域 | 1           | 10   | 0.4  | 1    | 0.03   | 0.001  | 0.0009  | 0.001 |
| B区域 | 3           | 30   | 0.8  | 2    | 0.07   | 0.002  | 0.002   | 0.004 |
| C区域 | 6           | 60   | 2    | 5    | 0.2    | 0.006  | 0.004   | 0.01  |

## (3) 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエンおよびキシレンについて、その最大着地濃度地域における大気中の濃度が前表の規制値と等しくなるように、気体排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準が定められている。算出式は次のとおり。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

$$\left. \begin{array}{l} q : \text{流量 } (Nm^3/h) \quad He : \text{有効煙突高さ } (m) \\ Cm : \text{前表に示された事業場敷地境界線での規制基準値 } (ppm) \end{array} \right\}$$

なお、この式は有効煙突高さが5m未満の煙突には適用されない。

#### (4) 排出水中における規制基準

特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよび二硫化メチルについて、排出水から放散し、大気中で拡散した特定悪臭物質の濃度が当該地域に係る事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるよう、排出水中の特定悪臭物質濃度の許容限度が定められている。算出式は次のとおり。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$  : 排出水中の特定悪臭物質濃度の許容限度 (mg/L)  
 $k$  : 定数 (次表のとおり) (mg/L)  
 $C_m$  : 前表に示された事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)

定数kの値

| 物質名       | k                |                            |               |
|-----------|------------------|----------------------------|---------------|
|           | $Q \leq 10^{-3}$ | $10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$ | $10^{-1} < Q$ |
| メチルメルカプタン | 16               | 3.4                        | 0.71          |
| 硫化水素      | 5.6              | 1.2                        | 0.26          |
| 硫化メチル     | 32               | 6.9                        | 1.4           |
| 二硫化メチル    | 63               | 14                         | 2.9           |

[備考]  $Q$  (単位:  $m^3/s$ ) は事業場の敷地外に排出される排出水の量を表す。

### <2-17> 土壤の汚染に係る環境基準 [環境管理課]

| 項目      | 環境上の条件<br>(検液中の濃度)                                      | 項目               | 環境上の条件<br>(検液中の濃度) |
|---------|---|------------------|--------------------|
| カドミウム   | 0.003mg/L 以下<br>(かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満)        | クロロエチレン          | 0.002mg/L 以下       |
|         |   | 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下       |
|         |   | 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下         |
| 全シアン    | 検出されないこと  | 1, 2-ジクロロエチレン    | 0.04mg/L 以下        |
| 有機りん    | 検出されないこと  | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下           |
| 鉛       | 0.01mg/L 以下   | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下       |
| 六価クロム   | 0.05mg/L 以下   | トリクロロエチレン        | 0.01mg/L 以下        |
| ひ素      | 0.01mg/L 以下<br>(かつ、農用地 (田に限る) においては、土壤 1kg につき 15mg 未満) | テトラクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下        |
|         |   | 1, 3-ジクロロプロパン    | 0.002mg/L 以下       |
|         |   | チウラム             | 0.006mg/L 以下       |
| 総水銀     | 0.0005mg 以下   | シマジン             | 0.003mg/L 以下       |
| アルキル水銀  | 検出されないこと  | チオベンカルブ          | 0.02mg/L 以下        |
| P C B   | 検出されないこと  | ベンゼン             | 0.01mg/L 以下        |
| 銅       | 農用地 (田に限る) において、土壤 1kg につき 125mg 未満                     | セレン              | 0.01mg/L 以下        |
|         |   | ふつ素              | 0.8mg/L 以下         |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下   | ほう素              | 1mg/L 以下           |
| 四塩化炭素   | 0.002mg/L 以下  | 1, 4-ジオキサン       | 0.05mg/L 以下        |

[備考] 1 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふつ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg および 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg および 3mg とする。

2 有機りんとは、パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトンおよびE P Nをいう。

※他に土壤の汚染に係る環境基準として、ダイオキシン類が定められています。(<2-18>参照)

## <2-18> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準〔環境管理課〕

| 媒 体                | 基 準 値                       | 備 考 |
|--------------------|-----------------------------|-----|
| 大 気                | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |     |
| 水 質<br>(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下                |     |
| 水底の底質              | 150pg-TEQ/g 以下              |     |
| 土 壤                | 1,000pg-TEQ/g 以下            |     |

## <2-19> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準〔環境管理課〕

### ○大気基準適用施設

| 施設の種類        | 施設規模（焼却能力） | 新設施設基準<br>(H12.1.15以降設置)    | 既存施設基準<br>(H12.1.14までに設置)  |
|--------------|------------|-----------------------------|----------------------------|
| 鉄鋼業焼結施設      |            | 0.1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup> | 1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>  |
| 製鋼用電気炉       |            | 0.5 ng-TEQ/N m <sup>3</sup> | 5 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>  |
| 亜鉛回収施設       |            | 1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>   | 10 ng-TEQ/N m <sup>3</sup> |
| アルミニウム合金製造施設 |            | 1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>   | 5 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>  |
| 廃棄物焼却炉       | 4t/時以上     | 0.1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup> | 1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>  |
|              | 2t/時～4t/時  | 1 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>   | 5 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>  |
|              | 2t/時未満     | 5 ng-TEQ/N m <sup>3</sup>   | 10 ng-TEQ/N m <sup>3</sup> |

〔備考〕 大気汚染防止法附則第9項の規定に基づき、平成9年12月2日以後に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準がすでに適用されている施設については、新設施設の基準が適用される。

### ○水質基準適用施設

廃ガス洗浄施設等 : 10pg-TEQ/L

## &lt;2-20&gt;公害苦情の経年変化【環境管理課】

| 区分／年度             | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数                | 439 | 447 | 374 | 505 | 563 | 644 | 544 | 572 | 615 | 511 |
| <b>種類別</b>        |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 典型7公害             | 347 | 341 | 281 | 402 | 457 | 514 | 400 | 423 | 483 | 374 |
| 大気汚染              | 104 | 82  | 71  | 134 | 120 | 139 | 150 | 146 | 180 | 122 |
| 水質汚濁              | 74  | 89  | 76  | 95  | 122 | 146 | 101 | 92  | 86  | 80  |
| 土壤汚染              | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   | 3   | 0   | 1   | 1   | 2   |
| 騒音                | 81  | 72  | 62  | 74  | 68  | 96  | 79  | 88  | 101 | 89  |
| 振動                | 8   | 6   | 3   | 3   | 2   | 0   | 0   | 6   | 3   | 3   |
| 地盤沈下              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 悪臭                | 80  | 91  | 69  | 95  | 145 | 130 | 70  | 90  | 112 | 78  |
| 典型7公害以外           | 92  | 106 | 93  | 103 | 106 | 130 | 144 | 149 | 132 | 137 |
| <b>発生源別</b>       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 個人                | 120 | 146 | 117 | 152 | 234 | 232 | 221 | 247 | 250 | 189 |
| 会社・事業所            | 215 | 168 | 191 | 240 | 219 | 250 | 208 | 210 | 230 | 209 |
| 農業、林業             | 29  | 21  | 28  | 30  | 27  | 34  | 27  | 22  | 31  | 12  |
| 漁業                | 1   | 0   | 1   | 1   | 2   | 1   | 2   | 4   | 1   | 3   |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      | 3   | 1   | 2   | 7   | 2   | 1   | 9   | 1   | 3   | 2   |
| 建設業               | 50  | 31  | 51  | 47  | 46  | 51  | 62  | 53  | 62  | 74  |
| 製造業               | 58  | 40  | 45  | 62  | 45  | 54  | 42  | 44  | 55  | 38  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 2   | 0   | 2   | 2   | 3   | 1   | 2   | 0   | 2   | 4   |
| 情報通信業             | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 運輸業、郵便業           | 6   | 5   | 10  | 5   | 5   | 9   | 9   | 7   | 10  | 7   |
| 卸売業、小売業           | 12  | 6   | 10  | 11  | 1   | 8   | 7   | 14  | 10  | 12  |
| 金融業、保険業           | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 不動産業、物品賃貸業        | 1   | 0   | 1   | 1   | 2   | 3   | 2   | 6   | 3   | 2   |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | —   | —   | —   | —   | 0   | 2   | 1   | 0   | 0   | 3   |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 13  | 16  | 10  | 12  | 29  | 16  | 11  | 16  | 18  | 18  |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | —   | —   | —   | —   | 8   | 7   | 3   | 8   | 5   | 8   |
| 教育、学習支援業          | 2   | 1   | 0   | 1   | 0   | 3   | 4   | 2   | 3   | 1   |
| 医療、福祉             | 1   | 1   | 3   | 3   | 2   | 4   | 2   | 2   | 1   | 3   |
| 複合サービス事業          | 5   | 0   | 1   | 5   | 1   | 0   | 1   | 2   | 0   | 2   |
| サービス業(他に分類されないもの) | 19  | 28  | 13  | 32  | 37  | 23  | 20  | 17  | 13  | 8   |
| 公務(他に分類されるものを除く)  | 3   | 1   | 4   | 0   | 2   | 5   | 2   | 0   | 5   | 2   |
| 分類不能の産業           | 10  | 16  | 10  | 21  | 7   | 26  | 1   | 12  | 8   | 10  |
| その他               | 73  | 60  | 19  | 45  | 27  | 43  | 33  | 37  | 24  | 32  |
| 不明                | 31  | 73  | 47  | 68  | 83  | 119 | 82  | 78  | 111 | 81  |
| <b>被害の種類別</b>     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 健康                | 70  | 41  | 35  | 29  | 9   | 23  | 33  | 48  | 47  | 32  |
| 財産                | 14  | 26  | 7   | 17  | 8   | 12  | 12  | 17  | 23  | 24  |
| 感覚的・心理的           | 295 | 339 | 240 | 421 | 497 | 549 | 435 | 441 | 489 | 414 |
| その他               | 60  | 41  | 92  | 38  | 49  | 60  | 64  | 66  | 56  | 41  |

## &lt;2-21&gt;天然記念物の指定状況〔生涯学習・文化財課〕

| 区分       | 名 称                                    | 所 在 地    |
|----------|--|----------|
| 特別天然記念物  | 宝生院のシンパク                               | 土庄町      |
|          | コウノトリ                                  | 地域を定めず   |
| 天然記念物    | 鳥骨鶲                                    | 地域を定めず   |
|          | 屋島                                     | 高松市      |
|          | 円上島の球状ノーライト                            | 観音寺市     |
|          | 絹島および丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈                | 東かがわ市    |
|          | 菅生神社社叢                                 | 三豊市      |
|          | 象頭山                                    | 善通寺市・琴平町 |
|          | 誓願寺のソテツ、皇子神社社叢                         | 小豆島町     |
|          | 天川神社社叢                                 | まんのう町    |
|          | 琴平町の大センダン                              | 琴平町      |
| 県指定天然記念物 | 船山神社のクス、ソテツの岡、根上りカシ、一瀬神社社叢、岩部八幡神社のイチョウ | 高松市      |
|          | 小与島のササユリ                               | 坂出市      |
|          | 善通寺市中村町の木熊野神社社叢、善通寺境内の大グス              | 善通寺市     |
|          | 日枝神社の樟                                 | 観音寺市     |
|          | 蛭子神社境内のムクの木、長尾衝上断層、大北のクワ、師走谷の大なら、南川のふじ | さぬき市     |
|          | 与田寺のムクの木、三宝寺のボダイジュ                     | 東かがわ市    |
|          | 志々島の大くす                                | 三豊市      |
|          | 老杉洞の日本サル群、内海八幡神社社叢、福田八幡神社社叢            | 小豆島町     |
|          | 淨源坊のウバメガシ、銚子渓の日本サル群、片山愛樹園のソテツ、王子神社社叢   | 土庄町      |
|          | 蓮成寺のイヌマキとフウラン、熊野神社の二本杉                 | 三木町      |
|          | ゆるぎ岩                                   | 宇多津町     |
|          | 杉王神社のスギ                                | まんのう町    |
|          | 高見島龍王宮社叢                               | 多度津町     |

## &lt;2-22&gt;県自然記念物の指定状況【みどり保全課】

| 名 称  | 種 別   | 所 在 地 |
|--|-------|-------|
| 岩田神社のフジ、冠纓神社社叢、廣田八幡神社社叢、熊野神社社叢、櫻木神社の森、春日神社の森                   | 植 物   | 高松市   |
| 塩江の不動の滝  | 地 形   |       |
| 塩江の和泉層群基底礫岩  | 地 質   |       |
| 十二社宮社叢   | 植 物   | 丸亀市   |
| 青木神社社叢   | 植 物   | 坂出市   |
| 若宮神社のイブキ、大麻神社社叢、吉田八幡神社の森                                       | 植 物   | 善通寺市  |
| 萩原寺のハギ、中姫八幡神社社叢、瀧宮神社の森   | 植 物   | 観音寺市  |
| 護摩山の岩頸、三重の滝  | 地 形   | さぬき市  |
| 誉田八幡神社社叢、石清水八幡神社社叢、地主神社社叢、二宮神社の森                               | 植 物   | 東かがわ市 |
| みぞおちの滝   | 地 形   |       |
| 小松尾寺のカヤ、二宮のネズ、雨宮神社社叢、厳島神社のタブ樹林、麻部神社社叢、荒魂神社社叢                   | 植 物   | 三豊市   |
| 津島神社の柱状節理  | 地形・地質 |       |
| 田井天津神社社叢、伊喜末八幡神社社叢、豊峰権現社の森                                     | 植 物   | 土庄町   |
| 湯船山の社叢、権現ノ鼻の森  | 植 物   | 小豆島町  |
| 花寿波島の海食地形  | 地 形   |       |
| 小蓑熊野神社社叢、丸岡八幡神社社叢、高仙神社社叢                                       | 植 物   | 三木町   |
| 小蓑の虹の滝   | 地 形   |       |
| 川上神社社叢、椎尾八幡神社の森、西ノ宮神社の森  | 植 物   | 綾川町   |
| 葛原正八幡神社社叢  | 植 物   | 多度津町  |
| 大宮神社社叢、天川神社社叢、鷲尾神社社叢、福家神社社叢、木熊野神社社叢、久保神社社叢、白鳥神社社叢、矢原邸の森、加茂神社の森 | 植 物   | まんのう町 |
| 轟の滝  | 地 形   |       |
| 木戸の馬蹄石   | 地 質   |       |

## &lt;2-23&gt;香川の保存木の指定状況【みどり保全課】

| 名 称  | 所 在 地 |
|--|-------|
| 三好邸のモミ、八栗寺のイチョウ、洲崎寺のイチョウ、和田邸のナシ、焼堂のモミジ、藤沢邸のツガ、藤沢邸のトチノキ、平尾神社のツブラジイ、大石さんのムクノキ、鷺峰寺のモミ、大原神社のヒノキ、池谷神社のフジ、妙見宮のヤマモモ、楠神社のクスノキ、森本邸のシダレウメ、高橋邸のヤマモモ、上原邸のムクノキ、中井家の赤スギ、十蓮坊のイスノキ群  | 高松市   |
| 光雲寺のモッコク、長徳寺のモッコク、春日神社のアキニレ、真光寺の松、八幡神社のクスノキ、土岐邸のカキ   | 丸亀市   |
| 白峰寺のモミ、荒神社のクロガネモチ、川田邸のニッケイ、川田邸のケンボナシ、白峰宮のクスノキ  | 坂出市   |
| 禅定寺登山道のヒノキ   | 善通寺市  |
| 観音寺東小学校のラクウショウ、白山神社のクス、安井菅原神社のクス、生木の地蔵クス、法泉寺のボダイジュ、豊浜町東公民館のイブキ、豊浜八幡神社のクス、宗林寺のクロガネモチ、金神神社のクスノキ、観音さんのヤマモミジ、大野原八幡神社のクヌギ   | 観音寺市  |
| 富田神社のクスノキ、三宅邸の胡蝶ワビスケ、大窪寺のサザンカ、大窪寺のイチョウ、道味墓地内のムクノキ、真覚寺のクスノキ、香川大学農学部太郎兵衛館のメタセコイア、長尾寺のクスノキ  | さぬき市  |
| 白鳥神社のクスノキ、末国のナギ、石清水神社のクスノキ、水主神社のいのり杉、五名小学校のヒイラギモクセイ、三宝寺のチシャノキ、井筒屋敷のホルトノキ   | 東かがわ市 |
| 薬師院のイチョウ、池ノ谷のアラカシ、古屋の大ガシ、上高瀬小学校のユーカリ、よりぞめさんのマキ、小松尾寺のクス、橋田邸のクロガネモチ、弥谷寺のバクチノキ、本門寺のクス、若宮神社のクロガネモチ、高良神社のクスノキ、長寿院のサルスベリ、積の雌雄クロガネモチ、香蔵寺のソテツ、常徳寺の雌雄大ソテツ、細川邸のタブノキ、品福寺のラカンマキ、財田駅前のタブノキ、釈迦堂のイチョウ、室浜大明神のシンパク、梵音寺のタブノキ、川江家のツバキ | 三豊市   |
| 母倉邸のサザンカ、多聞寺のヤマモモ、唐櫃のシンパク、大部の大ガキ   | 土庄町   |
| 福田のアコウ、誓願寺のイブキ、オリーブ園のオリーブ、荒魂神社のウバメガシ、荒魂神社のムクノキ、亀山八幡宮のシンパク、農業試験場小豆分場のコルクガシ  | 小豆島町  |
| 津柳のネズミサシ、常光寺のイチョウ、三宝荒神のフジ、津婦呂木神社のムクノキ、津柳のケヤキ、和爾賀波神社のモミ   | 三木町   |
| 大將軍神社のアベマキ、常善寺のスイリュウヒバ   | 綾川町   |
| 大歳神社のシラカシ、金陵の郷の大楠  | 琴平町   |
| 川上神社のホオノキ、三角のカツラ、山熊神社のケヤキ、若林神社のセンダン、春日神社のムクノキ、山戸神社のカゴノキ、妙覚寺のコウヤマキ、琴南町役場のエノキ、西の宮のツブラジイ、前ノ川神社のスギ、前ノ川神社のウラジロガシ、川上神社のケヤキ、山戸神社のヒノキ、仲南東小学校のクロマツ  | まんのう町 |

## <2-24>県自然海浜保全地区の指定状況〔みどり保全課〕

| 地区の名称  | 所在地   |
|--|-------|
| 鎌野自然海浜保全地区、高尻自然海浜保全地区、竹居自然海浜保全地区   | 高松市   |
| 小浜自然海浜保全地区、松尾自然海浜保全地区、青木自然海浜保全地区、羽立自然海浜保全地区  | さぬき市  |
| 小浦自然海浜保全地区   | 東かがわ市 |
| 大浜自然海浜保全地区、鴨ノ越自然海浜保全地区、仁老浜自然海浜保全地区、<br>名部戸自然海浜保全地区、室浜自然海浜保全地区                      | 三豊市   |
| 小部自然海浜保全地区、鹿島自然海浜保全地区、甲崎東自然海浜保全地区、田井自然海浜保全地区、<br>千軒自然海浜保全地区、尾子自然海浜保全地区、柚ヶ浜自然海浜保全地区 | 土庄町   |
| 古江自然海浜保全地区、遠手浜自然海浜保全地区、吉野崎自然海浜保全地区   | 小豆島町  |

## <2-25>緑化推進地域の指定状況〔みどり保全課〕

| 名 称              | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 所 在 地 |
|------------------|----------------------|-------|
| 多度津町東、西港町 緑化推進地域 | 1,875,304            | 多度津町  |
| 仁尾浜              | 512,434              | 三豊市   |
| 内海湾臨海部           | 83,424               | 小豆島町  |
| 庵治港臨海部           | 184,976              | 高松市   |
| 櫃石漁港埋立地          | 85,680               | 坂出市   |
| 室生埋立地            | 34,262               | 小豆島町  |
| 大串半島             | 620,000              | さぬき市  |
| みろく地区            | 50,000               | さぬき市  |
| 詫間港松下地区          | 394,394              | 三豊市   |
| 高瀬町緑ヶ丘地区         | 313,000              | 三豊市   |
| 三木町山大寺           | 200,000              | 三木町   |
| 財田町財田            | 150,000              | 三豊市   |
| 土庄町高見山           | 49,000               | 土庄町   |
| 国分寺町橘ノ丘          | 101,000              | 高松市   |
| 大内町水主地区          | 168,000              | 東かがわ市 |
| 引田町込田地区          | 150,000              | 東かがわ市 |
| 豊浜町高須賀地区         | 146,500              | 観音寺市  |
| 香南町横井地区          | 48,000               | 高松市   |
| 琴平町いこいの郷地区       | 154,651              | 琴平町   |
| 善通寺市鉢伏地区         | 27,000               | 善通寺市  |
| 大内町松崎地区          | 27,389               | 東かがわ市 |
| 計                | 5,375,014            |       |

## <2-26>所有形態別森林面積の状況 [森林・林業政策課]

| 所有形態別・計画区分別 |          |           |            | 面 積 (ha) |        |
|-------------|----------|-----------|------------|----------|--------|
| 国有林         | 林野庁所管    |           |            | 7,708    |        |
|             | その他所管    |           |            | 549      |        |
|             | 合 計      |           |            | 8,257    |        |
| 民有林         | 地域森林計画対象 | 公有林       | 県有林・県行造林   | 2,126    |        |
|             |          |           | 市町有林・市町行造林 | 6,403    |        |
|             |          |           | 財産区有林      | 5,379    |        |
|             |          |           | 小 計        | 13,908   |        |
|             |          | 私 有 林     |            | 65,486   |        |
|             |          | 計         |            | 79,394   |        |
|             |          | 地域森林計画対象外 |            |          | 327    |
|             |          | 合 計       |            |          | 79,721 |
| 総 数         |          |           |            | 87,978   |        |

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

※県行造林、市町行造林とは、県または市町が土地所有者と収益を分収する条件のもとに造林契約を締結し、県または市町が地上権者となって造林保育事業を行う森林のことである。

## <2-27>森林資源の状況（民有林）[森林・林業政策課]

(単位：面積 (ha)、蓄積※ (千m³)、1ha 当たり蓄積※ (m³)、( ) 書きは束数 (千束))

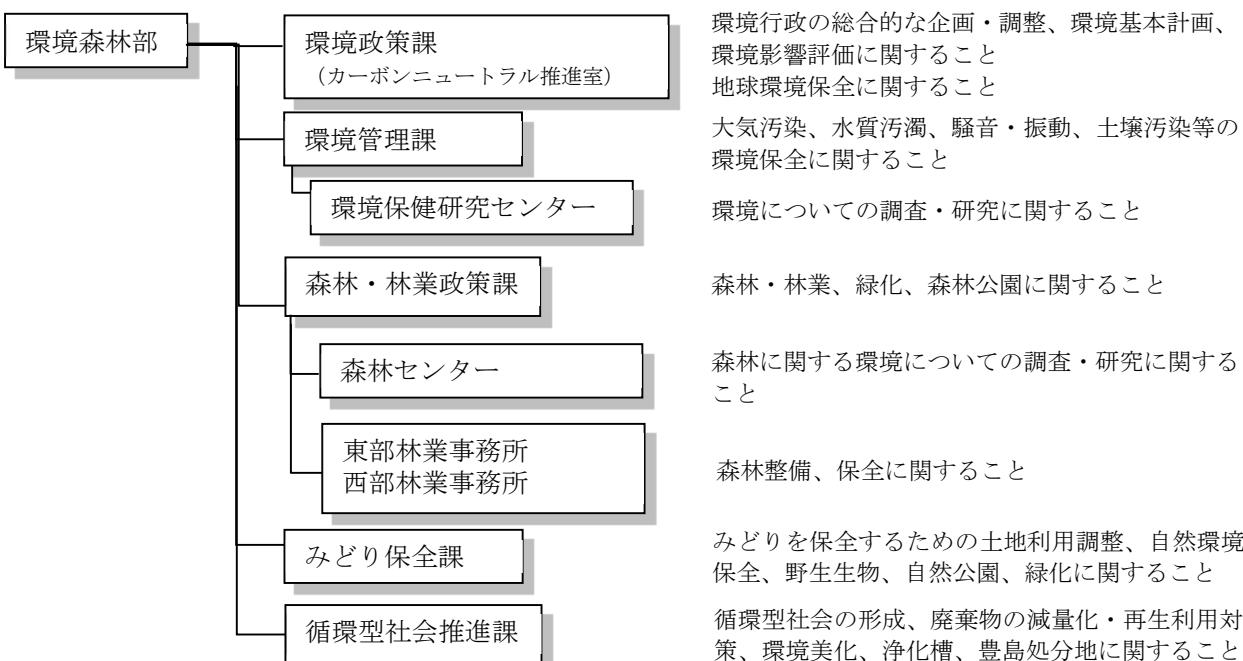
| 年<br>度 | 林種・樹種     | 林 種 別  |        |        |         |       | 樹 種 別  |        |        |        |        |
|--------|-----------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |           | 面積・蓄積  | 総数     | 人工林    | 天然林     | 竹林    | 無立木地   | 針葉樹計   | スギ     | ヒノキ    | マツ類    |
| H12    | 面積        | 80,160 | 21,925 | 51,687 | 2,090   | 4,458 | 37,775 | 1,646  | 10,729 | 25,400 | 35,837 |
|        | 蓄積        | 5,669  | 2,197  | 3,472  | (2,623) | -     | 4,401  | 285    | 852    | 3,264  | 1,268  |
|        | 1ha 当たり蓄積 | 70.72  | 100.21 | 67.17  | -       | -     | 116.51 | 173.15 | 79.41  | 128.50 | 35.38  |
| H17    | 面積        | 79,316 | 22,075 | 51,702 | 2,059   | 3,480 | 37,053 | 1,651  | 10,966 | 24,436 | 36,723 |
|        | 蓄積        | 6,135  | 2,568  | 3,567  | (2,581) | -     | 4,758  | 322    | 1,073  | 3,363  | 1,376  |
|        | 1ha 当たり蓄積 | 77.35  | 116.33 | 68.99  | -       | -     | 128.41 | 195.03 | 97.85  | 137.62 | 37.47  |
| H22    | 面積        | 79,115 | 18,484 | 54,588 | 3,033   | 3,010 | 26,102 | 1,622  | 11,238 | 13,242 | 46,968 |
|        | 蓄積        | 5,228  | 2,259  | 2,969  | (3,808) | -     | 3,485  | 343    | 1,240  | 1,902  | 1,741  |
|        | 1ha 当たり蓄積 | 66.08  | 122.21 | 54.39  | -       | -     | 133.51 | 211.47 | 110.34 | 143.63 | 37.07  |
| H27    | 面積        | 79,005 | 18,086 | 55,000 | 3,004   | 2,915 | 23,687 | 1,621  | 11,308 | 10,757 | 49,399 |
|        | 蓄積        | 5,333  | 2,447  | 2,887  | (3,785) | -     | 3,446  | 369    | 1,436  | 1,641  | 1,887  |
|        | 1ha 当たり蓄積 | 67.51  | 135.28 | 52.48  | -       | -     | 145.50 | 227.76 | 127.01 | 152.52 | 38.20  |
| R 2    | 面積        | 79,229 | 18,309 | 55,000 | 3,058   | 2,862 | 23,840 | 1,626  | 11,556 | 10,659 | 49,469 |
|        | 蓄積        | 5,548  | 2,608  | 2,940  | (3,919) | -     | 3,619  | 384    | 1,562  | 1,673  | 1,929  |
|        | 1ha 当たり蓄積 | 70.02  | 142.44 | 53.45  | -       | -     | 151.80 | 236.16 | 135.17 | 156.96 | 38.99  |

※蓄積：森林計画対象の森林における立木の材積

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

### ③ 環境行政体制（令和7年4月1日現在）

|          |   |
|----------|---|
| S 3 4. 4 | 企画室企画調整班において公害対策業務を担当   |
| 4 4. 8   | 企画部公害対策班として独立   |
| 4 5. 1 1 | 企画部公害対策室を設置   |
| 4 6. 4   | 衛生研究所を衛生公害研究所に改組し公害科を設置                                       |
| 4 8. 4   | 企画部緑化推進班を設置   |
| 4 9. 4   | 環境保健部を創設し、環境公害対策室を設置  |
| 5 0. 4   | 環境保健部に環境総務課、公害課、自然保護課の3課を設置                                   |
| 5 1. 4   | 衛生公害研究所を改組し、公害研究センターと衛生研究所を設置                                 |
| 5 5. 3   | 財団法人環境保全公社を設立   |
| 5 7. 4   | 環境総務課と自然保護課を統合し、環境自然保護課を設置                                    |
| H 3. 1   | 廃棄物対策室を設置   |
| 3. 1 1   | 公害研究センターを環境研究センターに名称変更し、衛生研究所とともに高松市朝日町に移転                    |
| 6. 4     | 公害課を環境保全課に、環境衛生課を生活衛生課に名称変更                                   |
| 8. 4     | 生活環境部を創設、同部内に環境局を設置し、局内に環境・土地政策課（自然保護室）、環境保全課、廃棄物対策課の3課を設置    |
| 1 2. 6   | 廃棄物対策課に資源化・処理事業推進室を設置   |
| 1 4. 4   | 環境部を創設し、環境・水政策課（自然保護室）、環境管理課、みどり保全課、廃棄物対策課（資源化・処理事業推進室）の4課を設置 |
|          | 環境研究センターと衛生研究所を統合し、環境保健研究センターを設置                              |
|          | 東讃・西讃保健福祉事務所、中讃保健所、小豆総合事務所内に環境管理室を設置                          |
| 1 5. 1   | 直島環境センターを設置   |
| 1 5. 4   | みどり整備課を加えて、環境森林部を創設   |
| 1 7. 4   | 自然保護室の業務をみどり整備課、みどり保全課に移管し、廃止                                 |
| 1 9. 4   | 環境・水政策課の業務の一部を政策部に移管し、環境政策課に名称変更                              |
| 2 1. 4   | 各保健福祉事務所、小豆総合事務所で実施している水質検査等を、環境保健研究センターに一元化                  |
| 2 8. 4   | みどり整備課に、全国育樹祭推進室を設置   |
| 2 9. 8   | 直島環境センターを廃止   |
| 3 0. 3   | 全国育樹祭推進室を廃止   |
| R 元. 1 0 | 環境保健研究センターに、気候変動適応センターを設置                                     |
| 5. 4     | 環境政策課に、カーボンニュートラル推進室を設置                                       |
|          | みどり整備課を森林・林業政策課に名称変更  |
|          | 資源化・処理事業推進室を廃止し、廃棄物対策課を循環型社会推進課に名称変更                          |



また、東讃、中讃および西讃の各保健福祉事務所環境管理室ならびに小豆総合事務所環境森林課において、公害苦情などの相談や指導監視などを行っています。

小豆総合事務所環境森林課においては、森林整備、保全に関する事務なども行っています。

## ④ 香川県における環境行政のあゆみ（令和7年3月31日現在）

### 【生活環境】

| 年月日        | 事項   |
|------------|--|
| S41. 10. 1 | 香川県公害対策協議会設置   |
| 42. 4. 1   | 大気汚染、水質汚濁実態調査の開始（大気 S42. 7. 10 着手）（水質 S42. 5. 15 着手）       |
| 42. 11. 15 | 番の州立地企業との間に公害防止覚書の交換（四国電力・三菱化成）                            |
| 44. 6. 10  | 番の州立地企業との間に公害防止覚書の交換（アジア共石・吉田工業）                           |
| 44. 8. 1   | 香川県公害対策審議会設置   |
| 44. 12. 6  | 大気汚染自動測定装置の設置  |
| 45. 10. 1  | 公害対策本部設置、国、県、市による公害に係る緊急総点検実施                              |
| 45. 10. 13 | 公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例制定                                |
| 46. 3. 1   | 番の州立地企業との間に公害防止覚書の交換（川崎重工業）                                |
| 46. 3. 20  | 香川県公害防止条例制定  |
| 46. 4. 1   | 公害防止施設整備資金融資制度の制定  |
| 46. 4. 1   | 公害技術学生修学資金交付制度の制定  |
| 46. 7. 1   | 公害紛争処理法の規定に基づく公害苦情相談員を設置                                   |
| 46. 7. 14  | 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議開催                                       |
| 47. 4. 1   | 高松市内水域に係る上乗せ排水基準の設定  |
| 47. 4. 1   | 移動測定車「青い空」による監視測定の開始                                       |
| 48. 4. 1   | 中讃水域に係る上乗せ排水基準の設定  |
| 48. 4. 1   | 大気汚染常時監視システム（中讃地域）の運用開始                                    |
| 48. 5. 10  | 大気汚染緊急時対策要綱およびこれに基づく硫黄酸化物緊急時対策実施要領の制定                      |
| 48. 9. 1   | 大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく浮遊粒子状物質、二酸化窒素、オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領の制定 |
| 49. 3. 30  | 番の州企業の煙源テレメータ化   |
| 50. 12. 26 | 三菱金属（株）直島製錬所との環境保全協定締結                                     |
| 51. 1. 19  | 香川県流域下水道総合計画策定委員会設置  |
| 51. 2. 17  | 香川地域公害防止計画承認（内閣総理大臣）                                       |
| 51. 5. 6   | 水質調査指導船「ことぶき」竣工  |
| 51. 6. 1   | 三菱軽金属（株）移管に関する協定締結   |
| 52. 2. 18  | 岡山・香川公害対策連絡協議会開催   |
| 55. 3. 29  | 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第1次）                                  |
| 55. 4. 30  | 燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第I期）                                  |
| 56. 3. 9   | 香川県洗剤対策推進要綱の制定   |
| 56. 3. 20  | 香川地域公害防止計画の策定（第2次）   |
| 56. 7. 15  | 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の策定                                     |
| 61. 3. 4   | 香川地域公害防止計画の策定（第3次）   |
| 61. 4. 30  | 燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第II期）                                 |
| 62. 3. 18  | 交通騒音等防止連絡会設置   |
| 62. 4. 30  | 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第2次）                                  |
| 63. 3. 3   | 櫃石島に大気汚染常時測定局を設置し、岩黒島測定局とともにテレメータ化                         |
| H元. 12. 16 | 新高松空港開港に伴い、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定                             |
| 3. 3. 7    | 香川地域公害防止計画の策定（第4次）   |
| 3. 3. 30   | 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第3次）                                  |
| 3. 4. 30   | 燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第III期）                                |
| 3. 5. 28   | 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定                                       |
| 4. 6. 24   | さぬきの名水の認定（10か所）  |
| 4. 7. 7    | 高松地区生活排水対策重点地域の指定  |
| 5. 10. 1   | 海域の窒素および燐に係る排水規制の実施  |
| 7. 6. 5    | 新大気汚染常時監視・環境情報システム運用開始                                     |
| 7. 6. 29   | 高瀬川流域における水道原水水質保全事業実施促進計画の策定                               |
| 8. 2. 15   | 香川地域公害防止計画の策定（第5次）   |
| 8. 6. 17   | 香川県全県域生活排水処理構想の策定  |
| 8. 7. 31   | 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第4次）                                  |
| 8. 7. 31   | 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定                                       |
| 8. 7. 31   | 窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第IV期）                     |
| 9. 9. 12   | ダイオキシン類に係る大気環境指針の設定  |
| 10. 3. 16  | 香川県フロン回収・処理推進協議会設置（H11. 9 廃止）                              |
| 11. 3. 31  | 香川県水環境保全計画の策定  |
| 12. 12. 7  | 香川地域公害防止計画の策定（第6次）   |
| 14. 1. 28  | 香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議の設立                                      |
| 14. 6. 10  | 香川県全県域生活排水処理構想の策定（第2次）                                     |
| 14. 7. 19  | 化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定（第5次）                      |
| 14. 9. 8   | 「さぬき瀬戸クリーンリレー」の開始  |
| 15. 2. 1   | 迷惑黒煙排出ディーゼル車通報制度の制定  |
| 17. 12. 20 | 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例制定                                 |
| 18. 3. 16  | 香川地域公害防止計画の策定（第7次）   |
| 19. 6. 22  | 化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定（第6次）                      |
| 19. 10. 9  | 香川県全県域生活排水処理構想の策定（第3次）                                     |

| 年月日         | 事項   |
|-------------|--|
| 20. 3. 25   | 香川県公害防止条例を香川県生活環境の保全に関する条例に改正                          |
| 21. 3. 24   | 香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正                                  |
| 22. 3. 29   | 香川県海岸漂着物対策等推進協議会の設立 (H25. 5 廃止)                        |
| 23. 3. 31   | 香川県海岸漂着物対策等推進計画の策定                                     |
| 24. 2. 28   | 化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定 (第7次)                 |
| 24. 3. 26   | 香川地域公害防止計画の策定 (第8次)                                    |
| 25. 4. 24   | かがわ「里海」づくり協議会の設立                                       |
| 25. 5. 24   | 香川県海ごみ対策推進協議会の設立                                       |
| 25. 9. 7    | かがわ「里海」づくりビジョンの策定                                      |
| 25. 9. 7    | 瀬戸内海環境保全特別措置法制定40周年記念式典を高松市内で開催                        |
| 25. 11. 1   | さぬき市でPM2.5常時監視を開始                                      |
| 27. 7. 1    | 大気汚染常時測定期局の再配置及び新大気汚染常時監視システムの運用開始                     |
| 28. 3. 30   | 香川県海岸漂着物対策等推進計画の策定 (第2次)                               |
| 28. 3. 31   | 香川県全県域生活排水処理構想の策定 (第4次)                                |
| 28. 10. 25  | 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の変更                                 |
| 29. 6. 23   | 化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定 (第8次)                 |
| R 2. 12. 25 | 岡山県、広島県、愛媛県及び公益財団法人日本財団との「瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定」締結 |
| 3. 3. 24    | 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例を香川県石綿による健康被害の防止に関する条例に改正      |
| 3. 3. 30    | 香川県海岸漂着物対策等推進計画の策定 (第3次)                               |
| 4. 11. 2    | 化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定 (第9次)                 |
| 5. 3. 31    | 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の変更                                 |
| 6. 3. 14    | 香川県栄養塩類管理計画の策定   |
| 7. 3. 25    | 香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正                                  |

## 【自然環境】

| 年月日        | 事項  |
|------------|---|
| S38. 11. 1 | 香川県鳥獣審議会設置  |
| 39. 3. 9   | 第1次鳥獣保護事業計画決定公表                                     |
| 42. 4. 22  | 第2次鳥獣保護事業計画決定公表 (S42. 4. 1～S47. 3. 31)              |
| 46. 3. 20  | 香川県自然保護条例制定 (S46. 4. 1 施行)                          |
| 47. 5. 2   | 第3次鳥獣保護事業計画決定公表 (S47. 4. 1～S52. 3. 31)              |
| 49. 1. 22  | 香川県自然保護総合計画策定調査実施 (S49. 1. 22～S49. 3. 20)           |
| 49. 4. 2   | 香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例制定                        |
| 50. 3. 14  | 香川県自然環境保全等基本方針公表                                    |
| 50. 10. 15 | 香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例による公共施設の緑化基準策定            |
| 52. 3. 31  | 第4次鳥獣保護事業計画決定公表 (S52. 4. 1～S57. 3. 31)              |
| 55. 7. 31  | 香川県自然海浜保全条例制定                                       |
| 57. 3. 30  | 第5次鳥獣保護事業計画策定公表 (S57. 4. 1～S62. 3. 31)              |
| 62. 3. 31  | 第6次鳥獣保護事業計画策定公表 (S62. 4. 1～H6. 3. 31)               |
| H 元. 4. 1  | 全国植樹祭記念香川県緑化推進基金の設置                                 |
| 2. 3. 31   | 香川県自然環境保全計画の策定                                      |
| 2. 12. 21  | 香川県立自然公園条例制定 (H3. 4. 1 施行)                          |
| 4. 3. 31   | 第7次鳥獣保護事業計画策定公表 (H4. 4. 1～H9. 3. 31)                |
| 4. 9. 14   | 大滝大川県立自然公園の指定                                       |
| 8. 7. 28   | 大滝大川県立自然公園センターが完成                                   |
| 9. 3. 17   | 第8次鳥獣保護事業計画の策定                                      |
| 11. 2. 2   | 環境庁長官が瀬戸内海国立公園（香川県地域）の公園区域および公園計画の変更を告示             |
| 13. 3. 31  | 香川県緑化推進基本計画（みどりの創造プラン）の策定                           |
| 14. 3. 27  | みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例制定 (H15. 4. 1 土地開発行為の事前協議制度の開始) |
| 14. 3. 29  | 第9次鳥獣保護事業計画の策定                                      |
| 14. 4. 1   | 香川県公共施設緑化基準の制定                                      |
| 15. 3. 24  | 香川県立自然公園条例の一部改正 (H15. 7. 1 施行)                      |
| 15. 4. 25  | 香川県自然環境保全基本方針の策定                                    |
| 16. 3. 31  | 香川県レッドデータブックの作成                                     |
| 17. 7. 15  | 香川県希少野生生物の保護に関する条例制定                                |
| 17. 9. 15  | 香川県希少野生生物の保護に関する基本方針の策定                             |
| 18. 3. 23  | 香川県みどりの基本計画の策定                                      |
| 19. 3. 29  | 第10次鳥獣保護事業計画の策定                                     |
| 19. 3. 29  | 香川県イノシシ適正管理計画の策定                                    |
| 23. 10. 5  | 香川県みどりの基本計画の策定 (第2次)                                |
| 24. 3. 21  | 第11次鳥獣保護事業計画の策定                                     |
| 24. 3. 21  | 香川県イノシシ適正管理計画の策定                                    |

| 年月日        | 事項  |
|------------|---|
| 26. 7. 13  | 瀬戸内海国立公園指定80周年記念式典を高松市内で開催                |
| 27. 5. 29  | 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ）の策定          |
| 27. 12. 15 | 香川県みどりの基本計画の策定（第3次）                       |
| 29. 3. 31  | 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定                         |
| 29. 3. 31  | 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）の策定          |
| 29. 11. 19 | 第41回全国育樹祭を満濃池森林公园で開催                      |
| 29. 12. 22 | 香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例制定（H30.4.1施行）      |
| R 3. 3. 24 | 「香川県レッドデータブック2021」及び「香川県侵略的外来種リスト2021」の作成 |
| 3. 10. 8   | 香川県みどりの基本計画の策定（第4次）                       |
| 4. 3. 25   | 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定                         |
| 4. 3. 25   | 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）の策定          |

## 【廃棄物】

| 年月日        | 事項   |
|------------|--|
| S50. 3. 24 | 香川県産業廃棄物処理計画策定   |
| 50. 4. 1   | 香川県廃棄物処理施設周辺環境整備事業補助金交付要綱の策定   |
| 50. 5. 15  | 香川県産業廃棄物対策協会設立   |
| 52. 12. 5  | 産業廃棄物対策専門委員会で、処理対策の基本施策について中間報告  |
| 54. 3. 31  | 香川県産業廃棄物処理計画の策定（改定）  |
| 58. 2. 1   | 廃棄物交換制度の実施   |
| 58. 7. 1   | 広域的廃棄物交換制度に参画  |
| 60. 7. 19  | 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定   |
| 61. 2. 21  | 香川県産業廃棄物処理計画の策定（第3次）   |
| H 2. 3. 23 | 香川県産業廃棄物最終処分場確保基本構想の策定   |
| 2. 9. 27   | クリーン香川推進会議の設立  |
| 2. 11. 16  | 兵庫県警察が豊島における産業廃棄物不法投棄事件を強制捜査   |
| 3. 3. 22   | 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定（H3.6.10施行）                           |
| 3. 3. 31   | 香川県産業廃棄物処理計画の策定（第4次）   |
| 3. 3. 31   | 香川県産業廃棄物処理等指導要綱の策定（第3次）  |
| 3. 5. 2    | 社団法人香川県産業廃棄物協会の設立  |
| 3. 10. 25  | 香川県ごみ減量化促進対策事業補助金交付要綱の制定（H3.4.1適用）                                     |
| 5. 1. 22   | 香川県産業廃棄物減量化・再生利用推進協議会の設置   |
| 5. 3. 25   | 香川県環境美化の促進に関する条例の制定（H5.4.1施行）  |
| 5. 11. 11  | 豊島住民が豊島における産業廃棄物不法投棄事件について公害調停を申請                                      |
| 6. 3. 14   | 厚生大臣が財団法人香川県環境保全公社を廃棄物処理センターとして指定                                      |
| 6. 4. 28   | 香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会設置  |
| 7. 3. 30   | 香川県一般廃棄物減量推進計画の策定  |
| 8. 3. 4    | 香川県産業廃棄物処理計画の策定（第5次）   |
| 9. 7. 18   | 公害調停継続中の豊島問題について豊島住民との間で中間合意が成立  |
| 9. 7. 28   | 香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会（以下「豊島技術委員会」という。）設置                                  |
| 10. 8. 10  | 豊島技術委員会が「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書提出  |
| 10. 8. 27  | 豊島技術委員会が「中間処理施設の整備に関する事項」報告書提出   |
| 10. 10. 28 | 財田町内および大野原町内の産業廃棄物不法投棄事案について、措置命令を発令                                   |
| 11. 3. 31  | 香川県ごみ処理広域化計画の策定  |
| 11. 5. 6   | 豊島技術委員会が「第2次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書」提出                                 |
| 11. 11. 18 | 豊島技術委員会が「第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書」提出                                    |
| 12. 6. 6   | 豊島廃棄物等処理について豊島住民と公害調停が成立   |
| 12. 6. 6   | 直島町における風評被害対策条例制定  |
| 12. 6. 26  | 豊島廃棄物等技術委員会設置（H16.3.28 豊島廃棄物等管理委員会に移行、H29.7.9 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に移行） |
| 12. 12. 18 | 中間処理施設建設工事豊島廃棄物対策事業の請負契約を締結  |
| 13. 12. 21 | 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例の制定（H14.11.1施行）                                |
| 14. 2. 8   | 香川県リサイクル製品認定制度創設   |
| 14. 3. 28  | エコアイランドなおしまプランが国からエコタウンプランの承認を受ける                                      |
| 14. 5. 14  | 香川県廃棄物処理計画の策定  |
| 14. 5. 14  | エコアイランドなおしま推進委員会設置   |
| 15. 9. 18  | 豊島廃棄物等の中間処理施設が本格稼働   |
| 16. 12. 21 | 香川県放置自動車の処理に関する条例制定  |
| 18. 3. 31  | 香川県廃棄物処理計画の策定（第2次）   |
| 23. 10. 7  | 香川県廃棄物処理計画の策定（第3次）   |
| 27. 12. 15 | 香川県廃棄物処理計画の策定（第4次）   |
| 28. 3. 29  | 香川県災害廃棄物処理計画の策定  |
| 28. 7. 20  | 香川県食品廃棄物削減推進協議会の設置（R2.8.28 香川県食品ロス削減推進協議会に移行）                          |

| 年月日       | 事項   |
|-----------|--|
| 29. 3. 28 | 豊島から廃棄物等の搬出を完了   |
| 29. 6. 12 | 直島での廃棄物等の処理を完了   |
| R 2. 4. 1 | 直島町における風評被害対策条例廃止  |
| 2. 8. 28  | 香川県食品ロス削減推進協議会設置   |
| 3. 3. 12  | 香川県食品ロス削減推進計画の策定   |
| 3. 3. 31  | 香川県災害廃棄物処理計画の策定（改定）  |
| 3. 10. 18 | 香川県廃棄物処理計画の策定（第5次）   |
| 4. 3. 25  | 香川県ごみ処理広域化・集約化計画の策定  |
| 5. 3. 10  | 豊島処分地の整地が完了（【特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法】による国からの財政支援の期限内に完了） |

## 【地球環境など全般】

| 年月日        | 事項   |
|------------|--|
| S49. 8. 1  | 香川県水道用水供給事業供給開始  |
| 52. 7. 20  | 瀬戸大橋に係る環境評価の実施   |
| 53. 10. 10 | 瀬戸大橋着工式  |
| 55. 3. 15  | 財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金設立  |
| 58. 9. 16  | 香川県環境影響評価実施要綱の制定   |
| 59. 5. 29  | 四国横断自動車道起工式  |
| 63. 3. 31  | 香川県アメニティ・マスター・プランの策定   |
| H 2. 3. 29 | 香川県環境保全基金の設置   |
| 2. 9. 17   | 香川県地球環境問題連絡会議設置  |
| 5. 3. 22   | 香川環境プラン策定公表  |
| 6. 7. 20   | 香川県環境審議会条例の制定（H6. 8. 1 施行）   |
| 7. 3. 22   | 香川県環境基本条例制定（H7. 4. 1 施行）   |
| 8. 11. 25  | 香川県地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 かがわ）の策定   |
| 9. 3. 26   | 国土利用計画（香川県計画） - 第3次 - 決定   |
| 9. 5. 7    | 香川県環境基本計画の策定   |
| 10. 11. 7  | 瀬戸内海環境保全大臣・知事円卓会議を丸亀市内で開催  |
| 11. 3. 19  | 香川県環境影響評価条例制定  |
| 11. 9. 29  | 「香川県フロン回収・処理基本方針」および「香川県フロン回収・処理方針」の策定（H14. 3 廃止）                      |
| 12. 6. 1   | 香川県環境教育・環境学習基本方針の策定  |
| 12. 6. 1   | 環境配慮指針の策定  |
| 12. 11. 21 | エコライフかがわ推進会議の設立  |
| 12. 12. 25 | 「残したい香川の水環境 50 選」認定  |
| 13. 3. 30  | 香川県環境保全率先実行計画（香川エコオフィス計画）の策定   |
| 13. 5. 10  | クリーン香川推進会議がエコライフかがわ推進会議に統合し、解散   |
| 13. 7. 26  | 香川県環境基本計画の策定（第2次）  |
| 14. 3. 13  | 本庁舎において ISO14001 の認証取得   |
| 16. 3. 3   | ISO14001 の運用対象地区を環境保健研究センターに拡大   |
| 18. 3. 23  | 香川県環境基本計画の策定（第3次）  |
| 18. 3. 31  | 香川県地球温暖化対策推進計画の策定  |
| 19. 6. 29  | 財団法人香川県環境保全公社を地球温暖化防止活動推進センターに指定                                       |
| 20. 3. 25  | 香川県生活環境の保全に関する条例で地球温暖化対策を規定  |
| 23. 10. 5  | 香川県環境基本計画の策定（第4次）  |
| 23. 10. 7  | 香川県地球温暖化対策推進計画の策定（第2次）   |
| 25. 3. 22  | 香川県環境影響評価条例の一部改正   |
| 27. 12. 15 | 香川県環境基本計画の策定（第5次）  |
| 27. 12. 15 | 香川県地球温暖化対策推進計画の策定（第3次）   |
| 29. 3. 21  | 香川県気候変動適応方針の策定   |
| 31. 3. 1   | 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定（H31. 4. 1 運用開始）                            |
| R 元. 10. 1 | 香川県気候変動適応センターの設置   |
| 3. 2. 17   | 「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050 年までに二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明 |
| 3. 4. 30   | 香川県地域 E S G 脱炭素設備投資促進コンソーシアムの設置  |
| 3. 10. 8   | 香川県環境基本計画の策定（第6次）  |
| 3. 10. 18  | 香川県地球温暖化対策推進計画の策定（第4次）   |
| 4. 4. 21   | 香川県地域脱炭素推進協議会の設置   |
| 4. 5. 27   | ゼロカーボン企業相談窓口の設置  |
| 4. 5. 31   | 香川県庁がエコ通勤優良事業所に認証・登録   |
| 5. 2. 10   | 香川県地域脱炭素ロードマップの策定  |
| 6. 5. 24   | 環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択                                   |

## **令和 7 年度版 香川県環境白書**

令和 7 年 12 月 発行

香川県環境森林部環境政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL : 087-832-3209

FAX : 087-806-0227

E-mail : [kankyoせいさく@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kankyoせいさく@pref.kagawa.lg.jp)